

中小企業会計研究

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

2015

FIRST
創刊号
ISSUE

ISSN 2189-650X

中小企業会計学会

Japanese Accounting Association for SMEs

中小企業会計研究 創刊号 (2015 年)

目 次

『中小企業会計研究』の創刊にあたって	河崎照行 / 1
我が国における中小企業会計の概念フレームワークの提言 —米国中小企業会計の概念フレームワークを参考にして—	岩崎 勇 / 2
我が国における「中小会計要領」の有用性と今後の 適用可能性	櫛部幸子 / 16
中小企業の計算書類に対する保証モデルの類型的検討	朱 愷雯 / 28
中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性 —中小企業経営者と金融機関との関係性を中心として—	松崎堅太郎 / 41
確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築	堺 貴晴 / 53
我が国の中小会社会計の構造とそのあり方に関する —考察	堂野崎 融 / 65
英文 Summary · Keywords /	76
<編集後記> /	82

Contents

Foreward for the first publication	Teruyuki Kawasaki / 1
A Proposal for the Conceptual Framework for Small- and Medium-Sized Entities Accounting in Japan	Isamu Iwasaki / 2 (76)
Usability and future applicability of The Basic Guidance of Accounting for SMEs in Japan	Sachiko Kushibe / 16 (77)
Study on Assurance Services for SMEs	Kaiwen Zhu / 28 (78)
Direction of improving the reliability of the financial institutions that take advantage of the SMEs accounting in Japan —About the relationship between small business owners and financial institutions—	Kentaro Matsuzaki / 41 (79)
Construction of Accounting for Small and Medium-sized Entities based on the Definite Settlement of an Accounts Principle	Takaharu Sakai / 53 (80)
A study on the structure and the way of Small and Medium-sized Entities accounting in Japan	Toru Donosaki / 65 (81)

『中小企業会計研究』の創刊にあたって

中小企業会計学会長

河崎 照行

中小企業会計学会の設立目的は、中小企業をめぐる諸問題を理論・制度・実務の諸側面から、研究者と実務者の広範な意見交換を通して、わが国および諸外国の会計理論と会計実務の発展に資するとともに、会員相互の交流を深めることにある。本学会は、世界初の中小企業会計に関する学会として、2013年2月16日に創立された。

近年、会計学の研究分野では、国際会計基準(IFRS)の国内化問題を契機として、中小企業会計のあり方が活発に議論されるようになってきた。国際会計基準審議会(IASB)は、2009年7月に「中小企業版IFRS」(IFRS for SMEs)を公表し、現在、諸外国では、その導入問題をめぐって、活発な議論が展開されている。他方、わが国では、2002年3月に中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置され、中小企業会計に関する本格的な議論が開始された。その後、2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」(「中小指針」)、また、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」(「中小会計要領」)が公表され、現在、中小企業会計に重大な関心が寄せられている。

中小企業会計の研究対象は広範な分野にわたる。例えば、会計理論(財務会計)、国際会計、管理会計、会計監査、税務会計、自治体会計など、伝統的な会計研究の専門分野はもとより、これらの専門分野を「中小企業」というキーワードによって統合する総合研究など、その研究対象は実に多様である。

本学会は、かかる広範かつ多様な研究分野において、研究者と実務者の英知を結集し、アカデミズムとプラグマティズムの「知の融合」によって、中小企業会計のあるべき姿を探求することを通して、わが国および諸外国の中小企業の成長・発展に資することを使命としている。そのため、本学会員には、最先端かつ不断の研究努力が求められている。かかる研究成果を公表する「場」が、本学会誌『中小企業会計研究』であるといつてよい。

本学会誌『中小企業会計研究』が、本学会員の研鑽と交流の場として活用されるとともに、中小企業会計の研究における「フロントランナー」となることを期待してやまない。

我が国における中小企業会計の 概念フレームワークの提言

—米国中小企業会計の概念フレームワークを参考にして—

岩 崎 勇 (九州大学大学院教授)

論文要旨 中小企業については、その企業属性等に応じ、中小企業の実態をより適切に示した財務諸表の方が、社会的信頼性を高めることができると考えられるので、大企業会計基準とは別個の中小企業会計基準が必要である。これに関して現在、日本商工会議所等が公表した「中小企業の会計に関する指針」等が並列して存在しており、いわゆる「会計基準の多様化」が見られる。これらの我が国の中小企業会計基準については、概念フレームワークが明示的に示されていないが、内的整合性のある一貫した会計基準を設定するためには、これらの中小企業会計基準を基礎づける概念フレームワークが重要であると考えられる。

本稿では、米国公認会計士協会 (AICPA) が公表した「中小企業のための財務報告フレームワーク」(中小企業版 FRF) を参考にして、我が国の状況を考慮に入れながら、いわゆる「中小企業会計要領」にとって最適な概念フレームワークを提言することを目的としている。このために、まず中小企業会計基準の設定アプローチについて検討する。そして、この中小企業会計基準の設定アプローチとして適切なアプローチを採用していると考えられる米国の中小企業会計基準の概要と AICPA の中小企業版 FRF の概念フレームワークの内容を検討する。最後に、これらのことを考慮し、かつ我が国の状況を加味して、「中小企業会計要領」にとって最適な概念フレームワークを提言している。

キーワード 中小企業会計, 概念フレームワーク, 中小企業会計の概念フレームワーク, 米国中小企業会計

I はじめに

企業はその属性によって大きく大規模上場企業(大企業)と中小規模非上場企業(中小企業)とに分けられる。経済のグローバル化に伴って、会計制度も国際的な統合を目指す大企業会計と、その影響を出来るだけ回避し、ローカルな制度条件と企業属性を加味した中小企業会計とに分けられるようになってきている。すなわち、「中

小企業会計の前提は、中小企業と大企業の企業属性の相違である。企業属性が異なれば、そこで営まれる会計慣行も異なり、会計慣行が異なれば会計基準も異なるとする認識が、中小企業会計の理論的前提となる」(河崎 [2014], 8 頁)。また、同時に、会計目的が異なれば、会計基準も異なるとも考えられる。このような考え方に基づいて、大企業会計基準とは別個・独自の中小企業会計基準を設定するアプローチに従って、別個の中小企業会計基準⁽¹⁾を設定し、制度化

※本稿は査読済み論文です(2015年6月20日決定)。

表1 会計基準の多様化

摘要	現象	内容	具体例
会計基準の多様化	(1) 会計基準の二分化・複線化・二元化	会計基準が大企業会計基準と中小企業会計基準とへ分化すること	大企業会計基準 中小企業会計基準
	(2) 会計基準の複合化	大企業会計基準と中小企業会計基準のそれぞれの内容が複数になること	J-GAAP, IFRS, US-GAAP, JMIS 中小企業会計指針, 中小企業会計要領 IFRS for SMEs

注：J-GAAP：日本の一般に認められた会計基準，IFRS：国際財務報告基準，US-GAAP：米国の一般に認められた会計基準，JMIS：修正国際基準
出所：著者作成。

する場合には、表1のように、いわゆる「会計基準の二分化・複線化・二元化」(現象(1))が生じることとなる。

そして、我が国の中小企業についても、その置かれている状況、企業属性や会計目的等に応じ、中小企業の実態をより適切に示した財務諸表の方が、社会的信頼性を高めることができると考えられるので、大企業会計基準とは別個の中小企業会計基準が必要である。この中小企業会計基準に関して、現在2005年8月に日本商工会議所等が公表した「中小企業の会計に関する指針」(以下、「指針」という)(日本商工会議所等[2005])、2012年2月に中小企業の会計に関する検討会が公表した「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「要領」という)(中小企業の会計に関する検討会[2012])および国際会計基準審議会(IASB)が公表した中小企業版IFRS「IFRS for SMEs」(IASB[2009])が並列して存在しており、表1のように、いわゆる「会計基準の複合化」(現象(2))が見られる。

これらの我が国の中小企業会計基準については、概念フレームワークが明示的に示されていないが、内的整合性のある一貫した会計基準を設定するためには、これらの中小企業会計基準を基礎づける概念フレームワークが重要であると考えられる。

このような状況の下において、本稿では、

文献研究に基づいて、米国公認会計士協会(AICPA)が2013年6月に公表した「中小企業のための財務報告フレームワーク」(AICPA[2013]、「FRF for SMEs」、以下、「中小企業版FRF」という)を参考にして、我が国の状況を考慮に入れながら、「要領」にとって最適な会計の概念フレームワークを提言することを目的としている。

Ⅱ 中小企業会計の概念フレームワークの検討

1 中小企業会計基準の設定アプローチ

(1) 中小企業会計基準の設定アプローチ

ここでは、中小企業会計の概念フレームワークの提言を行う前提として、中小企業会計基準の設定アプローチについて検討することとする。周知のとおり、主要な中小企業会計基準の設定アプローチには、次のようなものがある。

第1は、会計基準の設定アプローチとして、大企業と中小企業とに基本的に同じ原理を適用して会計基準を設定するか否かの観点から、シングル・スタンダード・アプローチとダブル・スタンダード・アプローチに分けられる。ここで、シングル・スタンダード・アプローチとは、企業属性や会計目的⁽²⁾等に関わらず、同じ取引には同じ会計処理を適用すべきであると考え、大企業会計基準と基本的に同じ原理で中小企業

会計基準を設定するアプローチであり、他方、ダブル・スタンダード・アプローチとは、企業属性や会計目的等を考慮して、大企業会計基準と別個の原理で中小企業会計基準を設定するアプローチである（岩崎 [2006], 22 頁）。前者の適用例としては、例えば、企業会計基準と基本的に同一の原理で設定された「指針」があり、後者の適用例としては、企業会計基準と別個の独立した原理で設定された「要領」がある。

第2は、中小企業会計基準の設定アプローチとして、大企業会計基準を簡素化して中小企業会計基準を作成するか否かという観点から、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチに分けられる⁽³⁾。ここで、トップダウン・アプローチとは、大企業会計基準を簡素化するという簡素化方式で中小企業会計基準を作成するアプローチであり、他方、ボトムアップ・アプローチとは、大企業会計基準とは別個に、中小企業の属性や会計目的等に配慮し、その会計慣行⁽⁴⁾等を公式化するという積上方式で中小企業会計基準を設定するアプローチである⁽⁵⁾。これらはそれぞれ、前述のシングル・スタンダード・アプローチとダブル・スタンダード・アプローチとに親和性がある。そして、前者の例として、例えば、IASBの公表する完全版国際財務報告基準（full IFRS）を簡略化する形で中小企業版 IFRS（IFRS for SMEs）を作成し、また、米国の財務会計基準審議会（FASB）の親組織である財務会計財団（FAF）が組織する非公開企業評議会（PCC）が大企業用の「一般に認められた会計原則」（GAAP）を簡素化する形で「中小企業版 GAAP」を作成し、また我が国では大企業会計基準を簡略化する形で「指針」を作成している。また、後者の例として、例えば、米国では AICPA が「中小企業版 FRF」を公表⁽⁶⁾し、我が国では中小企業の会計に関する検討会が「要領」を公表している（河崎 [2013a], 17 頁）。

第3は、上場企業で一組の会計基準が強制または選択適用されるような状況を前提として、概念フレームワークと個別の会計基準の関係における会計基準の設定アプローチとして、概念フレームワークを設定して、それを基礎として首尾一貫した会計基準を作成するか否かという観点から、理論的アプローチとピースミール・アプローチに分けられる。ここで、理論的アプローチとは、まず概念フレームワーク⁽⁷⁾を設定し、それに基づいて演繹的に個別の会計基準を導き出すアプローチであり、基本的に個別の会計基準の間に首尾一貫性を保つことを目指している。他方、ピースミール・アプローチとは、概念フレームワークを設定せず、その時々状況に応じて適宜個別の会計基準を設定するアプローチであり、この場合には、個別の会計基準の間に必ずしも首尾一貫性が保たれない⁽⁸⁾。

上記会計基準の設定アプローチと「要領」との関係を見ると、現在の「要領」に関しては、ダブル・スタンダード・アプローチ、ボトムアップ・アプローチで、かつピースミール・アプローチ⁽⁹⁾によって作成されていると考えられる。前述のように、大企業と中小企業とは、その企業属性や会計目的等が異なっているので、ダブル・スタンダード・アプローチを採用して中小企業会計基準を設定することは適切であると考えられる。しかし、このように、ダブル・スタンダード・アプローチを採用する場合においても、米国の「中小企業版 FRF」のように、大企業向けの概念フレームワークとは別個の中小企業向けの概念的なフレームワークが有用であると考えられる。そこで以下では、このような概念的なフレームワークを提言していきたい。

(2) ダブル・スタンダード・アプローチの場合の 概念フレームワークに関連する主な差異

ダブル・スタンダード・アプローチを採用して設定される概念フレームワークに関する関連

表2 中小企業のための財務報告フレームワークの構成

第1章 財務諸表の諸概念	第2章 財務諸表の表示に関する一般原則および会計方針
第3章 移行措置	第4章 財政状態計算書
第5章 流動資産および流動負債	第6章 特定の金融資産および金融負債に関する会計上の特別な考慮
第7章 事業活動計算書	第8章 キャッシュ・フロー計算書
第9章 会計方針の変更、会計上の見積りの変更および誤謬の訂正	
第10章 リスクおよび不確実性	第11章 持分、負債およびその他の投資
第12章 棚卸資産	第13章 無形資産
第14章 有形固定資産	第15章 長期性資産の処分と非継続事業
第16章 契約	第17章 偶発事象
第18章 持分	第19章 収益
第20章 退職給付およびその他退職後給付	第21章 法人所得税
第22章 子会社	第23章 連結財務諸表および少数株主持分
第24章 ジョイント・ベンチャー投資	第25章 リース
第26章 関連当事者取引	第27章 後発事象
第28章 企業結合	第29章 プッシュダウン会計
第30章 非貨幣取引	第31章 外貨建取引

出所：AICPA [2013] を参照して著者作成。

を作成している。

(2) 中小企業版 FRF の概念フレームワークの内容

① 中小企業版 FRF の概要

前述のように、米国の中小企業会計基準を取り巻く状況の概要が明らかにされたので、ここでは、我が国の「要領」についての概念的なフレームワークを提言するための参考として、米国の「中小企業版 FRF」の概念フレームワークの内容について検討していくこととする。なお、この概念フレームワーク部分が含まれる「中小企業版 FRF」自体は、表2のように、31章から構成され、かなりの分量がある。この全体の内容についての詳細な分析は、紙幅の関係上、別稿に譲ることとする。

表2のように、「中小企業版 FRF」では、その具体的な基準として、例えば、キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表、企業結合、プッシュダウン会計等のように、中小企業にとってあまり一般的ではない高度の内容も含まれている。したがって、これらは我が国の中小企業の

会計基準としては、一般的には不要であると考えられる。

なお、この「中小企業版 FRF」の適用が想定されている「企業属性」は、一般に US-GAAP に準拠した財務諸表を作成する必要がなく、株式を公開する意図がなく、営利企業であり、出資と経営とが一致した非上場企業であり、高度に専門的な事業を行っておらず、過度に海外事業を行っておらず、企業への融資判断は、財務諸表の他に、担保等も加味して行っているような企業である (AICPA [2013], pp. vi - vii, 浦崎 [2013b], 45 頁, 朱 [2013], 3-5 頁)。これらの企業属性は、基本的に我が国の中小企業のそれと同様であり、これらの観点からは、概念フレームワークの修正は不要であると考えられる。

② 中小企業版 FRF の概念フレームワークの内容

「中小企業版 FRF」のうち第1章が「財務諸表の諸概念」いわゆる「概念フレームワーク」⁽¹⁰⁾に相当する部分であり、その主な内容

表3 中小企業版FRFの概念フレームワークの内容

摘 要	内 容
1 財務諸表の目的	(1)意思決定に対する役立ちと受託責任の評価 (2)経営者、債権者その他の利用者が資源配分の意味決定を行い、または経営者の受託責任を評価する、あるいはその両者を行うに当たり、利用者に有用な情報を伝達すること
2 会計情報の質的特性	(1)質的特性：①理解可能性、②目的適合性（予測価値、フィードバック価値、適時性）、③信頼性（表現の忠実性、検証可能性、中立性、保守主義）、④比較可能性 (2)専門的判断：重要性
3 財務諸表の構成要素	(1)財務諸表：①貸借対照表（財政状態計算書：SFP）、②損益計算書（事業活動計算書：SO）、③持分変動計算書、④キャッシュ・フロー計算書 (2)財務諸表の構成要素：①資産、②負債、③持分、④収益、⑤費用、⑥利得、⑦損失
4 認識と測定	(1)認識：ある項目を財務諸表に記載するプロセス 認識規準：①測定の基礎、②経済的便益の獲得または消滅の蓋然性 (2)測定：財務諸表に認識された項目の金額を決定するプロセス 測定の基礎：①主要な基礎（取得原価）、②その他の基礎（取替原価、実現可能価額、現在価値）

出所：AICPA [2013], pars. 1.01-1.46, 河崎 [2013b], 34-35頁を参照して著者作成。

は、表3のとおりである。この内容については、既に例えば、河崎 [2013a], [2013b], 浦崎 [2013a], 朱 [2013] 等で詳細な検討がなされている。

表3から明らかなように、この「中小企業版FRF」の概念フレームワークにおける基本的な特徴は、次のとおりである（AICPA [2013], 河崎 [2013b], 76頁, 浦崎 [2013a], 46頁）。

①簡素化された原則主義の会計基準であり、その適用範囲が広いこと、②財務諸表の目的について、その主たる利用者を経営者や債権者等において、投資意思決定ではなく、経営者等の意思決定への役立ちと受託責任の評価を挙げていること、③財務情報の質的特性について、理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性を挙げており、忠実な表現ではなく、信頼性を維持していること。しかも、信頼性の構成要素として保守主義を残していること、④財務諸表の構成要素について、貸借対照表上において資産、負債および持分が掲げられていること、また、損益計算書上において収益、費用、利得、損失が挙げられており、そこでは包括利益は想定さ

れていないこと、⑤認識規準について、測定の基礎および経済的便益の獲得ないし消滅の蓋然性が規定されていること、⑥測定基礎について、基本的に取得原価によることが原則であり、その他の基礎として現在価値等の使用が認められていること、⑦伝統的な会計原則と税法基準を適切に組み合わせた会計ルールであり、例えば、後入先出法等が認められていること、⑧経営者により財務諸表作成の選択が行われること、⑨大企業用の米国GAAPとは、例えば、次の点で異なっていること、すなわち、⑦減損会計を基本的に要求していないこと、①変動持分事業体の概念を除いた簡素化された連結モデルを採用していることおよび④包括利益を要求していないこと等である。

このように、「中小企業版FRF」においては、ダブル・スタンダード・アプローチに基づき中小企業の属性に適した中小企業会計基準およびこれに関する概念フレームワークが設定されている。

Ⅲ 我が国中小企業にとっての 概念フレームワークの提言

1 先行研究

前述のように、米国における「中小企業版FRF」に関する概念フレームワークの内容が明らかにされた。そこで、次に我が国の中小企業会計に関する概念フレームワークに関する先行研究を概観しておくこととする。この先行研究として、例えば、神森 [2010]、河崎 [2013b]、[2014] 等がある。神森 [2010] の論文では、中小企業会計の概念フレームワークの内容を他律的財務会計と自律的管理会計とに分けて、次のような主張がなされている。

「①中小企業会計の目的 他律的目的…会社法の規定による所有者（株主）への会計情報の提供 自律的目的…経営者の経営管理のための会計情報の提供 ②中小企業の会計情報の質的特性…他律的財務会計と自律的管理会計とくに、後者にウエイトのかかった二元的性格 ③中小企業の会計情報の構成要素 他律的財務会計による財務諸表に関して…資産、負債、純資産、収益・利得、費用・損失 自律的管理会計に関して…財務諸表の構成要素の他、管理可能費・管理不能費、変動費・固定費および部門別等の収益と変動費ならびに必要な応じた特殊原価 ④中小企業の会計に係る認識と測定 他律的財務会計については…会社法の規定による。会社法に規定のない事項については税法基準による。会社法にも、税法基準にもない事項については、『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』による。 自律的管理会計については…目的に応じて認識し、原価および／または時価により測定」（番号は著者挿入）としている（神森 [2010]、311-312 頁）。

また、河崎 [2013b] では、我が国の中小企業会計の概念フレームワークは明示的には提示

されていないが、「要領」の「総論」は、これに相当するものと考えてよいとしている。そして、そこでの基本的な考え方は、「①『確定決算主義』を維持し、『取得原価主義』、『企業会計原則』、『法人税法』等を踏まえた会計基準であること ②中小企業の属性を重視し、その会計実務の実態をベースとする『積み上げ方式』（ボトムアップ・アプローチ）を採用すること」という2点に集約できるとしている。また、この総論において注目すべき点として、①IFRSの影響の遮断と②記帳の重視を挙げている（河崎 [2013b]、77 頁）。そして、我が国の「要領」では、大企業と比較して、中小企業の主な属性として、中小企業では所有と経営とが未分離であること、内部統制の整備が不十分であること、およびステーク・ホルダーの範囲が主に債権者（金融機関）や取引先に限定されること等が挙げられる（河崎 [2013b]、70-71 頁）としている。

なお、本稿では、あくまでも財務会計を想定しているので、神森 [2010] 論文の自律的管理会計および他律的財務会計という分類を行っていない。また、提案の内容もかなり異なっている。また、河崎 [2013b] 等では、概念フレームワークそのものの提案ではないので、本稿においては、会計関連制度の米国との差異の部分に関しては考慮しているけれども、その他の点では、直接的には前提としていない。

2 日米の差異

(1) 制度的な違い

日米の会計を取り巻く環境や制度において、特に考慮すべきものとして、例えば、次のようなものがある。

① 会社法：米国では、前述のように、州ごとに州法として会社法が規定され、会計に関する規定が異なっている。これに対して、日本では、会社法は全ての企業に適用される。

このように、米国における会社法の影響は、様々であり一概に記述することはできない。他方、我が国の会社法では、一般に公正妥当と認められた会計の基準の一つとして「要領」が認められることとなる。

- ② 税法：周知のように、米国では、申告調整主義が採られ、税務と会計との関連が日本よりも緩く、税務の会計に対する影響力が日本より弱いものとなっている。これに対して、日本では、確定決算主義が採られ、税務と会計との関連がより密接に関連している。

このように、米国においては、会計に対する税法の影響は緩やかであるのに対して、我が国の場合には、直接的な影響を与える可能性がある。

そこで、毎年改正される税法の影響をどこまで、概念フレームワークに取り入れるのかということが問題となる。これは、バランスの問題であり、適正な期間損益計算（経営成績の表示）や財政状態の表示を考えた場合には、あまり税法の影響を取り入れない方がよい。他方、税務用と会計用のデータに同じものを使用するという簡便性という観点からは、税法に合わせて修正することも考えられる。

- ③ 資金調達：米国では、企業の資金調達において直接金融であることが珍しくない。これに対して、日本では、メインバンク制のように、間接金融により銀行等を用いることが多い。

ただし、「中小企業版 FRF」における概念フレームワークでは、これらの両者の差異の影響はあまり明確な違いとなって表れていない。

- (2) 「中小企業版 FRF」と「要領」との主な違い
前掲表 2 から明らかなように、米国の「中

小企業版 FRF」と我が国の「要領」とを比較して、米国のそれは、「外貨建て、連結財務諸表、企業結合など上場企業の会計基準も取り上げられており、小規模企業のほか中規模企業にも適用される点で中小企業の包括的な会計基準となっている」（大城 [2014], 127 頁）。他方、「要領」は、このようなものを想定していない。それゆえ、本稿では、このような一般に上場企業に適用される高度な会計基準を想定していない。

(3) 両者のフレームワークの違い

ここでは、基本的に「中小企業版 FRF」を基本としているが、以下の点で、異なっている。

表 4 のように、両者の主な相違点等に関しては、財務諸表の目的は、基本的に同じである。また、会計情報の質的特性に関しても、主副の区別をつけることを除けば、基本的に同じである。財務諸表に関しては、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書を削除し、日本の制度に合わせるために、株主資本等変動計算書を加えると共に、キャッシュ・フロー計算書については、負担が重いと考えられるので、削除している。財務諸表の構成要素に関しては、利得および損失は、収益費用に含まれるので、これらを削除することによって、日本の制度に合わせている。認識規準に関しては、定義を満たすことを前提として、測定基礎として信頼し得る原価又は時価を持つことを明示している。

3 我が国中小企業にとっての概念フレームワークの提言

ここでは、米国の「中小企業版 FRF」を参照し、かつ上述のような我が国独自の状況を加味して「要領」についての概念フレームワークを提言していきたい。

(1) 財務諸表の目的

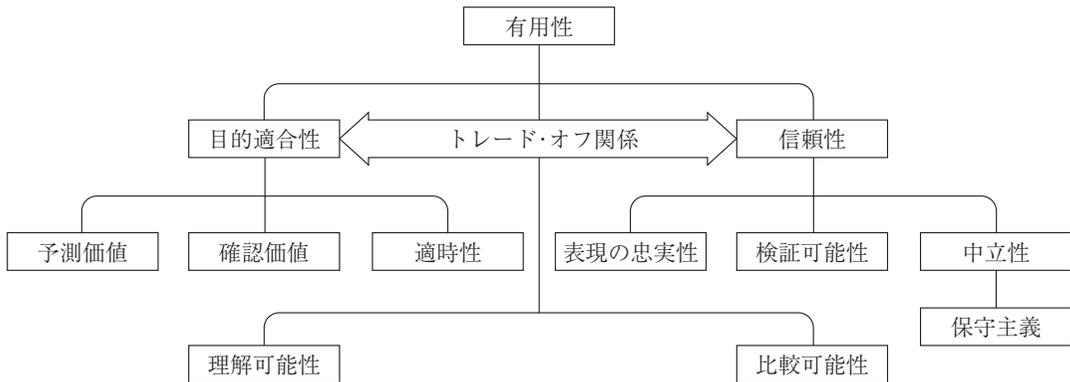
財務諸表の目的は、適正な期間損益計算を行うことによって、経営者、債権者およびその他

表4 両フレームワークの差異

(米国) 中小企業版FRF		削除	追加	日本版FW
1 財務諸表の目的	意思決定と受託責任	-	-	意思決定と受託責任
2 会計情報の質的特性	①理解可能性, ②目的適合性, ③信頼性, ④比較可能性	-	主副の区別	【基本的特性】 ①目的適合性, ②信頼性 【補強的特性】 ①理解可能性, ②比較可能性
3 財務諸表の構成要素	【F/S】 貸借対照表, 損益計算書, 持分変動計算書, キャッシュ・フロー計算書	持分変動計算書, キャッシュ・フロー計算書	株主資本等変動計算書*	【F/S】 貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書*
	【構成要素】 資産, 負債, 持分, 収益, 費用, 利得, 損失	利得, 損失, 持分	資本	【構成要素】 資産, 負債, 資本, 収益, 費用
4 認識と測定	【認識】 測定の基礎, 蓋然性	-	信頼性	【認識】 (構成要素の定義) 信頼できる測定の基礎, 蓋然性
	【測定】 主要な基礎: 取得原価, その他の基礎: 時価	-	-	【測定】 主要な基礎: 取得原価, その他の基礎: 時価

中小企業版FRF: 中小企業のための財務報告フレームワーク, 日本版FW: 日本版概念フレームワーク, F/S: 財務諸表
 ※: 資本変動計算書でもよい。
 出所: 著者作成。

図1 財務情報の質的特性の相関図



の利用者が資源配分的意思決定を行うのに有用な、企業の経済的資源、それへの請求権およびそれらの変動という財政状態および経営成績についての財務情報を提供することである。また、財務諸表は、経営者の受託責任の結果も明示する。

(2) 財務情報の質的特性

財務情報の質的特性は、財務諸表において提供される財務情報の質的な特性を示すものであ

り、財務諸表の利用者にとって情報を有用なものとするものである。この質的特性には、図1のように、情報が有用であるために必須である基本的な質的特性と、情報が有用であるためにはあった方が望ましい補強的な質的特性がある。基本的な質的特性には、目的適合性と信頼性があり、補強的な質的特性には、理解可能性と比較可能性がある。

目的適合性とは、利用者が、過去、現在また

は将来の事象を評価し、また過去に行った評価を確認し、訂正するのに役立つことによって、利用者の意思決定に影響を与えることができる性質のことである。すなわち、予測価値、確認価値および適時性を満たした時に、情報は目的適合性があるものとなる。予測価値とは、利用者が、過去、現在または将来の事象を評価し、将来キャッシュ・フローに関する金額、タイミング、不確実性等の予測に役立つ性質のことである。確認価値とは、過去に行った評価を確認し、訂正するのに役立つ性質のことである。適時性とは、情報を過度に遅延せず、適時に提供する性質のことである。また、信頼性とは、情報が一定の水準で信頼できることであり、より具体的には、情報が、その対象である経済事象を忠実に表現し、またその証拠の元となっている取引または事象と一致し、その一致することについて独立した検証が可能であり、かつ当該情報に偏りが無いことである。すなわち、表現の忠実性、検証可能性、中立性を満たした時に、情報は信頼性があるものとなる。なお、情報の中立性は、不確実な状況において判断を行う際に、保守主義を用いることによって影響を受ける。表現の忠実性とは、事実を会計上忠実に反映すること、すなわち事実と会計上の分類項目との明確な対応関係があることである。検証可能性とは、領収書等によって項目と事実との照合が可能であることであり、測定者の主観に左右されない事実に基づく財務報告であることである。中立性とは、一部の関係者だけを偏重することのない財務報告であることである。保守主義とは、不確実な状況の下で判断を行う場合に、利益の過大表示とならないような慎重な判断を行うことである。

理解可能性とは、利用者が企業活動や会計に関して勤勉な態度を持って情報を研究する意思を有することを前提として、財務情報を理解できるという性質のことである。また、比較可能

性とは、特定の情報それ自体の性質ではなく、二つの情報間の関係の性質であり、利用者によって二つの財務諸表によって提供される情報の類似点や差異点を識別し、財務情報が相互に比較できるという性質である。すなわち、同一企業の会計情報を前期と当期というように時系列で比較する場合、または同一時点の会計情報を同業他社等との企業間で比較する場合、それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていることを要請するものである。

(3) 財務諸表の構成要素

財務諸表には、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書⁽¹¹⁾がある

財務諸表の目的を達成するために提供しなければならない基本的情報は、企業の経済的資源、それに対する請求権という財政状態ならびに財務業績という経営成績に関する情報である。

これらを表現する財務諸表の構成要素は、資産、負債、資本、収益、費用である。純利益は収益から費用を差し引いた金額である。なお、財務諸表の注記および付属明細書は、財務諸表の計上項目の明瞭性を高め、その内容の補足説明を行うものであるため、財務諸表の重要な一部であるが、財務諸表の構成要素ではない。

資産とは、過去の取引または事象の結果として企業が支配する経済的資源であり、それから将来の経済的便益を獲得することが期待されるものである。負債とは、過去の取引または事象の結果として企業が負う経済的資源を引き渡す債務である。資本とは、所有主からの出資および企業活動から得られた利益の留保のことである。収益とは、資産の増加または負債の減少としての、資本取引を除く、資本を増加させる要因のことである。費用とは、資産の減少または負債の増加としての、資本取引を除く、資本を減少させる要因のことである。

(4) 認識規準

認識とは、ある項目を財務諸表に計上するプロセスである。財務諸表の構成要素の認識規準は、次のとおりである。

- ① 財務諸表の構成要素の定義を満たすこと
- ② 当該項目が信頼し得る原価または時価という適切な測定の基礎を有していること、かつ
- ③ 将来の経済的便益の獲得または消費に関連する項目について、そのような便益が獲得されるか、または消費される可能性が高いこと。

なお、収益費用については基本的に発生主義会計に基づき追加的な認識規準は、個別的な基準において別に定める。

(5) 測定基礎

測定とは、財務諸表において認識される項目の金額を決定するプロセスである。財務諸表の主たる測定基礎は期中の取引に基づく取得原価である。ただし、取得原価が適切でない場合には、市場価値、現在価値、取替原価、実現可能価額等を使用することができる。また、資本維持に関しては、インフレーション等が激しい場合を除き、名目貨幣資本維持を前提とするものとする。

4 提言の解説

ここでは、前述の提言についての解説をしていくこととする。

(1) 財務諸表の目的

ここでは、次の点に注意が必要である。

- ① 財務諸表の目的として、適正な期間損益計算を行うことによって意思決定への有用な財務情報を提供することと受託責任の結果を明示することの二つを同列で示している。連結財務諸表における投資意思決定目的（情報提供目的）と異なり、個別財務諸

表においては、利害調整目的と情報提供目的とがともに同時に達成されることが重要である。すなわち、個別財務諸表で提供される財務情報は、単なる情報ではなく、それと共に基本的に利害調整（例えば、分配可能額の計算の基礎や課税所得の計算の基礎等）に用いられることが制度的に想定されている。この観点からは、適正な期間損益計算は最も重要な基礎をなすものと考えられる。

- ② 意思決定への有用な情報提供については、上場企業で想定するような投資意思決定ではなく、経営者や債権者の資源配分の意思決定を想定している。
- ③ 財務情報の内容としては、貸借対照表関係では経済的資源（資産）、それへの請求権（負債、資本）という財政状態に関する情報を、そして損益計算書関係では財務業績という経営成績に関する情報を想定している。

(2) 財務情報の質的特性

ここでは、次の点に注意が必要である。

- ① 財務情報の質的特性は財務諸表の目的を達成するために有用な質的特性のことであり、これには基本的な質的特性と補強的な質的特性の二つがある。
- ② 基本的な質的特性には、目的適合性と信頼性がある。情報が有用であるためには、情報は、単にそれが忠実に表現されただけでは不十分であり、同時にそれが信頼できるものでなければならない。なお、目的適合性と信頼性はトレード・オフ関係にあり、その時々状況により、総合的に適切な判断を行うことが必要である。
- ③ 補強的な質的特性には、理解可能性と比較可能性がある。
- ④ 目的適合性には、予測価値、確認価値お

よび適時性という下位概念が含まれる。

- ⑤ 信頼性には、表現の忠実性、検証可能性、中立性および保守主義という下位概念が含まれる。この信頼性においては、表現の忠実性のみでなく、検証可能性等も重視される。
- ⑥ 比較可能性には、期間比較性と企業間比較性とがある。なお、比較可能性は、形式基準や画一的な会計処理を求めるものではなく、事実の差異が会計情報の利用者にとって必要であり、役立つものである場合には、その差異に応じて異なる会計処理が必要とされる。

(3) 財務諸表の構成要素

ここでは、次の点に注意が必要である。

- ① 基本財務諸表として貸借対照表と損益計算書がある。
- ② 貸借対照表では、企業の経済的資源、それへの請求権という財政状態に関する情報を提供する。このために、貸借対照表の構成要素としては、資産、負債および資本⁽¹²⁾が含まれる。
- ③ この場合、資本を資産負債の単なる差額として消極的に捉えるのではなく、出資者の持分としての出資と企業活動から得られた利益の留保として積極的に考えている。
- ④ 損益計算書では、財務業績という経営成績に関する情報を提供する。このために、損益計算書の構成要素としては、収益と費用がある。
- ⑤ この場合、収益から費用を差し引いて純利益を計算する。ここでは、包括利益の計算表示を想定していない。
- ⑥ 財務諸表の注記および付属明細書は、財務諸表の計上項目の明瞭性を高め、その内容の補足説明を行うものであるため、財務諸表の重要な一部であるが、財務諸表の構

成要素ではない。

- ⑦ 収益費用の定義に関して、資産負債を用いて定義しているが、これはこのような定義の方が理論的に定義しやすいからこのような形にしているだけであり、資産負債アプローチを重視しているからではない。ここでの全体的な枠組みは、むしろ収益費用アプローチであり、適正な期間損益計算を重視するものである。

(4) 認識規準

ここでは、次の点に注意が必要である。

- ① 一般的な認識規準として、定義、測定、信頼性および蓋然性の3要件がある。
- ② ある項目が認識されるためには、財務諸表の構成要素の定義を満たしていることが必要である。
- ③ また、当該項目が認識されるためには、当該項目が信頼しうる原価または時価という適切な測定の基礎を有するという測定基礎についての信頼性が確保される必要がある。
- ④ さらに、当該項目が認識されるためには、将来の経済的便益の獲得または消費に関連する項目について、そのような便益が獲得されるか、または消費される可能性が高いこと、すなわち経済的便益の増加減少の蓋然性があることが必要である。
- ⑤ なお、収益費用については基本的に発生主義会計に基づき追加的な認識規準は、個別的な会計基準において別に定める。

(5) 測定基礎

ここでは、次の点に注意が必要である。

- ① 取引を測定する場合、主たる測定基礎を取引価額としての取得原価としている。
- ② 取引または事象については、取得原価が適当でない場合が存在する。このような場

合には、取得原価以外の測定基礎を使用することができる。

- ③ 資本維持に関しては、インフレーション等が激しい場合を除き、名目貨幣資本維持を前提としている。

IV おわりに

以上のように、本稿では、文献研究に基づいて、米国の AICPA が公表した「中小企業版 FRF」を参考にして、我が国の事情を考慮に入れながら、「要領」にとって最適な会計の概念フレームワークを提言することを目的とするものであった。検討の結果、次のことが明らかにされた。

米国の「中小企業版 FRF」の概念フレームワークの主な内容は、前掲表 3 のとおりであり、これに我が国の状況を加味した場合の「要領」の概念フレームワークに関する提言としては、次のとおりである。

① 概念フレームワークの内容は、財務諸表の目的、財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素、認識規準、測定基礎から構成されていること、② 財務諸表の目的は、適正な期間損益計算による意思決定に有用な情報の提供および受託責任を明示すること、③ 財務情報の質的特性としては、基本的な質的特性と補強的な質的特性があること。この場合、基本的な質的特性としては目的適合性と信頼性があり、補強的な質的特性として理解可能性と比較可能性があること、④ 主たる財務諸表としては貸借対照表と損益計算書があり、貸借対照表上では、資産、負債および資本によって財政状態を表し、損益計算書上では、収益と費用とによって経営成績を表すこと、⑤ 認識規準としては、定義、信頼できる測定基礎および蓋然性の 3 つがあること。なお、収益認識等についての追加的な認識規準は、個別的な会計基準において別途定めること、⑥ 測

定基礎としては、原則として取得原価を採用すること。ただし、必要に応じて他のものを採用することができる。

(注)

- (1) 本稿では、金融商品取引法等でその適用が強制される会計に関する基準のみならず、会社法等でその適用が任意の公正妥当と認められた会計の基準を会計基準と呼んでいる。
- (2) 財務会計の目的としても、大企業と中小企業とでは、異なり得る。さらに、財務報告目的、税務申告目的や配当目的で、会計が異なり得る。
- (3) トップダウン・アプローチは、まず大企業会計基準があることが前提とされる。
- (4) ここでは、会計慣行として、複数の基準の選択適用が認められることを前提としている。
- (5) なお、大企業会計基準を設定する場合には、ボトムアップ・アプローチにより、大企業に適合する会計基準を設定することが考えられる。なお、これらの方法は、演繹法と帰納法に類似する考え方である。
- (6) 会計基準設定機関でない AICPA が、このようなものを公表する理由の一つには、この組織の構成員である公認会計士や監査法人が中小の顧問先に会計業務に関するアドバイザー・サービス等を提供するために利用することが考えられる。
- (7) 概念フレームワークそれ自体も、長期的には、時が経過し、社会経済状況が変化すれば、それに応じて変化・改訂されることが想定されている。
- (8) どちらも個別の会計基準が項目等に応じて複数設定されることを前提としている。また、作成された会計基準の適用が、強制適用されるか、少なくとも選択適用されることを前提としている。
- (9) なお、「要領」の「総論」部分を概念フレームワークと考えれば、理論的アプローチとも考えられる。
- (10) このように、「中小企業版 FRF」では、概念フレームワークという用語を使用していない。しかし、その内容は、一般に概念フレームワーク

と呼ばれている内容になっているので、本稿では、概念フレームワークという用語を用いている。

- (11) 「資本変動計算書」でもよい。
 (12) 制度上の表示に関しては、「純資産」という用語の使用も可能である。

【参考文献】

- AICPA [2013] *Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*.
- 中小企業庁 [2002] 『中小企業の会計に関する研究会報告書』経済産業省。
- 中小企業の会計に関する検討会 [2012] 『中小企業の会計に関する基本要領』。
- IASB [2009] *International Financial Reporting Standards for Small- and Medium-sized Entities*.
- [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010* (IASC 財団編, 企業会計基準委員会 財務会計基準機構監訳 [2011 国際財務報告基準] 中央経済社)。
- IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- 岩崎勇 [2006] 『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会。
- 神森智 [2010] 「中小企業会計の概念フレームワーク—その必要性と試案—」『松山大学論集』第 21 巻第 4 号, 293-314 頁。
- 河崎照行 [2011] 『『中小企業版 IFRS』の概念フレームワークの特質』『甲南会計研究』第 5 号, 1-11 頁。
- [2012] 「国際会計基準 (IFRS) と中小企業会計」『大分大学経済論集』第 65 巻第 1 号, 167-185 頁。
- [2013a] 「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』第 68 巻第 10 号, 17-23 頁。
- [2013b] 「新『概念フレームワーク』と中小企業会計」『国際会計学会年報』2012 年度第 2 号, 69-81 頁。
- [2013c] 「中小企業会計の概念フレームワーク—IASB と米国の新動向—」『甲南経営研究』第 54 巻第 1 号, 23-36 頁。
- [2014] 「最新・中小企業会計論 (6)」『TKC』2014 年 8 月号, 8-13 頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』。
- 草野真樹 [2007] 「大 (企業) GAAP と小 (企業) GAAP の垂直的分化による混合測定会計の展開」『大阪経大論集』第 58 巻第 1 号, 55-72 頁。
- 日本商工会議所, 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 企業会計基準委員会 [2005] 『中小企業の会計に関する指針』。
- 大城建夫 [2014] 「中小企業の会計と概念フレームワーク (2) - AICPA の『FRF for SMEs』の概念フレームワークを中心として」『会計概念フレームワークと簿記—最終報告書—』日本簿記学会 簿記理論研究部会。
- 朱愷雯 [2013] 「アメリカにおける中小企業会計のフレームワークに関する研究」国際会計研究学会第 30 回研究大会報告レジュメ, 1-15 頁。
- 鈴木基史, 藪下保弘 [2013] 「中小企業の会計基準の諸相」『富山大学紀要 富大経済論集』第 59 巻第 2 号, 153-170 頁。
- 浦崎直浩 [2013a] 「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計—AICPA の FRF for SMEs を中心として—」『會計』第 184 巻第 3 号, 42-56 頁。
- [2013b] 「アメリカにおける中小企業の財務諸表の表示」『商経学叢』(経営学部開設 10 周年記念論文集), 45-56 頁。
- 山下壽文 [2011] 「わが国の中小企業会計基準の展開—「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって—」『佐賀大学経済論集』第 45 巻第 4 号, 49-72 頁。

我が国における「中小会計要領」の有用性と 今後の適用可能性

榎 部 幸 子 (鹿児島国際大学専任講師)

論文要旨 我が国においては二つの中小企業会計基準「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」と「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」がある。両基準は共に、「経営者が自社の経営状況を把握する」という経営管理目的と「銀行等の金融機関における資金調達に役立てる」という融資目的の二つを主な目的として策定されたものである。

本稿では、両基準の共存の可能性を検討している。さらに税理士、金融機関、信用保証協会に対しインタビュー調査を行ない、中小企業の融資の場において、中小企業会計基準を適用した財務諸表の提出が有用であるかどうかを検討し、中小会計指針がほとんど普及せず中小会計要領のみの適用がなされている現状、信用保証協会の保証料の割引や金融機関の金利の優遇を受けるためだけに中小企業が中小企業会計基準を適用する傾向にあることを明らかにする。また、金融機関におけるスコアリング、金融庁の金融検査マニュアル別冊の内容を調査し、スコアリングや金融検査マニュアル別冊の中での中小会計要領の有用性、信用保証協会の保証判断の際における中小会計要領の有用性を明らかにする。

キーワード 中小企業特性、定性要因、定量要因、スコアリング、金融検査マニュアル別冊

I はじめに

我が国における中小企業会計基準ともいうべき「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」は日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会より2005年8月に、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」は中小企業庁、金融庁より2012年2月にそれぞれ公表されている。両基準は共に、「経営者が自社の経営状況を把握する」という経営管理目的と「銀行等の金融機関における資金調達に役立てる」という融資目的の二つを主な目的として策定されたもので

ある。また、会社法が成立(2005年7月26日公布、2006年5月1日施行)した際に、会社法第374条において会計参与制度が導入されたが、中小会計指針はこの会計参与の指針となるべく策定された背景がある(日本税理士会連合会ほか[2005b])。

本稿では、税理士、金融機関、信用保証協会に対するインタビュー調査の結果をもとに、中小企業会計基準(中小会計指針・中小会計要領)の普及の現状、中小企業会計基準の適用割合、適用目的等を明らかにし、税理士、金融機関、信用保証協会の中小企業会計基準に対する意識を明らかにする。

さらに、中小企業会計基準の策定目的の一つ

※本稿は査読済み論文です(2015年6月20日決定)。

でもある融資目的に着目し、中小企業に対する金融機関の融資の実態を調査したうえで、中小企業会計基準が融資の段階でどのように利用され役立っているのかを明らかにする。金融機関における「融資判断の際に行なわれているスコアリング」と「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を適用した融資実態」を明らかにし、これらの融資判断における中小企業会計基準の有用性を検討する。

さらに金融機関での融資判断の際に、信用保証協会の保証があるかどうか重要な項目の一つであるが、信用保証協会の保証判断の段階における中小企業会計基準の有用性も検討する。

II 中小会計指針と中小会計要領の共存可能性

中小会計指針と中小会計要領は、適用対象企業を「上場会社・金融商品取引法開示会社、会社法上の大会社を除く企業」としており（日本商工会議所ほか〔2010〕）、両者の適用対象企業の明確な区分はなされていない。この明確な区分がなされていないことにより「両基準は共存するのか」、「一方の基準のみが残るのか」など検討の余地が残されている。そこで、中小会計指針の普及状況を明らかにし、中小会計指針と中小会計要領の関係、両基準の共存可能性を検討する。

1 中小会計指針の普及状況

「中小会計指針」は策定されてから普及状況が思わしくないことが、新日本有限責任監査法人による実態調査で明らかになっている（新日本有限責任監査法人〔2008〕、〔2009〕、〔2010〕、〔2011〕）。これは新日本有限責任監査法人が、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、不動産業、サービス業等の中小企業経営者、個人事業主に対し、会

計処理や財務諸表開示に関する意識調査を行なったものである。さらに、税理士と公認会計士の意識調査も同時に行なっている。この実態調査は、経営者側、税理士・公認会計士側の両側面から中小企業における会計の実態を浮き彫りにするものである⁽¹⁾。

これによれば、中小企業における中小会計指針の認知度は、44.0%、42.4%、42.0%、39.5%（2008年、2009年、2010年、2011年公表結果順）と減少傾向にある。これに対し税理士における認知度は、いずれも95%前後であり高い。しかし、税理士・公認会計士が中小会計指針の適用を積極的に勧める機会は少ない。税理士が中小会計指針の適用をクライアントに勧めない理由として「クライアントが会計基準に準拠することを望んでおらず、税制を意識した処理を望んでいるから」という回答が60%近くあった。

また中小企業における中小会計指針の完全準拠率は15.9%、14.2%、15.9%、17.2%と低く「完全に準拠していないがチェックリスト提出のために適用している・完全に準拠していないが主旨は理解し適用している」は、17.7%、17.7%、29.2%、37.1%となっており、信用保証協会のチェックリスト提出のための中小会計指針の適用は増えつつあると考えられる。会計参与の導入割合については、8.5%、7.7%、7.6%、6.1%と極端に低い。また会計参与を導入しない理由として「現状で問題がない」との回答が寄せられている。

ここから、会計参与の普及・中小会計指針の普及は思わしくなく、中小企業における中小会計指針の認知度も減少傾向にあること、中小企業経営者が税制を意識した処理を望んでいる現状がわかる。

中小会計指針の普及の悪さとして次の原因が指摘されている。「中小企業の属性による原因」として「金融機関との利害関係が限定的」、「所有と経営の一致」、「会計知識の不足」、「経理担

当事者が少ない」があげられ、「会計基準による原因」として「税務会計との乖離」、「シングルスタンダードゆえの会計処理選択のせまさ」、「会計基準の改廃のたびにコストがかかる」等が指摘されている（万代 [2012a], 27 頁）。これは、中小会計指針の「取引の経済実態が同じであるならば会計処理も同じである」というシングルスタンダードの考えが会計処理の選択の幅を狭めていること、法人税法による処理を適用する際に制限があるため、中小企業自身が税法による処理を適用できるかどうか判断することが難しいことを指摘しているものである。さらに、中小企業の会計実務において、包括利益などを含む国際会計基準の影響を少なからず受けた中小会計指針を中小企業が使いこなせていないという指摘もある（佐藤 [2013]）。中小会計指針は、大企業向けの会計基準から中小企業に関係のない会計処理を簡素化・除外することにより策定されたものであり、このため少なからず国際会計基準の影響を受け、毎年改訂を繰り返しているのである。これが、中小企業の大きな負担となっていると考えられる。そこでさらなる中小企業会計の実務を反映した会計基準の必要性が生じ、中小会計要領が策定されるに至っている。

2 中小会計指針と中小会計要領の共存への疑問

中小会計指針と中小会計要領の関係については様々な見解がなされている。両者には上下関係があるとみなし、「正規の会計基準を1級とするならば、中小会計指針が2級、中小会計要領は準2級である（安藤 [2012], 3 頁）」とする考えや「中小会計要領は中小会計指針の入門編である（上西 [2012b], 156 頁）」、「中規模会社は中小会計指針を、小規模会社は中小会計要領の利用を推奨することが必要である（万代 [2012b], 39 頁）」、「両者は上下関係ではなく

並列関係である。選択可能な会計慣行として認められれば良い（品川ほか [2012], 16-17 頁）」との考えもあり、いずれの見解においても両者が競合し、いずれか一方の会計基準が残るという指摘はなされていない。

現在、中小会計要領適用企業に対する信用保証協会の割引制度が導入されている⁽²⁾ため、中小企業が積極的に中小会計要領を適用することは予想されるが、同時に会計参与制度を導入することによる割引制度も維持されており、会計参与制度が制度として存在する限り中小会計指針の適用可能性は残され、理論上、両者が共存するといえよう。しかし、そもそも中小会計指針の普及が思わしくなかったことから中小会計要領が策定されるに至った背景があるため、実際に共存するかどうかは疑問が生じるところである。

Ⅲ 中小企業会計基準の適用状況と中小企業融資の実態調査

中小企業会計基準は、「経営者が自社の経営状態を把握する」、「金融機関に対し経営状態を明らかにし、融資をスムーズにする」という目的のもと策定されたものであり、「銀行等の金融機関において、計算書類を提示し、将来的な収益性、経営の健全性を理解してもらいスムーズに融資をしてもらう」という役割を担っている。そこで、実際に中小企業会計基準が中小企業に適用されているのか、金融機関等における融資判断において役立っているのかを明らかにするべく、兵庫県姫路市における税理士に対してインタビュー調査を行なった。

1 調査対象

兵庫県姫路市で開業をしている表1の税理士4名（A~D 税理士）に対し、2014年3月から4月にかけてインタビュー調査を行なった。こ

の4名の税理士については、匿名にて、以後長期にわたり中小企業会計基準の適用状況等の調査を行なうことを予定している⁽³⁾。

2 クライアントにおける中小企業会計基準の適用割合と適用目的

各税理士が有するクライアントのうち何%が中小企業会計基準を適用し、この基準に準拠した財務諸表を作成しているのか、また適用する主な要因については、表2に示すとおりである。

表1 調査対象

	主な業務内容とクライアント数
A税理士	・伝票作成から業務を行ない、財務諸表等を作成し、経営相談・税務相談にのる。 ・約60件のクライアントを有している。
B税理士	・伝票は顧客に作成してもらい、財務諸表等を作成し、経営相談・税務相談にのる。 ・30~40件のクライアントを有している。
C税理士	・伝票は顧客に作成してもらい財務諸表等を作成し、経営相談・税務相談にのる。 ・30~40件のクライアントを有している。
D税理士	・伝票は顧客に作成してもらい財務諸表等を作成し、経営相談・税務相談にのる。顧客に対し中小会計要領の教育を行なう。 ・約100件近くのクライアントを有している。

表2 クライアントにおける中小企業会計基準の適用割合と適用目的

	適用状況と中小会計要領適用の主な要因
A税理士	・適用状況・・・約60件のクライアントのうち20~30%が中小会計要領を適用している。中小会計指針は一度も適用したことがない。会計参与もしたことがない。 ・中小会計要領適用の主な要因・・・信用保証協会からのチェックリストの要請（中小会計要領を適用しているクライアントの100%）。
B税理士	・適用状況・・・30~40件のうち10%弱が中小会計要領を適用している。中小会計指針は一度も適用したことがない。会計参与もしたことがない。 ・中小会計要領適用の主な要因・・・信用保証協会からのチェックリストの要請（中小会計要領を適用しているクライアントの100%）。
C税理士	・適用状況・・・30~40件のうち10%弱が中小会計要領を適用している。中小会計指針は一度も適用したことがない。会計参与もしたことがない。 ・中小会計要領適用の主な要因・・・信用保証協会からのチェックリストの要請（中小会計要領を適用しているクライアントの100%）。
D税理士	・適用状況・・・100件近くのクライアントのうち90%が中小会計要領を適用している。以前は80%の顧客に中小会計指針を適用する努力をしていた（中小会計指針をクライアントに適用させることは、非常に難しかった）。会計参与はしたことがない。 ・中小会計要領適用の主な要因・・・信用保証協会からのチェックリストの要請。他の金融機関の融資プランを受けるために適応したケースもある（日本政策金融公庫 0.2%割引、東京三菱UFJ銀行「極め」0.3%割引、高知銀行、商工中金、池田泉州銀行などの融資プラン）。

3 中小会計要領適用の意義

税理士がクライアントに中小企業会計基準を適用させることに対しどのような意義を感じているのか、中小企業経営者は中小企業会計基準を適用した財務諸表作成に関してどのように考えているのか、さらに税理士は、中小会計要領が金融機関の融資を受ける際に有用であると考えているのかどうかを示したのが表3である。

表1、表2、表3より、会計参与制度が導入されることは難しく、中小会計指針の普及状況も悪いことが明らかとなった。すべての税理士が、「中小企業経営者が、自社の経営状態を知るために財務諸表を作成するという意識を持っていない」現状を指摘しており、特にA、D税理士はクライアントが減価償却や発生主義を理解すること自体が難しいことを指摘している。さらに、すべての税理士が信用保証協会の保証料の割引や金融機関の金利の割引のために中小会計要領をクライアントに適用させている現状が明らかとなった。

中小会計要領が金融機関の融資を受ける際に有用であるかどうかについては、各税理士の見解が分かれるところであり、C、D税理士は不動産等の担保や信用保証協会の保証があるということが重要視されていることを指摘している。一方、B税理士は中小会計要領が定量要因のみならず定性要因においても有用であると指摘しており、これに関してはD税理士も一定の有用性を評価している。

さらにB～D税理士からは中小会計要領は経営者のためだけでなく、税理士の業務に対する警鐘として有用であるとの意見が出されている。

これらの見解の違いは、各税理士の業務内容の違い、クライアントの中小企業会計基準の適用割合の違い、税理士がどのようなクライアントを対象にしているかというクライアントの違い

いに起因するものと考えられる。

IV 中小会計要領の有用性

上述の税理士のインタビュー調査をふまえ、兵庫県姫路市の金融機関2社に勤務する2名に対し2014年3月と4月に、兵庫県姫路市の信用保証協会に勤務する3名に対し2014年4月と6月にインタビュー調査を行なった。この金融機関と信用保証協会についても、匿名にて以後長期にわたり同様の調査を行なう予定である⁽⁴⁾。

1 調査結果

金融機関より、中小企業の実際の融資の場において「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」、「スコアリング」、「信用保証協会の保証の有無」、「経営計画・経営者の人柄」が重要視され、融資判断が行なわれているとの意見が出された。

信用保証協会からは、保証判断の際、「CRDデータによる判断」、「資金使途」、「返済能力」、「経営者の資質」等を考慮し、スコアリングを行ない決定していること、さらにこの決定の際、中小会計要領に準拠した財務諸表の内容も検討事項の中に入れていたとの意見が出されている。

そこで、これらの判断要因における中小会計要領の有用性を検討する⁽⁵⁾。

2 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

金融機関では、金融庁の指導のもと、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に基づき融資判断が行なわれている。金融庁における調査の際に、マニュアルに準拠し融資が行なわれているかが問われるのである。

この金融検査マニュアルは、企業に対する銀行の貸し渋りを防止するため策定されたものである。まず1999年4月に大企業向けの金融検

表3 中小会計要領適用の意義

中小企業経営者と税理士の意識および融資を受ける際の中小会計要領の有用性	
A 税理士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営者の意識・・・中小会計要領による財務諸表作成の意識がなく、中小会計要領のことを経営者は知らない場合がほとんどである。固定資産の償却について、適正に行なうという認識がない。 ・ 税理士の意識・・・トータル的に見れば長期的な利益につながると考え中小会計要領を適用させたいと考えている。 ・ 中小会計要領は金融機関の融資を受ける際に有用であるか・・・銀行は金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕をもとに時価評価を含んだ「スコアリング」と呼ばれる方法で融資決定をしている。このスコアリングによる金融機関の融資に対しどの程度中小会計要領が貢献しているかは疑問である。
B 税理士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営者の意識・・・経営者自身が自社の経営状態を知るために財務諸表を作成するという意識はない。 ・ 税理士の意識・・・中小会計要領の内容については、従来の税理士の業務と変わらない内容である。通常の業務を行なっていればチェックリストは通過するはずであり、税理士にとって良い警鐘になる。 ・ 中小会計要領は金融機関の融資を受ける際に有用であるか・・・融資の際には、経営計画、人的担保が重要視されるため、定性要因（経営計画や人柄）が問われる段階で有用である。
C 税理士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営者の意識・・・経営者自身が自社の経営状態を知るために財務諸表を作成するという意識はない。 ・ 税理士の意識・・・中小会計要領の内容については、従来の税理士の業務と変わらない内容である。通常の業務を行なっていればチェックリストは通過するはずであり、税理士にとって良い警鐘になる。 ・ 中小会計要領は金融機関の融資を受ける際に有用であるか・・・金融機関の融資は、信用保証協会の保証があるかどうかで決定している傾向があり、金融機関がリスクを避ける傾向が強い。健全な財務諸表を提出するよりも、保証があり、リスク回避できるかどうかの方が重要である。
D 税理士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営者の意識・・・経営者自身が自社の経営状態を知るために財務諸表を作成するという意識はない。現金主義ではなく発生主義を理解させることが難しい。 ・ 税理士の意識・・・信用保証協会のチェックリストは普段から対策を立てておかないと急に要請されてからではできない。安易に税理士が証明印を押すと以後信用を無くすこととなり、普段から健全な業務を行なう警鐘になる。税理士・クライアントの意識を高めるきっかけにもなる。 ・ 中小会計要領は金融機関の融資を受ける際に有用であるか・・・金融機関が融資の際に時価評価、スコアリングを行なうことは当然であると考えられる。特に金融機関では、売掛金の評価が適正に行なわれているかを重要視している傾向があると考えられるが、中小会計要領に準拠した財務諸表を作成しておけば、修正項目はたくさん生じないと考えられるため、健全な会計を行なっているということをアピールするという点で有用であると考えられる。金融機関はリスクを回避しているため信用保証協会の保証が必要である。また融資の際、定性要因として、経営者の資質、財産が問われる現状があるため、定性要因の点において有用であると考えられる。

査マニュアル（本冊）が公表されたが、このマニュアルは大企業向けであったため、これによる定量的な分析では、かえって中小企業に対する貸し渋り・貸し剥しの原因を生じる結果となった。そこで2002年6月、中小企業向けの金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕が出され、中小企業が抱える特殊な事情を反映した定性的な分析を含んだマニュアルが策定されたのである（小藤 [2005] 99-101 頁。金融庁ホームページ）。

金融庁のホームページではこのマニュアルについて「そもそも金融検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際の手引書との位置づけですが、借り手の中小企業の方々におかれましても、今後、金融機関と取引をされるにあたって御参考となる部分も多いと考えております。是非ご一読下さい。」とし、中小企業経営者による積極的な利用を呼び掛けている（金融庁ホームページ）。さらにこのマニュアルでは運用事例も示しており、どのような場合に融資を受けることができるのか具体的な説明もなされている。

マニュアルにおいて表4の債権者区分が示され、中小企業が正常先に分類されれば、融資を受けることができると解される。

さらに金融検査マニュアル別冊〔中小企業融

資編〕では、具体例として、いくつかの事例をあげ説明をしている（金融庁ホームページ）。この中から事例を1つ紹介する。

ある中小企業が「売上の減少により連続赤字を計上し、債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済財源が認められず、要注意先以下の債務者区分に相当する」場合であっても「最近の業況や今後の収益性を踏まえた今後の赤字見込額に比し実質的な資産超過額が十分にあり、かつ、代表者に今後の正常返済を履行するための十分な返済余力、資産余力があるならば、正常先に相当する可能性が高い」としている。

これは要注意先に区分された中小企業であっても、上述の要件を満たせば正常先への区分変更が可能となり、融資が可能となる事例である。この事例における「最近の業況や今後の収益性」、「代表者に今後の正常返済を履行するための十分な返済余力、資産余力がある」という表現において、企業の今後の収益性と経営者の個人資産の担保力が問われていると解され、今後の収益性の判断の部分において、中小会計要領による財務諸表提出は有用であると考えられる。

3 銀行のスコアリング

金融機関が融資の際に行なうスコアリング

表4 債権者区分

債務者区分	内容
正常先（引当金を計上しなくてよい）	業績の良い会社
要注意先（要注意先）（要管理先）	業績が悪化しており注意が必要な会社、返済条件を緩和している会社
破綻懸念先	融資返済が滞っている会社
実質破綻先	融資返済が長期間滞り再建の見込みが薄い会社
破綻先（100%引当金を計上しなければならない）	倒産、民事再生法、会社更生法適用、破産宣告した会社

出所：金融庁ホームページ『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』，信用保証協会に対するインタビュー調査（2014年4月，6月）より筆者作成。

とは、定性要因や定量要因をもとに点数をつけ、点数により融資を行なうかどうかを判断するものである。これは融資の際に、中小企業の債務弁済能力を見るものであり、各金融機関が独自のスコアリング方式を有している。主に定性要因と定量要因をチェックするが、定量要因の例としては、「安全性項目として自己資本比率・流動比率」, 「収益性項目として売上高経常利益率・総資本経常利益率」, 「成長性項目として経常利益増加率・自己資本額・債務超過・売上高」, 「返済能力として債務償還年数・キャッシュフロー額」があげられ、定性要因の例としては「経営者の資質」「経営状態」「従業員のモラル」「業界におけるシェア」などがあげられる。さらに貸借対照表項目である「流動資産と流動負債のバランス」等のチェックを行なうが、その中でも特に「売掛債権において回収不能な債権が含まれていないか」ということが重要なチェック項目となっている（金融機関に対するインタビュー調査による、2014年3月）。

また、金融機関では、スコアリングの際、「時価評価」とよばれる評価替の後の修正財務諸表を用いて行なっている。ここでの「時価評価」とは、「専門家による土地・建物の適正な時価への評価替」, 「専門家による実際に回収可能な金額への評価替」であり、不動産鑑定士や公認会計士などの専門家により評価替を行なうことを意味している。

金融機関は、スコアリングの値、中小企業特性（経営者の資質、従業員規模、後継者の有無、個人資産等、固定資産税の明細等）をもとに総

合的に融資判断を行なっている。中小会計要領に準拠した財務諸表を作成していれば、特に売掛金において多額の修正は生じないため、経営者の資質（定性要因）の判断において有用であると考えられる。

4 信用保証協会の保証

金融機関における融資判断の際に、信用保証協会の保証がついているかどうか大きな要因である。信用保証協会は、保証判断の際、「CRDデータによる判断」を重要視していることがインタビュー調査の結果明らかとなっている。このCRDデータとは、以下の経緯を経て作成されたデータベースである（鹿野 [2008], 4-10頁。CRD協会ホームページ）。1990年代末から2000年初頭にかけて日本経済が深刻な金融危機に見舞われた際、中小企業に対する金融機関の貸し渋り・貸し剥しという事態が生じることとなった。これは、非上場企業のデータベースが整備されておらず、不動産担保や保証人の有無による融資が中心であったためである。そこで2001年に、中小企業の財務データを収集・管理し、客観的に金融機関が融資判断を行なうことができることを目指し、CRD協会が創設された。CRD協会が管理している「中小企業信用リスク情報データベース」には200万社（2005年3月末）に及ぶ中小企業の個別データが蓄積されており、このデータの数値をもとに信用保証協会はスコアリングを行なっている。信用保証協会は対象企業の財務データと、CRDデータにおける同業種および同規模

表5 修正財務諸表区分

財務諸表項目	修正	修正財務諸表
売掛金	回収可能性の検討	実際に回収できる金額に修正された値
土地・建物	時価評価	時価

出所：金融機関に対するインタビュー調査をもとに筆者作成、2014年3月。

企業の財務データ平均値との比較を行ない、平均値との乖離度合いにより点数を導きだしている。また、金融機関のように「時価評価」を行なうことはないが、中小企業特性は考慮しており、スコアリングと中小企業特性、中小会計要領を適用した財務諸表により総合的に保証判断を行なっている。さらに保証が確定した際、スコアリングの点数をもとに保証料率を9段階(1.9%から0.4%まで)に分けている(信用保証協会に対するインタビュー調査による、2014年6月)。ここでも、中小会計要領に準拠した財務諸表が判断基準の一つとなっているといえよう。

V 本研究の限界

今回のインタビュー調査においては、兵庫県姫路市の税理士4名に対し調査を行なったにすぎない。この4名の意見をもって日本の税理士の意見を代表しているとは言い難く、一般化させることはできない。あくまで、実態の調査に留まっている。さらに調査の範囲として税理士のクライアントに対しインタビュー調査を行なうことはできておらず、クライアントの内容の調査も行なうことができていない。これに関しては今後の検討課題の一つとしたい。

現在、新たに鹿児島県鹿児島市の税理士に対し同様のインタビュー調査を開始しているが、今回の兵庫県姫路市の税理士に対する調査結果と同様の結果を得ている。今後、調査範囲を広げる、長期にわたり調査を行なうことで解決策を見出したい。

VI おわりに

税理士に対するインタビュー調査の結果、会計参与制度が導入されることは難しく、中小会計指針の普及状況が思わしくないことが明らか

となった。さらに中小会計要領適用企業に対する信用保証協会の割引制度が導入されているため、中小会計要領のみの適用がなされている現状が明らかとなった。

融資の場での中小会計要領の意義として、金融機関におけるスコアリングでは、適正に中小会計要領を適用していれば、大幅な修正が少なく、経営者の資質も評価されることとなり有用性があると判断される。また、金融庁検査マニュアルにおいても経営者の担保力のほかに、企業の収益性が評価されており、この収益性の評価において中小会計要領を適用した財務諸表が利用される可能性はある。信用保証協会の保証では、CRDデータによるスコアリングと中小会計要領を適用した財務諸表が重視されている実態があり、いずれにおいても、中小会計要領の一定の有用性は認められたと考えられる。当初、金融機関が時価評価をし、修正財務諸表を利用すると聞き、中小会計要領の有用性を疑った。しかし、スコアリング、経営者の人柄、経営判断、収益性の判断において、中小会計要領による財務諸表が定量要因のみならず定性要因の判断において利用されている実態が明らかとなった。スコアリングは、そもそも、担保の存在や経営者の資質のみによる融資、金融機関による貸し渋り・貸し剥しを防ぐために考えられたものである。しかし、定量要因によるスコアリングの判断だけで中小企業融資判断を適正に行なうことは難しく、かえって貸し剥し・貸し渋りを招く結果となると考えられる。そこで、中小会計要領を適用した財務諸表による経営者の資質判断などの定性要因判断と定量要因判断の両建てによる融資判断を行なうことが、今後も中小企業に対し適正な融資が行なわれる原動力となると考えられる。

現在、新しい動きとして、日本商工会議所、一般社団法人全国銀行協会により「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、2014年

2月1日より適用が開始されている（日本商工会議所，一般社団法人全国銀行協会 [2013a]）。このガイドラインは，経営者による個人保証なしに，中小企業が金融機関の融資を受けることができるというものである。これを適用できる中小企業は限られており，一定の要件を満たす中小企業のみが適用することを許されているが，この要件の一つに経理の透明性が求められており，この透明性の向上の手段として「中小企業会計基準を適用した財務諸表の定期的な開示や会計参与制度の導入」があげられている（日本商工会議所，一般社団法人全国銀行協会 [2013b]）。このガイドラインの適用が広まるかどうかは今後の追跡が必要であるが，ここでも中小企業会計基準が一定の有用性を有するのではないかと考えられる。今後も更なる中小企業会計基準の普及に向けた取り組み，特に金融政策が必要であると考えられるものである。

(注)

(1) 2008年度公表結果 中小企業経営者に対する調査：抽出標本数 20,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2008年2月15日～2月29日，回収率 24% (4,569 件)。

個人事業主に対する調査：なし。

税理士に対する調査：標本数 501 件，調査方法 日本税理士会連合会による配布，調査期間 2008年2～3月。

公認会計士に対する調査：標本数 19 件，調査方法 公認会計士協会による配布，調査期間 2008年2～3月。

・2009年度公表結果 中小企業経営者に対する調査：抽出標本数 15,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2009年2月13日～3月2日，回収率 33.76% (5,064 件)。

個人事業主に対する調査：抽出標本数 5,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2009年2月13日～3月2日，回収率 7.96% (398 件)。

税理士に対する調査：標本数 187 件，調査方法 日本税理士会連合会による配布，調査期間

2009年2～3月。

公認会計士に対する調査：標本数 34 件，調査方法 公認会計士協会による配布，調査期間 2009年2～3月。

・2010年度公表結果 中小企業経営者に対する調査：抽出標本数 8,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2009年12月7日～2010年1月8日，回収率 25.1% (2,010 件)。

個人事業主に対する調査：抽出標本数 2,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2009年12月7日～2010年1月8日，回収率 18.7% (373 件)。

税理士に対する調査：標本数 296 件，調査方法 日本税理士会連合会による配布，調査期間 2009年12月～2010年2月。

公認会計士に対する調査：標本数 13 件，調査方法 公認会計士協会による配布，調査期間 2009年12月～2010年2月。

・2011年度公表結果 中小企業経営者に対する調査：抽出標本数 8,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2010年11月15日～2010年12月10日，回収率 22.6% (1,808 件)。

個人事業主に対する調査：抽出標本数 2,000 件，調査方法 郵送法，調査期間 2010年11月15日～2010年12月10日，回収率 18.4% (368 件)。

税理士に対する調査：標本数 217 件，調査方法 日本税理士会連合会による配布，調査期間 2010年12月～2011年2月。

公認会計士に対する調査：標本数 18 件，調査方法 公認会計士協会による配布，調査期間 2010年12月～2011年2月。

(2) 我が国における二つの中小企業会計基準について，適用対象企業に対する優遇制度がある。中小会計要領適用企業に対する信用保証協会による信用保証料率割引制度が2013年4月より開始されており，それまで実施していた中小会計指針適用企業に対する保証料率の割引は，2013年3月末の申し込みをもって終了している。しかし，会計参与設置会社に対し行なわれている金利優遇制度や「中小会計指針」の適用に関するチェックリストを利用した中小企業に対する民間金融機関の金利優遇制度は，継続して適用されている。

- (3) 同一の税理士に対し10年間の調査を予定している。
- (4) 同一の機関に対し10年間の調査を予定している。
- (5) 中小会計指針の適用事例がないため、以下においては中小会計要領に関する検討のみを行なう。

【参考文献】

- 河崎照行, 万代勝信編著 [2012] 『详解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 鹿野嘉昭 [2008] 『日本の中小企業 CRD データにみる経営と財務の実態』東洋経済新報社。
- 武田隆二編著 [2003] 『中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社。
- 武田隆二編著 [2006a] 『新会社法と中小会社会計』中央経済社。
- 武田隆二編著 [2006b] 『中小会社の会計指針』中央経済社。
- 安藤英義 [2012] 「『中小企業の会計に関する基本要領』の公表」『産業経理』第72巻第1号, 3頁。
- 河崎照行 [2008] 「『中小会社会計指針』の制度的意義と課題」『甲南会計研究』第2号, 1-8頁。
- 河崎照行 [2011] 「『中小企業会計』の新展開—『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要—」『税経通信』第66巻第1号, 39-46頁。
- 河崎照行 [2012a] 「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』第6号, 1-9頁。
- 河崎照行 [2012b] 「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』第64巻第10号, 25-31頁。
- 河崎照行 [2012c] 「『中小企業の会計』の制度的定着化」『會計』第182巻第5号, 599-611頁。
- 河崎照行 [2013] 『新「概念フレームワーク」と中小企業会計』第三回国際会計研究学会西日本部会発表資料, 2013年3月19日, 1-13頁。
- 小藤康夫 [2005] 「金融庁によるリレーションシップバンキングは中小・地域金融機関の経営にいかなる影響を及ぼすか」『専修大学都市政策研究センター論文集』第1号, 99-119頁。
- 榑部幸子 [2014] 「我が国における中小企業会計基準の動向」『會計』第185巻第3号, 389-402頁。
- 万代勝信 [2012a] 「中小会計要領の制定の経緯と概要」『税研』第28巻第1号, 26-32頁。
- 万代勝信 [2012b] 「『中小会計要領』と『中小会計指針』の棲み分けの必要性」『企業会計』第64巻第10号, 32-39頁。
- 西川登 [2003] 「非公開中小会社のための会計基準のあり方—中小企業・日税連・会計士協会の考え方の比較検討—」『商経論叢』神奈川大学経済学会, 第39巻第2号, 41-62頁。
- 西川登 [2005] 「『中小企業の会計』の統合化と会計指針の権威」『商経論叢』神奈川大学経済学会, 第40巻第4号, 51-63頁。
- 佐藤信彦 [2012] 「中小企業会計基本要領と中小会計指針との異同点とその関係」『税研』第28巻第3号, 33-38頁。
- 佐藤行弘 [2013] 「中小企業会計学会 創立総会コメント」2013年8月28日。
- 品川芳宣 [2012] 「『中小会計要領』の制定と中小企業会計の今後の方向」『税経通信』第67巻第5号, 17-23頁。
- 品川芳宣, 河崎照行, 弥永真生, 坂本孝司 [2012] 「特別座談会『中小企業の会計に関する基本要領』の取りまとめの背景と意義」『TKC会報2012年6月号別冊』TKC全国会。
- 上西左大信 [2012a] 「中小会計要領の制定が中小企業実務に与える影響」『税研』第28巻第1号, 43-49頁。
- 上西左大信 [2012b] 「中小企業の会計の質の向上—中小会計要領と同チェックリストの公表—」『税経通信』第67巻第6号, 154-160頁。
- 山下壽文 [2012] 「わが国の中小企業会計基準の展開—『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって—」『佐賀大学経済論集』第45巻第4号, 49-72頁。
- 弥永真生 [2012] 「『中小会計要領』の会社法における位置づけ」『企業会計』第64巻第10号, 40-45頁。
- 中小企業庁 [2002] 「中小企業の会計に関する研究会報告書」2002年6月。
- 中小企業庁 [2005] 「『中小企業の会計に関する指針』

- の公表について」2005年8月3日。
- 中小企業庁 [2011] 『『中小企業の会計に関する検討会』の設置について』2011年2月。
- 中小企業庁, 金融庁 [2010] 「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」2010年9月30日。
- 中小企業庁, 金融庁 [2012] 「中小企業の会計に関する基本要領」2012年2月1日。
- 日本公認会計士協会 [2002] 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告 [経過報告]」2002年6月。
- 日本公認会計士協会 [2003] 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告 [最終報告]」2003年6月。
- 日本商工会議所, 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本経済団体連合会, 企業会計基準委員会 [2010] 「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」2010年8月30日。
- 日本商工会議所, 一般社団法人全国銀行協会 [2013a] 「経営者保証に関するガイドライン」2013年12月。
- 日本商工会議所, 一般社団法人全国銀行協会 [2013b] 「経営者保証に関するガイドライン Q & A」2013年12月。
- 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 [2005a] 「中小企業の会計に関する指針の公表について」2005年8月1日。
- 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 [2005b] 「中小企業の会計に関する指針」2005年8月3日。
- 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 [2009] 「中小企業の会計に関する指針の一部改正について [平成21年4月17日]」2009年4月17日。
- 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会 [2010] 「中小企業の会計に関する指針の一部改正について [平成22年4月26日]」2010年4月26日。
- 新日本有限責任監査法人 [2008] 「平成19年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 [最終報告書]」。
- 新日本有限責任監査法人 [2009] 「平成20年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。
- 新日本有限責任監査法人 [2010] 「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。
- 新日本有限責任監査法人 [2011] 「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。
- 中小企業庁ホームページ『中小企業の会計に関する検討会』。
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kento/index.htm>
- CRD 協会ホームページ。
<http://www.crd-office.net/CRD/index2.htm>
- 金融庁ホームページ『金融庁 金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]』。
http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/kensa01.html

中小企業の計算書類に対する 保証モデルの類型的検討

朱 愷 雯 (近畿大学大学院商学研究科研究生)

論文要旨 日本においては、会計制度が大企業と中小企業とに区別され、大企業に適用できる会計基準として、企業会計基準 (J-GAAP)、IFRS、U.S.GAAP および「修正国際基準」(JMIS)がある。中小企業に対しては、中小企業の会計に関する検討会は、2012年2月に、「中小企業の会計に関する基本要領」を公表した。当該要領は、「中小企業の会計に関する指針」とともに、経営者の判断により中小企業に任意で適用されることとなった。このように、中小企業に適用できる会計基準は、中小会計指針と中小会計要領の2つが設けられている。これらの会計基準に準拠して作成された計算書類について、その信頼性を保証する制度として、大企業には、監査人による監査が行われているのに対して、中小企業には、会計参与制度と書面添付制度が設置されている。しかし、両制度の利用状況は極めて低いという現状がある。そのような現状を考慮し、かつ、中小企業の会計制度が整備されたことを受けて、上場大企業とは異なる会計制度に対応した信頼性の保証について理論的かつ制度的に検討する必要があると考えている。本稿は、そのような考え方に基づいて、日本における信頼性保証モデルの構図を明らかにすることを目的としている。検討の結果、中小企業の信頼性保証は、中小企業の会計と同様に、財務諸表作成者と財務諸表利用者の双方の要求を考慮しながら、企業に適した規模別の保証制度を設定する必要があると考えている。このように、一般に公正妥当と認められる監査基準は公開会社、すなわち、大規模企業に適用され、中規模企業にはレビュー、そして、小規模企業に対しては、コンピレーションが適用されることが適切である。

キーワード 中小企業会計、保証モデル、監査、レビュー、コンピレーション

I はじめに

2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、中小会計要領と表記する)が公表され、「中小企業の会計に関する指針」(以下、中小会計指針と表記する)とともに、経営者の判断により中小企業に任意で適用されることとなった。これらの会計基準に準拠して作成

された計算書類について、その信頼性を保証する制度として、会計参与制度および書面添付制度が設置されている。しかし、両制度の利用状況は極めて低いという現状がある。そのような現状を考慮し、かつ、中小企業の会計制度が整備されたことを受けて、上場大企業とは異なる会計制度に対応した信頼性の保証について理論的かつ制度的に検討する必要があると考えている。

※本稿は査読済み論文です(2015年6月20日決定)。

本稿は、そのような考え方に基づいて、以下の点を検討することにより、日本における信頼性保証モデルの構図を明らかにしたい。

- (1) 日本の会計制度および信頼性保証の現状を浮き彫りにすること
- (2) 中小企業の属性（内部統制機構の未整備、出資と経営の未分離等）を考慮すれば、中小企業監査と大企業監査は質的差異があることを提示すること
- (3) これらの差異にもかかわらず、債権者保護の観点から考えると、有限責任会社としての中小企業においても会計専門職による保証業務の必要性があることを強調すること
- (4) 中小企業の計算書類の信頼性保証の基礎的構造を解明すること
- (5) 武田 [2000] による監査制度の構図に基づいて、現行の会計制度に対応した類型的な保証モデルを提示すること

II 日本の会計制度および信頼性保証の現状

会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うべき旨を定め（会社法431条）、会社計算規則においてはより明確に一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をしん耐すべき旨を定めている（会社計算規則3条）。武田 [2008a] によれば、会社法ではかかる「一般的・総則的規定」のみを設定し、その具体的指針を金融商品取引法に委譲し、さらに金融商品取引法はその具体的基準設定を企業会計基準委員会（以下、ASBJと表記する）に委嘱するという構図の下で体制作りが進められたと述べられている（武田 [2008a], 27頁）。

金融商品取引法の適用企業にとって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、企業会計審議会が公表した連結財務諸表原則、

企業会計原則等、およびASBJが策定した企業会計基準に準拠することとなる（武田 [2008a], 27頁）。

会社法は、株式会社だけでなく、合同会社についての規定を定めており、金融商品取引法よりもそのカバーする企業範囲は広いのである。したがって、株式会社であっても上場企業でない、いわゆる中小企業に適用される会計基準も含まれる（武田 [2008a], 27頁）。中小企業に適用される基準には、現在、中小会計指針および中小会計要領が並存している。中小会計指針は、2005年6月に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所およびASBJの4団体が公表し、その後年度毎に改訂されている。中小会計要領は、2012年2月に、中小企業の会計に関する検討会によって作成されたものである。両基準とも、上場企業でない中小企業を適用対象としている。ただし、中小会計指針は、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」（中小会計指針第6条）ことを基本に策定されている。また、会計参与設置会社には、中小会計指針の適用が推奨される。それに対して、中小会計要領は、計算書類等の開示先や経理体制などの観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている中小会計指針と比べて、簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象としている（中小企業の会計に関する検討会 [2012], 1頁）。すなわち、両基準の基本的な考え方から見れば、中小会計要領は、会計処理が相対的に簡単である小規模企業に適用されることが推測される。

このように、日本の国内法によれば、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（具体的にはJ-GAAPとしての企業会計基準）が上場企業に適用され⁽¹⁾、中小会計指針と中小会計要領は中小企業に適用されることとなる。しかし、国際資本市場において資金調達を行う企業

で、海外、特にアメリカで上場している日本企業にとっては、U.S.GAAPに基づき財務諸表を作成することが義務付けられる。このような状況を踏まえて、日本においてIFRSまたはU.S.GAAPに準拠して作成された財務諸表を規制当局にも提出できるようにするために、上場企業には、日本基準を含めて、IFRSおよびU.S.GAAPの適用も認められるようになってきた⁽²⁾。さらに、ASBJは、2013年6月に、「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を公表し、2015年6月に日本の状況に合わせて、IFRSを一部修正した「修正国際基準」(以下、JMISと表記する)を公表した。

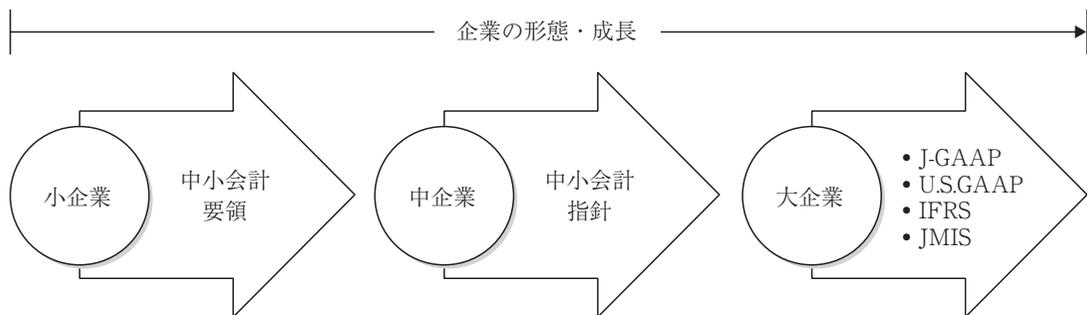
上述のように、日本においては、会計制度が大企業と中小企業とに区別され、大企業に適用できる会計基準は法律上4つに増えることになり中小企業に対しては、中小会計指針と中小会計要領の2つが存在している。また、中小会計要領は相対的に小規模の中小企業に適用されることを推測している。図1は、日本における会計制度の類型的構図を示したものである。

それに対して、日本における一般に公正妥当と認められる監査基準(以下、J-GAASと表記する)に関して、平成3年の監査基準の改訂において、監査基準では原則的な規定を定め、監査基準を具体化した実務的・詳細的な規定は日本公認会計士協会の指針(監査実務指針)に委

ね、両者により日本における一般に公正妥当と認められる監査の基準とすることが適切であると示されている⁽³⁾(企業会計審議会[2010], 1頁)。また、2010年3月からIFRSの任意適用が認められたことに対応して、国際会計士連盟(以下、IFACと表記する)の国際監査・保証基準審議会(以下、IAASBと表記する)が設定した「国際監査基準」(以下、ISAと表記する)も導入されるようになった。監査人は監査を実施するために、これらの基準に準拠しなければならない。しかし、これらの基準は、主に大企業にかかる規定であり、中小企業のための監査基準は定められていない。

中小企業の監査問題について制度上議論されるようになったのは、法務省が1984年に「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」を公表してからであった。その後、その問題については、「商法・有限会社法改正試案」として、中小企業監査にかかる法律構成が提示され、中小企業監査の全体的フレームワークが明らかとなった(武田[2000], 37-38頁)。その試案では、会計監査人監査を受けない企業のうち、相当規模の会社について会計調査人による調査の制度を設けることを提案していた。会計調査人による調査は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」を報告することを目的としている。また、心証の

図1 日本における会計制度の類型的構図



程度について、「『正規の監査』より低く『一応の確からしさ』でよいもの」として位置づけられている（「商法・有限会社法改正試案」四4c）。しかし、「商法・有限会社法改正試案」に対してなされた法務省からの意見照会に答えた日本公認会計士協会は、試案の示す会計調査人による調査のような限定監査・簡易監査⁽⁴⁾は国際的に通用しない旨の意見書を提出し、その結果として、1990年の改正法には、会計調査人による調査は、その姿を見せることはなかった（神森 [2013], 474-476 頁）。

このような状況を踏まえ、中小企業の計算書類の信頼性を高めるために、2005年6月に会計参与制度という新たな制度が設けられた。会計参与は、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む）または税理士（税理士法人を含む）が、取締役または執行役と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を会社とは別に備え置き・開示する職務等を担うことによって（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会 [2014], 1 頁）、中小企業の計算書類の記載の正確性に対する信頼を高める制度である。

また、中小企業の計算書類の信頼性を担保する制度として、書面添付制度がある。この制度は、申告納税方式、申告納付方式または申告納入方式によって作成された国税および地方税の申告書について、税理士が、自ら計算し、整理し、もしくは相談に応じた事項、または審査した事項について、税理士としての意見を、税務行政庁に対して明らかにする手段として設けられたものである（日本税理士会連合会 [2002], 1 頁）。このように、書面添付は、ある種の証明行為であるから、監査と同類の性格を有する。つまり、日本の確定決算主義のもとでは、申告書の基礎となる計算書類の信頼性を担保することを通じて、ある種の税務監査証明としての役割が期待されている（河崎 [2013], 38 頁）。

しかし、この2つの制度の利用状況は極めて

低いという事実がある。調査によれば、約260万社の株式会社のうち、会計参与制度設置会社はわずか2,000社である。また、書面添付制度の普及割合はこの数年間に上がってきたが、財務省によると、2012年度の普及割合は、申告法人の7.8%しかない（河崎 [2013], 38 頁；財務省 [2013], 129 頁）。

Ⅲ 中小企業の計算書類の信頼性保証の必要性およびその基礎的構造

1 中小企業の計算書類の信頼性保証の必要性

中小企業の計算書類の信頼性を保証するための会計参与制度および書面添付制度の普及率の低迷は、現行の中小企業の信頼性保証制度が企業経営者にとって、実務上のニーズに適うものではなく、または過重負担となることが問題であることを意味している。このような状況を改善するために、中小企業の信頼性保証に関する基礎的研究の必要性があると考えている。

言うまでもなく、日本の実務においては、中小企業に大企業と同じ外部監査を実施することは、株主等の外部利害関係者が存在しない中小企業の経営者にとってはコスト・ベネフィットの観点からみても、そのメリットが十分にあるとはいえない。また、仮に外部監査を実施するにしても、数百万社のもの中小企業の外部監査に対応できるだけの監査プロフェッションが現状では存在していない。さらに、中小企業の大企業と異なる属性が、外部監査を実施する際の制約となっている。図2は、大企業と中小企業の企業属性の差異を表したものである。

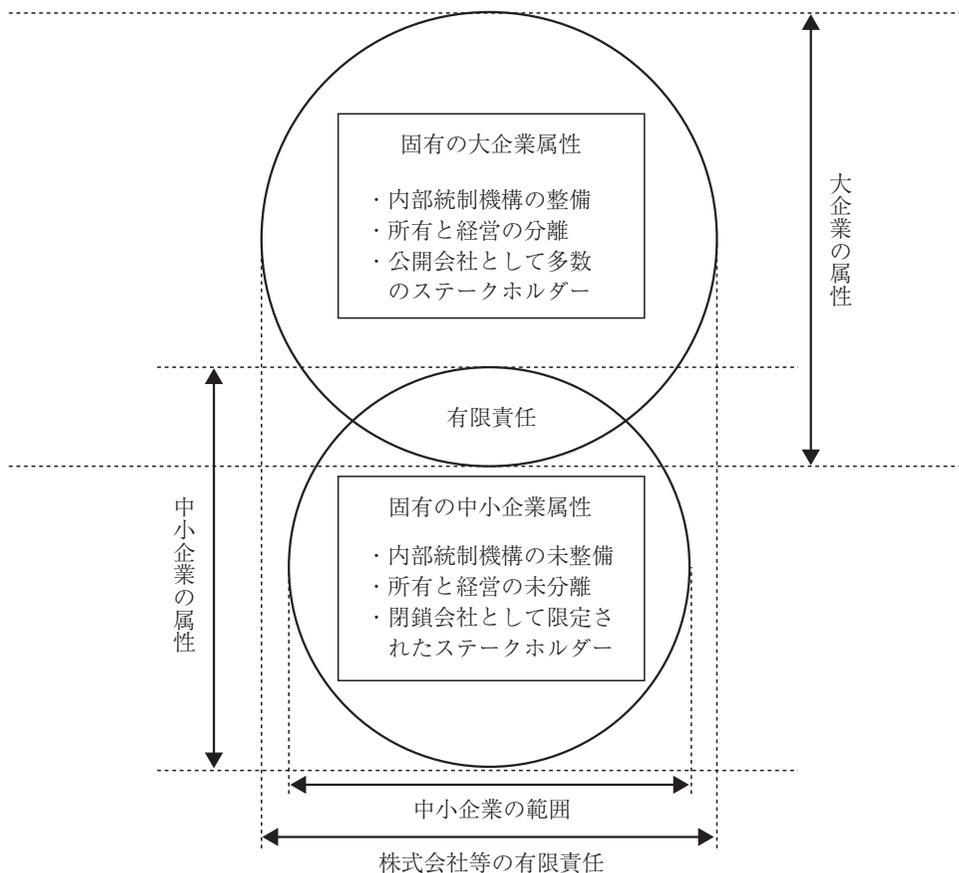
図2からわかるように、大企業と中小企業の企業属性には、根本的な差異が存在している。これらの差異は、少なくとも、内部統制機構の整備、所有と経営の分離状況および企業におけるステークホルダーの範囲から生じてい

る。大企業では、内部統制機構が確立しているのに対して、中小企業では、内部統制機構がないか、あっても十分に機能していない。そして、大企業では、経営者の個人の意思により、自由に意思決定できないシステムが確立しているのに対して、中小企業では、所有と経営が分離していないため、経営者の専断的決定が起きやすい。また、大企業では、ステークホルダーの範囲が広いことに対して、中小企業のその範囲が債権者および取引先等に限定されている（武田 [2008a], 43 頁；河崎 [2013], 61 頁）。

また、中小企業の独自の特性として、以下のものを指摘することができる。

- (1) 中小企業は、大企業向け会計基準に準拠して財務諸表を作成する義務がない。
- (2) 中小企業は、相対的に小規模であり、過度に複雑な取引を行わない。
- (3) 中小企業の株式あるいは債券が公開市場で取引されていない。
- (4) 中小企業における経営者または従業員の会計知識が限られている⁽⁵⁾。
- (5) 中小企業の事業内容や事業形態が多様である。
- (6) 中小企業の資金調達の方法として、金融機関からの借入れが中心である⁽⁶⁾。

図2 大企業と中小企業の企業属性の比較



出所：河崎 [2011], 28頁「図表1大企業と中小企業の「企業属性」と「会計慣行」の相違」を一部省略したものである。

これらの属性においては、特に中小企業における内部統制機構の未整備および所有と経営の未分離は中小企業の監査に影響を与える可能性がある。すでに述べたように、中小企業では、会計処理に従事する従業員は少数であるため、監査役制度があるとしても、相当の会計ならびに監査に関する知識と技術を持った人材を内部的に起用することができない。そのため、外部監査が実施されても、内部統制機構が整備された大企業と同様に論ずることはできない。また、所有経営者がどの範囲で、どの程度の支配的影響を持つかによって、計算書類に現れる重要な虚偽表示リスクも変化する（武田 [2000], 14-15 頁）。その結果として、大企業監査と中小企業監査に質的な差異がもたらされることが分かる（河崎 [2013], 40 頁）。

そのような質的差異があるということから、中小企業の会計について、会計専門職による外部の保証業務が必要ではないということが正当化されるものではない。その理由は、債権者保護の観点から考えると、中小企業といえども有限責任会社であるから、株主は有限責任という法によって与えられた大きなメリットを享受する代わりに、それを支える計算の適正・明確という義務を果たさなければならないということにある（武田 [2000], 10 頁）。かかる義務の履行を証明するためには、中小企業の計算書類を第三者的にモニターできるような保証制度を新たに構築する必要がある。また、中小企業においては、所有経営者としての取締役から独立性を保ち、かつ、会計知識と監査能力を有する人材を社内に確保することは極めて困難であるため、監査役監査に期待することは無理がある（武田 [2000], 10 頁）。このようなことに照らして、中小企業の計算書類の信頼性を担保するためには、企業外部の会計専門職による保証業務を依存することしかないといえるものである。

以上の議論をもとに、ここで保証業務の三者

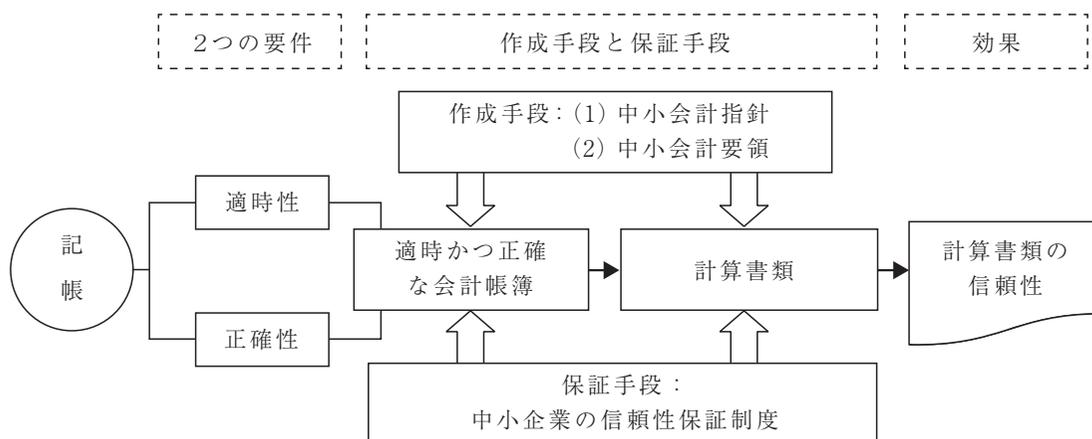
間関係（計算書類の作成者、保証業務実施者、保証の対象者）について付言しておきたい。上述のように、中小企業の資金調達には銀行などの金融機関に大きく依存しており、また金融機関側からすれば計算書類が融資判断における重要な要素となっている。金融機関は資金提供先に必要な情報の提供を求め、入手した情報を審査することで融資が決定されるが、金融機関に提供される計算書類などの財務情報は資金借入を目的として企業の財務実態から乖離した虚偽表示が介入する可能性がある。計算書類の信頼性に関する判断は一義的には金融機関の審査能力によるものであるが、銀行側としては審査にかかるコストを低減するためにそのコストを外部化し資金借入者に移転する誘因が働くはずである。この点に本稿でいう保証業務の三者間関係が成立する素地がある。すなわち、資金借入を目的とする中小企業が計算書類の作成者であり、その信頼性を担保する保証業務実施者は公認会計士等の会計専門職であり、保証の対象者は金融機関ということになる。

2 計算書類の信頼性保証の基礎的構造

以下の図 3 は、中小企業の計算書類の信頼性保証の基礎的構造を示しているものである。計算書類の信頼性保証の前提は、正確な会計帳簿である。会社法では、会計帳簿の記帳要件について、「適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」としている。そのため、会計記録の「適時性」と「正確性」は会計行為全体の信頼性を保証する前提条件である（河崎 [2013], 36-37 頁）。

そもそも、II において議論した会計調査人による調査においては、調査の目的は「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認めら得るかどうか」を報告することである。このような目的からみると、従来、中小企業の信頼性保証には、会計

図3 中小企業における計算書類の信頼性保証の基礎的構造



出所：河崎 [2013]，36頁「図表1 計算書類の信頼性保証の構図」を参照して作成したものである。

帳簿の重要性が強調されていることが分かる。また、近年、会計情報の電子化が進められるとともに、会計帳簿の記帳要件がさらに重要な位置づけになっている。コンピュータによる会計処理は、ブラック・ボックス化されており、インプットされたデータは、自動的にスループットされ、アウトプットとしての計算書類が作成される。したがって、入力データに「誤謬」・「脱漏」・「改竄」があれば、結果としてのアウトプットは必然的に不正確な計算書類となる。また、適正な記帳によって、経営者が自社の経営状況を適切に把握するとともに、不正発生の事前防止もできる（河崎 [2013]，37頁）。このように、会計情報の電子化が促進される今日において、計算書類の信頼性保証にとって、会計帳簿の記帳要件は重要な意義を持っている。

適時かつ正確な会計帳簿およびそれに基づく計算書類の作成手段として、中小会計指針と中小会計要領が適用できる。そして、これらの会計帳簿および計算書類の信頼性を担保するために、中小企業の信頼性保証制度が用いられる。現在、中小企業の計算書類の信頼性を担保するための保証制度として、会計参与制度と書面添付制度があるが、その2つの制度の適用状況は

低いという問題がある。このような状況を踏まえ、かつ、中小企業の会計制度が整備されてきた現状を受けて、以下においては、現行の会計制度に対応した信頼性保証モデルを検討していきたい。

Ⅳ 計算書類の信頼性保証の類型的検討

前述のように、「商法・有限会社法改正試案」における構想において、すでに制度化をみた会計監査人による監査制度の他に、中小企業のための会計調査人による調査制度の導入が提示された。この試案における構想に基づいて、武田 [2000] は、株式会社の経営管理機構（監査制度）の構図を図4のように構築した。武田 [2000] によると、試案の資本金基準等の条件で一定規模以上の会社⁽⁷⁾については、会計調査人による調査が求められるが、その規模基準以下であっても株式会社や有限会社という形態をとる以上、その責任を果たすために、何らかの形で計算の適正・明確を担保するような制度を構築する必要があると指摘されている。かかる制度は日本と類似の状況下に置かれている

図4 株式会社の経営管理機構（監査制度）の構図

	会計監査人監査	会計調査人調査	コンピレーション
資本金基準 5億円以上 負債基準 200億円以上	強制	—	—
資本金基準 1億円以上 負債基準 10億円以上	任意	強制	
資本金基準 3千万円以上 負債基準 3億円以上	—		
資本金基準 1千万円以上	—		強制

出所：武田 [2000]，12頁「図1-3 株式会社の経営管理機構（監査制度）の構図」を一部修正したものである。

イギリス⁽⁸⁾において、一定規模以下の有限責任会社に対してコンピレーション制度が導入されていることも顧慮されなければならない（武田 [2000]，11-12頁）。

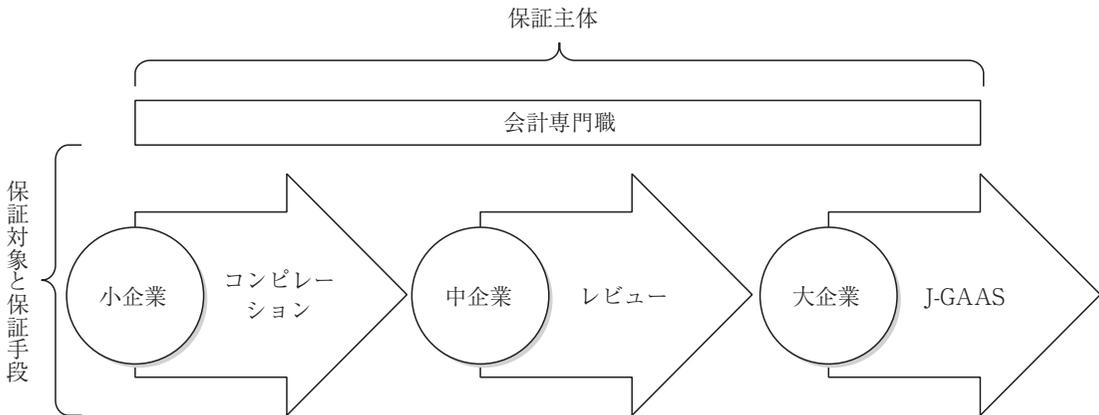
しかし、当時、会計調査人による調査制度は、国際的な共通性等が原因となって、実現しなかったが、現在、中小企業の会計基準が大企業と区別されている状況に応じて、その状況を考慮した監査制度の区分化を再検討する必要があると思われる。

ここでは、レビューは会計調査人による調査に替えて、中規模企業に適用されることを考えている⁽⁹⁾。中小企業は、多くの場合に、法律による外部監査の実施が強制されていない。IFACによれば、監査は必ずしも中小企業に役立つものではなく、また、監査によるコストは企業の得られるベネフィットを上回る可能性もある。レビューは、コスト・ベネフィットの観点から考えると、中小企業に対してより適当な保証業務であることを指摘している⁽¹⁰⁾。このような観点を持ちながら、IAASBは、財務諸表の保証業務のために、監査以外の国際的な保証基準を開発することを重要な計画とし

た。その努力を支えているのは、中小企業、彼らの債権者および財務諸表のその他の利用者の財務報告ニーズを満たすために、国際的に適用できる基準を開発してほしいという要望である（IAASB [2010] ,p.1）。その結果として、国際レビュー業務基準（ISREs）第2400号（改訂）「過去財務諸表のレビュー業務」、および国際関連サービス基準（ISRSs）第4410号（改訂）「コンピレーション業務」が公表された。

また、世界各国においては、中小企業の信頼性保証業務が大企業と区別され、実施される国は少なくない。監査を受ける義務のない中小企業は、年度決算書についてレビューを受けることが多い。例えば、アメリカにおいては、中小企業のための独立した体系的な基準は確立されていないが、AICPA監査マニュアルには、小規模事業体向けの監査留意事項が設けられ、中小企業に対しても適用可能なコンピレーションやレビュー指針が整備されている（古賀 [2000]，80頁）。このように、レビューは中小企業の信頼性保証業務として、その国際的な共通性があるといえる。このような考え方に基づいて、新たに構築した類型的な保証モデルは図5

図5 規模別による類型的保証モデル



のように示している。

図5に示したように、公認会計士または税理士は、企業規模によって、監査、レビュー、またはコンピレーション業務を通じて、財務諸表の信頼性を担保する。保証業務の主体として、公認会計士が非監査業務をも提供することにより、財務諸表の利用者に保証水準を混同してしまうことを防止するため、公認会計士は監査基準に準拠し、大企業の監査業務を提供することに対して、中小企業の場合は、中小企業の計算書類の作成、会計帳簿の記帳代行その他の財務に関する業務を従来から担当してきた税理士がこれに当たることが最も適当であるという指摘がある（武田 [2000], 11 頁）。ただし、仮に税理士に保証業務を依頼する場合であっても、独立性という観点からみたととき当該税理士は当該会社の会計帳簿の記帳代行等の関連業務に関与することはできないことは指摘するまでもない。

周知のように、財務諸表の監査は、経営者の作成した財務諸表が企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて、独立した監査人が意見を表明し、財務諸表に対する信頼性を付与することを目的とするものである。ま

た、AICPAの「会計及びレビュー業務に関する基準」(SSARS)には、レビューとコンピレーションに関して以下のように定義している。レビューとは、質問と分析的手続の実施に基づき、財務諸表が一般に認められた会計原則、また、可能であれば、その他の包括的会計基準に準拠して作成されており、財務諸表に対していかなる重要な修正も必要としないことの限定的保証を表明するための合理的基礎を提供することである。それに対して、コンピレーションとは、経営者の陳述とする情報を財務諸表の形で提示することであり、いかなる保証を表明するものではない(AICPA [1983], p.7)。この3つの業務の差異は表1のように示されている。

表1に示したように、レビューは、いかなる保証もできないコンピレーションとは異なり、限定的保証を表明するものである。しかし、レビューは、監査のように、会計専門職が財務諸表のすべての重要な虚偽表示に気づくという保証を提供することはできないものである(松本 [2004], 73 頁)。そのため、信頼性保証水準からみると、監査の保証水準が最高位になっており、次にレビューが、そしてコンピレーションが最も低いレベルに位置付けている(松本 [2004], 75 頁)。もちろん、会計専門職が

監査を行う際に、業務の範囲や業務を実施するために投入した手続や時間等の資源が多ければ多いほど、保証水準が高くなる。しかし、中小企業の場合は、財務諸表の利用者は銀行などの債権者に限られているため、財務諸表の利用者が信頼性に対する保証水準の要求を満足するよりも、保証サービスによるコストの高低に強い

関心を持っている。レビューとコンピレーションは、信頼性の保証水準について、監査と比較できるものではないが、内部統制に関する理解や実証手続が要求されないため、かなり低コストである。また、レビューおよびコンピレーションに関して、会計専門職に対するアンケート調査では、「圧倒的な多数の参加者は、コン

表1 監査、レビューとコンピレーションの比較

	監 査	レ ビ ュ ー	コ ン ピ レ ー シ ョ ン
(1)財務諸表に対して重要な虚偽表示を有しないことに関する保証水準	監査人は、財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうかに関して、完全ではないが、高い水準の保証を得られる。	会計専門職は、財務諸表に対して重要な修正を必要としないことに関して、限定的な保証を得られる。	会計専門職は、財務諸表に対して重要な修正を必要としないことに関して、いかなる保証も得ることはない、または提供しない。
(2)目的	全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうかに関して、高い水準の保証を得ること。それによって、監査人は、財務諸表がすべての重要な点について適正に表示しているかどうかに関する意見を表明できる。	財務諸表に対して重要な修正を必要としないことについて限定的な保証を得ること。	財務諸表に対して重要な修正を必要としないことについていかなる保証も提供することなく、経営者に財務情報を財務諸表の形で提出するように経営者を援助すること。
(3)財務諸表の利用者に提供される保証の有無	無し 一監査人は、財務諸表がすべての重要な点について、企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示しているかどうかに関する意見を表明する。	無し 一報告書は、会計専門職は、財務諸表に対して行われるべきいかなる重要な修正についても気づくことはなかったということを表明する。	無し 一報告書は、いかなる保証も提供されないことを表明する。
(4)企業の内部統制に関する理解・不正リスクに関する評価	○	—	—
(5)質問と分析的手続	○	○	—
(6)検証・実証手続	○	—	—
(7)異なる保証水準の業務を要求する場合	通常、財務諸表に関して監査人の意見を求める外部の第三者（例えば、銀行、貸手、潜在的買手および外部投資家）を有する企業のために作成される。	通常、財務諸表に重要な虚偽表示がないことに関して、安心感を求める外部の第三者（例えば、銀行、貸手および潜在的買手）を有する非公開会社のために作成される。	一般的に、非公開会社に適する。通常、簡単な状況（例えば、債権者が、内部会計システムの作成する報告書の代わりにGAAPによる財務諸表を求める場合、また、債権者が、会計専門職による財務諸表の閲覧によって安心感を求める場合）のもとで作成される。
(8)業務別のコスト	最も多い作業を必要とし、その結果、レビューやコンピレーションと比較して、そのコストははるかに高い。	コンピレーションよりコストが高いが、監査と比べれば、そのコストはかなり低い。	最も少ない作業を必要とし、その結果、レビューや監査と比較して、そのコストははるかに低い。

出所：AICPA [2010] Compilation vs. Review vs. Audit

レーション及びレビュー業務は外部の情報利用者の信頼性を大いに又は幾分促進するとみている」(古賀 [1990], 246 頁) という結果によって、レビューおよびコンプレーションは、ある程度、財務諸表の信頼性を高めることが分かる。以上に述べてきたように、コスト・ベネフィットの観点から考えると、レビューおよびコンプレーションは、中小企業に対してより適切であるといえる。

V おわりに

日本においては、中小企業の計算書類の信頼性保証制度として実施されてきた会計参与制度と書面添付制度があまり普及していない現状を踏まえ、本稿は、武田 [2000] が構築した監査制度の構図に基づいて、このような類型的保証モデルを再検討してきた。その結果として、中小企業の信頼性保証業務は、中小企業の会計と同様に、企業の経営者と財務諸表の利用者の両方の要求を考慮しながら、企業に適した規模別の監査制度を設定する必要があると考えている。このように、J-GAAS が公開会社、すなわち、大企業に適用され、レビューは会計調査人による調査制度より、その国際的共通性を有するため、中規模企業に適用され、また、小規模企業に対しては、コンプレーションのような非保証業務が適用されることが適切であるとみている。

ただし、このような規模別の監査制度を適用する際には、注意すべき点がある。中小企業の計算書類の利用者が、レビューとコンプレーションの保証水準を誤解し、監査と混同してしまう可能性があるため、利用者に対して保証業務によって保証水準が異なるものであることを認知させることが必要である。

(注)

(1) ASBJ が設定する企業会計基準の適用に関する

規定については、財務諸表等規則の第 1 条第 3 項、ならびに、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件 (平成 23 年 4 月 6 日金融庁告示第 37 号) の第 1 条を参照されたい。

(2) IFRS および U.S.GAAP の適用に関する規定については、連結財務諸表規則の第 93 条から第 95 条、会社計算規則第 120 条および第 120 条の 2、ならびに、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件 (平成 23 年 4 月 6 日金融庁告示第 37 号) の第 2 条および第 3 条を参照されたい。

(3) ここで示されている「監査実務指針」は、監査および監査に関する品質管理に関して、日本公認会計士協会に設置されている各委員会が報告書または実務指針の名称で公表するものであり、日本における一般に公正妥当と認められる監査の基準の一部を構成している (日本公認会計士協会・監査基準委員会 [2013], 1 頁)。

(4) 限定監査・簡易監査とは、会計帳簿の記載漏れまたは不実記載ならびに貸借対照表、損益計算書および附属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無等に限定した監査をいう (武田 [1985], 112 頁)。限定監査・簡易監査は、単に監査事項が限定されているだけではなく、その監査として計算の正確性に関してもつ意味も限定されたものといえることができる (稲葉 [1985], 169 頁)。具体的には、武田 [1985] を参照されたい。

(5) 「平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果 (報告書)」によると、日本においては、中小企業における代表者以外の経理担当者の人数は、0 人が 7.4%, 1 人が 62.3%, 2 人~5 人が 29.1% である。財務諸表の作成、税務申告まで、一貫して社内で行う企業は 3.8% であり、財務諸表の作成までは社内で行い、税務申告は会計専門家に外注する企業は 19.1% を占めている (中小企業庁 [2011], 3-7 頁)。

(6) 「中小企業金融に関するアンケート調査結果」(平成 24 年 8 月) によると、日本においては、借入のある中小企業の資金調達方法については、

- 「銀行等のプロパー融資」による資金調達を行う企業が最も多く、74.9%であり、続いては「保証協会の保証付融資」(70.3%)および「政府系金融機関からの融資」(42.1%)である(東京商工会議所中小企業金融専門委員会[2012], 29頁)。
- (7) 「商法・有限会社法改正試案」によれば、当時の商法特例法(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律)により、会計監査人による監査を受けない株式会社において、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満のものを除いて、その計算に関して会計調査人による調査を受けなければならないと提案されていた(「商法・有限会社法改正試案」四4a)。
- (8) イギリスでは、小企業に対しても外部監査が強制されていたが、1994年当時、国内での論争を通じ、EC指令が国内化過程で小企業に対する監査を免除することとなった。そのことに関連し、業界の職域問題の政治決着を図るために、監査に代えてコンプレッションを一定の規模基準に該当する一部の小企業に義務付ける改正を行った(武田[2000], 349頁)。
- (9) ここでいうレビューは、後述する表1や本文中で言及しているように、実務で実施されているレビューと同じものを想定している。
- (10) 中小企業のレビュー契約に関するIFACの観点は、IFACのホームページから引用した。URLは以下の通りである。<http://www.ifac.org/news-events/2013-11/review-engagements-smes-limited-assurance-numerous-benefits> (2013年11月15日)
- other than Audits, International Auditing and Assurance Standards Board.
- 稲葉威雄[1985]「大小会社区分立法・合併に関する問題点について—最低資本金、計算、外部監査を中心として—」別冊税経通信『限定監査試論—外部「監査」を考える—』税務経理協会、162-178頁。
- 浦崎直浩[2014]「特別目的の財務報告と監査の図式」『経理研究』第57号、493-502頁。
- 神森智[2013]「中小企業会計と中小企業会計監査—その史的考察のうえに—」『松山大学創立90周年記念論文集』463-488頁。
- 河崎照行[2011]「『中小企業会計指針』を巡る現状と課題」『産業経理』第70巻第4号、26-34頁。
- 河崎照行[2013]「『中小企業の会計』と計算書類の信頼性保証」『税経通信』第68巻第1号、35-41頁。
- 企業会計審議会[2010]「監査基準の改訂に関する意見書」。
- 古賀智敏[1990]『情報監査論』同文館出版。
- 古賀智敏[2000]「アメリカ中小会社の会計・監査制度」武田隆二編著[2000]『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社、80-99頁。
- 財務省[2013]「平成24事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」。
- 武田隆二[1985]「第三部 限定監査試論」別冊税経通信『限定監査試論—外部「監査」を考える—』税務経理協会、112-160頁。
- 武田隆二編著[2000]『中小会社の計算公開と監査—各国制度と実践手法』清文社。
- 武田隆二[2008a]『最新財務諸表論(第11版)』中央経済社。
- 武田隆二[2008b]『会計学一般教程(第7版)』中央経済社。
- 中小企業庁[2011]「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果(報告書)」。
- 中小企業の会計に関する検討会[2012]「中小企業の会計に関する基本要領」。
- 東京商工会議所中小企業金融専門委員会[2012]「中小企業金融に関するアンケート調査結果」。
- 友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編著[2008]『財務情

【参考文献】

- AICPA [1983] *Codification of Statements on Standards for Accounting and Review Services, numbers 1 to 5*, Chicago: The American Institute of Certified Public Accountants.
- AICPA [2010] *Comparative Overview, What is the Difference Between a Compilation, a Review and an Audit?*, The American Institute of Certified Public Accountants.
- IAASB [2010] *Staff Project Update, Assurance and Related Services on Financial Statements*

報の信頼性—会計と監査の挑戦—』税務経理協会。

日本公認会計士協会・監査基準委員会 [2013] 監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」。

日本公認会計士協会・日本税理士会連合会 [2014] 「会計参与の行動指針」。

日本税理士会連合会 [2002] 「書面添付制度の手引」。

日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2014] 「中小企業の会計に関する指針（平成 25 年版）」。

法務省 [1986] 「商法・有限会社法改正試案」。

松本祥尚 [2004] 「監査／レビュー／コンピレーション」『企業会計』第 56 巻第 1 号, 72-79 頁。

中小企業会計を活用した 金融機関との信頼性向上の方向性

—中小企業経営者と金融機関との関係性を中心として—

松崎 堅太郎 (明治大学専門職大学院兼任講師)
税理士・公認会計士

論文要旨 我が国における中小企業の会計は、基準設定に留まらず、政府施策に取り込まれ、中小企業の成長育成モデルとして構築・運用されている点が最大の特徴である。元来、我が国の中小企業の会計は決算書の信頼性を高め、金融機関と中小企業との間の信頼性を向上し、必要な時に資金調達を行いたいという、中小企業経営者のニーズに合致しているという点で一貫している。本研究では、「金融機関が作成する実態財務諸表と中小企業の会計との関係」および「期中管理（月次決算・予実管理）を活用した信頼性向上が中小企業に及ぼす効果」を中心に、我が国の中小企業の会計が当初より資金調達という点を重視して構築されてきたこと、および中小企業の決算書が金融機関の審査においてどのように利用されているかを明らかにすることで、中小企業経営者と金融機関の関係性を中心に、あるべき中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性とは何かを検討した。

この結果、正しい会計ルールに準拠した財務諸表は、金融機関が企業格付のために作成する「実態財務諸表」の作成の基礎資料として重要な役割を果たしており、さらに金融機関が重視する「将来キャッシュ・フロー」情報については、タイムリーな月次決算や予実管理といった「期中管理」が、中小企業と金融機関の信頼性向上という観点からは重視されている。

今後、中小企業と金融機関との信頼性向上という観点では、決算書自体の信頼性向上（コンピレーション等の活用）に加え、「期中管理」を中心とした正確かつタイムリーな業績管理体制の構築と、金融機関の中小企業に対する適正な評価（事業性評価）の仕組みが構築できるかどうか、軸足が移行していくものと思われる。

キーワード 中小企業の会計、中小企業の金融、財務諸表の保証、実態財務諸表、期中管理

I 研究目的

我が国における中小企業の会計は、基準設定に留まらず、政府施策に取り込まれ、中小企業の成長育成モデルとして構築・運用されている点が最大の特徴である。

元来、我が国の中小企業の会計は決算書の信頼性を高め、金融機関と中小企業との間の信頼

性を向上し、必要な時に資金調達を行いたいという、中小企業経営者のニーズに合致しているという点で一貫している。本研究に関わる先行研究としては、中小企業金融の健全化に対して「中小企業金融における会計の役割」および「中小企業金融における税理士の職責」の2点から解説を行ったものとして、大武 [2012] がある。本研究では、「金融機関が作成する実態財務諸表と中小企業の会計との関係」および「期中管

理（月次決算・予実管理）を活用した信頼性向上が中小企業に及ぼす効果」を中心に、我が国の中小企業の会計が当初より資金調達という点を重視して構築されてきたこと、および中小企業の決算書が金融機関の審査においてどのように利用されているかを明らかにすることで、中小企業経営者と金融機関の関係性を中心に、あるべき中小企業会計を活用した金融機関との信頼性向上の方向性とは何かを述べていきたい。

Ⅱ 中小企業会計制度と金融の関わり

1 我が国における中小企業会計と金融の関わりに関する変遷

我が国において、中小企業の会計と金融の関係性については、昭和23年の中小企業庁設立時から問題提起がなされている。初代中小企業庁長官である蛭川虎三は、「短期の資金にしても、中小企業に対して普通の金融機関は決して積極的ではない。むしろ甚だ消極的である。その理由とするところは、中小企業はこまかくて手数がかかる、計理経営の内容がはっきりしない、事業の先行の見通しがつきかねる、というようなことにある」（蛭川 [1950] ,11 頁）とし、中小企業は、金融機関から短期の資金であっても借入を行うことが難しく、その理由は会計や経営計画に関する体制構築ができていないという点にあるとしている。

さらに、昭和24年のシャープ勧告は、「帳簿と記録に関し、多くの営利会社が帳簿記録を持っていない現状を嘆き、納税者が帳簿を持ち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するよう奨励、援助するようあらゆる努力と工夫を傾注」しなければならないとし、大企業と中小企業を分けて、大企業とは異なる勧告を中小企業に行っている。1点目は教育面であり、「会社および個人の活動に係る全て

の団体は正確な帳簿記録をつけることの重要性を強調しなければならない」としている。2点目は記帳の模範の様式の作成として、「大企業と異なる簡易な会計様式の作成を勧告」している。3点目は正しい記録をつけるための誘引策として、「帳簿記録をつけている納税者は他の納税者と区別されるように異なった色の申告書を提出すること」すなわち青色申告制度の勧告を行っている。このうち、2点目の簡易な模範の様式の作成については、「会社および個人にその職業および教育水準に適合した帳簿様式が必要だが、既に各所で様式の開発が行われている」（Shoup Mission [1949] Vol. IV ,pp. D57 ~ D59）としている。

これは当時、「同調査会（注：経済安定本部企業会計制度対策調査会）が、「企業会計原則」の制定のみならず、中小企業をも含む企業の会計実務全般の改善策の検討にも及び、その活動の一環として、会計教育用に標準化された帳簿様式の作成や中小企業用に簡素化された会計方法の開発が試みられていた。シャープ使節団は、同調査会のそうした活動に注目し、上記の勧告を行ったものとみられる。」（注は筆者）（高橋 [2011] ,84 頁）からであり、このような時代的要請を受け、特に青色申告の普及を目的として開発されたのが、「中小企業簿記要領（昭和24年 経済安定本部企業会計制度対策調査会）」および「中小会社経営簿記要領（昭和28年 中小企業庁）」である。さらに、両者はいずれも税務申告の目的に加え、金融機関からの借入に関する記述がなされている点で共通している（表1）。

我が国の中小企業の会計制度の制定過程を振り返ってみた場合、「1953年の経営簿記要領の公表以後、2002年3月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を設置するまでの50年間近く、「中小企業の会計」が本格的に検討された形跡は見あたらない」（古川 [2013] ,23

頁) という長期の空白期間があり、戦後大企業を中心とした会計制度だけが着目され続けてきたという事実はあるものの、中小指針や会計要領といった新たな中小企業の会計基準において

も、また、国際的にも、金融機関との関係を良好に保つために正しい会計が必要である、という考え方が採用されており、中小企業の会計は金融機関との関わりを常に重視し開発されてき

表1 中小企業の会計と経営者および金融機関との関わりに関する記述

中小企業の会計ルール	経営者との関わりに関する記述	金融機関との関わりに関する記述
1949年(昭和24年) 「中小企業簿記要領」	一 中小企業簿記要領の目的 (3)事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、 <u>経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること。</u>	一 中小企業簿記要領の目的 (2)融資に際し <u>事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業金融の圓滑化に資すること。</u>
1953年(昭和28年) 「中小会社経営簿記要領」	解説 元来、帳簿は単に税務のためにあるものではない。(中略)出資者と経営者との権利義務を明らかにするとともに、 <u>経営内容を常に明らかにするとともに、経営内容を常に計数的に明らかにし、経営の改善、合理化や資金の借入れに必要な体制を整備することが大きな目的でなければならない。</u>	第一節 中小会社経営簿記要領の目的 (中略) 中小会社は、これによって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領ともなるものである。
2005年(平成17年)8月 「中小企業の会計に関する指針」	本指針の作成に当たったの方針 6. 会計基準とその限定的な適用 (中略)また、中小企業においては、 <u>経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。</u>	今回想定する、非公開の商法上の小会社が作成する計算書類の主な外部の利用者は、 <u>金融機関等の債権者と中小企業の取引先である⁽¹⁾。</u>
2009年(平成22年)7月 IFRS for SMEs (中小企業版IFRS)	BC53 所有者兼経営者は、多くの目的のためにSMEの財務諸表を使用する。しかし、「SME 基準」の目的は、所有者兼経営者の経営上の意思決定に役立つ情報を提供することではない。経営者は事業を運営するために必要な情報は何でも得ることができる(同じことは完全版IFRS に関しても言える)。それでもなお、 <u>一般目的財務諸表は、事業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに関する理解を提供することを通じて経営者のニーズに対応する。</u> (IASB[2009])	BC37 (a) 金融機関は国境を越えて貸付を行っており、 <u>多国間で営業をしている。ほとんどの国においてSME の半数以上(非常に小規模な企業を含む)が銀行融資を受けている。銀行は、財務諸表に基づいて、貸付の決定及び契約条件、金利を決定する。</u> (IASB[2009])
2012年(平成24年)2月 「中小企業の会計に関する基本要領」	1. 目的 (2) <u>中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計</u>	1. 目的 (2) 中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
2013年(平成25年)6月 FRF for SMEs (中小企業版FRF)	財務諸表の目的 1.08 財務諸表の目的は、 <u>経営者、債権者、および他の利用者に対し、資源配分の決定を促すか、経営の受託責任の評価をする、またはその両方に有用な情報を伝えることにある。</u> (AICPA[2013a]para.1.08)	主要な利用者として、中小企業の所有者、弁護士・医者等の職業専門家、銀行その他の資金提供者、保険会社、保証人、個人投資家等(AICPA[2013b])

たという点で、戦後一貫しているといえよう。

一方で、我が国の中小企業経営者は、金融機関からの資金調達という面において、物的担保と人的担保⁽²⁾という、大きな負担を強いられてきた。我が国において、中小企業の会計ルールの整備が開始された平成14年当時は、「中小企業の事業向けの借金に経営者や親戚・知人が保証をつけることが、金融機関から融資を受ける中小企業経営者なら誰もが経験する「金融慣行」があり、「2003年版の中小企業白書によると、中小企業の資金借入では81.0%で個人保証が求められた。その結果生じる深刻な悲劇は数多く、私財の処分や自殺さらに信用を失うなど社会問題と化している。」とされている一方で、「中小企業であるがゆえに金融機関は財政状態を確実につかんでいないので保証を求めるわけで、保証責任があると経営者は必死で事業に取り組む効果がある。」(鶴田[2005],196頁)とされていた。

このような中小企業の実態をふまえ、21世紀に入り再開された中小企業の新しい会計ルールの検討においては、「今後、中小企業が物的担保や個人保証に頼らない資金調達の拡大や、新たな取引先の開拓を指向していくためには、信用力を高めるために、信頼性のある計算書類を作成・公開することが重要となる。(中略)本報告は、こうした資金調達先の多様化や、取引先の拡大を目指す、前向きな中小企業が商法上の計算書類を作成するにあたって準拠することが望ましい会計のあり方を示すものである。」(中小企業の会計に関する研究会[2002],67頁)として、物的担保や個人保証に頼らない資金調達の拡大と、信頼性ある計算書類の必要性を明確に結びつけた上での検討がなされた。

金融機関は、融資先に対して独自の企業格付を行ない、金融庁が定める債務者区分に分類・管理し貸出先の管理を行なっているが、平成19年3月の「バーゼルⅡ」の導入により、金

融機関は従来と異なり「個々の貸出債権の管理状況に説明責任が求められる」(坂本[2012],63頁)ことになり、貸出先債権の管理により一層の管理体制が求められることになった。

一方、金融機関に提出される決算書は、必ずしも信頼性が高いものばかりではなく、「かつて税務署用、金融機関用、取引先用と3つの決算書が作られることがあった。」「粉飾とはいわないまでも、売掛金が3年も滞留したまま資産として載せてあったり、棚卸資産が黒字企業の平均在庫の5倍もある決算書は時々みかける。」(河崎・万代[2012],248頁)といった実態があるとされている。このような中小企業の会計の実態をふまえ、中小企業の身の丈に即した会計ルールとして、制定されたのが、現在の我が国の中小企業の会計ルールである、「中小企業の会計に関する指針(平成17年8月1日最終改正平成27年4月21日)」(以下、中小指針という)および「中小企業の会計に関する基本要領(平成24年2月1日)」(以下、会計要領という)である。

その後、平成23年5月の金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正において、「金融と経営支援の一体的取り組みの推進」の確認を受け、中小企業庁・中小企業政策審議会が『中間取りまとめ－グローバル競争化における今後の中小企業政策のあり方－』を公表し、中小企業の新たな会計ルールの整備・活用と、事業者自らの経営状況や資金繰りへの説明能力の向上が求められることになった。

これにより、現在では、中小指針および会計要領を適用した中小企業に対して、信用保証協会の保証料率の割引や各種中小企業施策における優遇を通じて公的な優遇が図られているほか、民間金融機関においても決算書の信頼性を重視した無担保融資制度⁽³⁾や多くの金利優遇制度⁽⁴⁾があるなど、我が国の中小企業会計制度は、金融支援と一体となった取り組みがなされている

ところである。

2 我が国の金融機関における中小企業の財務諸表の取り扱い

(1) 中小企業の会計と実態財務諸表の関係性

金融機関は、中小指針や会計要領といった正しい会計ルールに則り、決算書が作成されているかを重視しているが、こういった信頼性ある決算書が金融機関に提出されたとしても、それだけでは、融資審査に十分な情報が金融機関に提供されたことにはならない。

金融機関において、中小企業の財務諸表は融資先の業績を理解する重要な資料である一方、金融機関に提出される決算書のすべてが企業の実態を正しく表しているとは考えられておらず、金融機関では融資先から提出された決算書の数字に修正を加え、より実態を表すよう、実態財務諸表に組み替え、融資審査をするという実務が行われている。つまり、①中小指針や会計要領といった正しい会計ルールに則っているか、②実態財務諸表に修正した場合、問題点は存在していないか、という2段階の検討を経て、融資審査が行われているのである。

これは、金融機関が「会計上の規則や商法上の定めなどは、決算処理の恣意性の排除や経理処理の整合性を保つための道具」として用いているからであり、「実態財務諸表の考え方は、各金融機関における企業あるいは事業の見方そのもの」であるとされている(山越[2005],2頁)。金融機関にとって実態貸借対照表は融資判断等の業務において重要な意味を持つが、金融機関が融資判断の根拠を貸出先に開示することは実務上なされず、実態貸借対照表が貸出先である中小企業に対して開示されることはない。

金融機関は金融庁が要請する債権者区分を明らかにするために企業格付を行ない、そのためには提出された財務諸表を実態財務諸表に修正する必要があるが、金融機関が作成する実態財

務諸表の評価基準は、「私的整理に関するガイドライン ,Q.10-2 実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」(私的整理に関するガイドライン研究会 [2001] ,15-17 頁)にその評価基準の一例が示されているものの、詳細な評価基準は各金融機関により異なっており、また一般的に開示されているものでもない。実態財務諸表の作成に関する評価基準は、公式な会計ルールに則ったものではなく、金融機関の融資先に対する個別の評価にすぎず、また、具体的な修正方法についても、各金融機関がそれぞれ別個に考察を加えて検討しているため、金融機関の中小企業の財務諸表に対する評価を一律に論じることにはできないが、「実態財務諸表」のうち、実態貸借対照表(以下、実態BS)に関し、公表されている実態財務諸表の評価基準に即し、実務上用いられている主な評価手法と、中小指針や会計要領を各論別で比較したのが、表2である。

これによれば、たとえば、有価証券においては有価証券差額金(含み益部分)を計上しない分、会計要領の方が実態BSに即した処理となっているが、有形固定資産の減価償却不足額の取り扱いについては、每期継続して規則的な償却を行うこととしている中小指針の方が実態BSに即した処理となっているなど、いずれの会計ルールに則って処理をしていたとしても、金融機関は実態BSの作成に際して、修正作業を行うものと推察される。また、連結会計の項目のように、そもそも現行の我が国の中小企業の会計ルールでは対応できない項目も存在する。

つまり、中小企業経営者が金融機関に提出する財務諸表は、いずれの会計ルールに準拠していても、金融機関は融資審査の観点から独自の実態修正を加えることになる。中小指針や会計要領といった、正しい会計ルールに基づき財務諸表を作成し、金融機関に提出したとしても、そのまま融資審査に用いられることはないが、

表2 金融機関が作成する実態貸借対照表「実態BS」と中小企業会計

項目	実態BS作成時における実態修正方法（一例）	中小指針		会計要領	
		各論	実態BSとの整合性	各論	実態BSとの整合性
売掛金	①倒産などにより回収不能な債権、先方が認知していない債権は全額減額修正 ②回収が長期化しているものは合理的な減額修正割合により修正	金銭債権、貸倒損失・引当金	△ ②の長期化した債権に関しては規定なし	金銭債権及び金銭債務、貸倒損失・貸倒引当金	△ ②の長期化した債権に関しては規定なし
棚卸資産	不良在庫は含まれていないか	棚卸資産	○	棚卸資産	○
有価証券	①上場株式は含み損を減額修正（含み益は加算修正しない） ②非上場株式は分析対象企業の財政状態やCF状況を考慮して判断	有価証券、純資産（有価証券評価差額金）	△ ①で、含み益のある有価証券差額金を計上する場合に整合性を欠く	有価証券	○
仮払金・貸付金	固定化しているものがあれば減額修正	経過勘定等	○	該当なし	△
前払費用	原則として全額減額	経過勘定等	×	経過勘定	×
有形固定資産（減価償却）	法人税法上の法定償却限度額に満たない場合は実態修正の対象	固定資産	○	固定資産	△ 相当の償却となっている
土地	市場価格が下落し簿価と乖離している場合は、当該差額を減額修正	固定資産	△ 減損損失として対応することが可能	固定資産	×
賞与引当金	支払が確実に発生すると予想されるものは減額しない	引当金	○	引当金	○
仕入債務	過少計上されていないか	金銭債務 収益・費用の計上	○	資産、負債の基本的な会計処理 収益、費用の基本的な会計処理	○
退職給付引当金	退職給付債務の積立不足額は全額を負債とみなす	退職給付債務・退職給付引当金	○	引当金	○
税効果会計	繰延税金資産に関し、毎期、資産性についての評価・検討が必要（計上は極めて限定的）	税効果会計	△ 中小企業が実態BSで計上できる場合は限定的	該当なし	○ 繰延税金資産の過大計上が起きづらい
簿外債務	計上漏れはないか	金銭債務、収益・費用の計上、リース取引	○	資産、負債の基本的な会計処理、収益、費用の基本的な会計処理、リース取引	△ リース取引に関し、賃貸借取引によった場合、未払リース料は注記で開示
連結会計	関係会社を連結した上で分析することが絶対条件	該当なし	×	該当なし	×

出所：以下の資料をもとに筆者作成。

・河崎・万代 [2012] , 245頁

・私的整理に関するガイドライン研究会 [2001] , 15-17頁 (Q. 10 - 2実態貸借対照表作成に当たっての評価基準)。

・山越 [2005] , 8-132頁。

正しい会計ルールに準拠して作成した財務諸表が提出されていることは、金融機関の実態財務諸表作成における前提条件であり、正しい財務諸表が提出されることは、金融機関の実態財務諸表作成の手間を大きく削減することになる。数多くの融資審査を日々行わなければならない金融機関担当者の事務負担を考えれば、正しい財務諸表が提出されることで事務負担が大きく軽減されるということだけでも大きなメリットを享受でき、さらに、実態財務諸表の作成時点で多くの修正事項を要する財務諸表と、ほとんど修正事項のない財務諸表とでは、自ずと融資先に対する心証が異なり、偽りのない財務諸表が提出されているか否かは、金融機関と中小企業との信頼関係に直結する問題となる。

以上を総括すると、中小企業経営者が金融機関に提出する財務諸表は、実態財務諸表への組み換えという過程を通じて、金融機関に財務諸表の信頼性の程度を融資審査の過程を通じて試されており、中小指針や会計要領といった正しい会計ルールに基づいた財務諸表を提出することは、金融機関と中小企業との信頼性向上という点において、きわめて重要な意味を持つものといえる。

3 我が国における中小企業の金融機関に対する決算書の信頼性向上の方向性

(1) 外部の会計専門家による決算書の保証

中小企業の会計制度が整備されたいま、次なる課題は中小企業の会計に対する信頼性保証をいかに行うかという点にある。

この点においては、実務上、すでに税理士による中小企業の決算書に対する信頼性付与（税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面、ならびに日本税理士会連合会による「(中小指針ならびに会計要領) の適用に関するチェックリスト」) により中小企業の会計の質が担保され、保証料率の割引や低利融資という形で中小企業

の資金調達の手軽化に資する取り組みが行われている⁽⁵⁾ほか、会社法に規定する、会計参与による取締役と共同して作成する財務諸表に対する、会計参与報告という形での信頼性付与も行われているところである。

一方で、我が国において公認会計士監査は中小企業には強制されておらず、また、金融機関から任意監査という形で会計監査を求められるということも、実務上存在していなかったが、日本公認会計士協会から平成 26 年 4 月に「監査基準委員会報告書 800 及び 805（平成 26 年 4 月 日本公認会計士協会 監査基準委員会）」が発表され、この中で、中小企業の会計は特別目的の準拠性監査という枠組みで整理がなされた。

中小企業においては、その大多数において、税理士等の外部の会計専門家が決算書の作成や税務申告書の作成に幅広く関与している等の理由から、決算書への信頼性付与の方向性としては、コンプレッションを中心とした保証関連業務によることが適当と考えられる⁽⁶⁾が、中小企業の財務諸表に対する保証は法律等により強制されておらず、中小企業と金融機関の信頼性向上という観点から、今後実務が醸成されていくものと考えられ、いかに財務諸表の信頼性を向上し、多くの中小企業に普及させていくかは、今後の大きな課題であるといえる。

(2) 期中管理による中小企業の決算書の信頼性向上

金融機関は、正しい会計ルールに基づく決算書の作成・提出という財務会計の活用という点に加え、管理会計の活用による信頼性向上についても重要視している。

平成 15 年 3 月に金融庁は「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表以降、地域金融機関が取引先である中小企業の実態をきめ細かく把握し、お

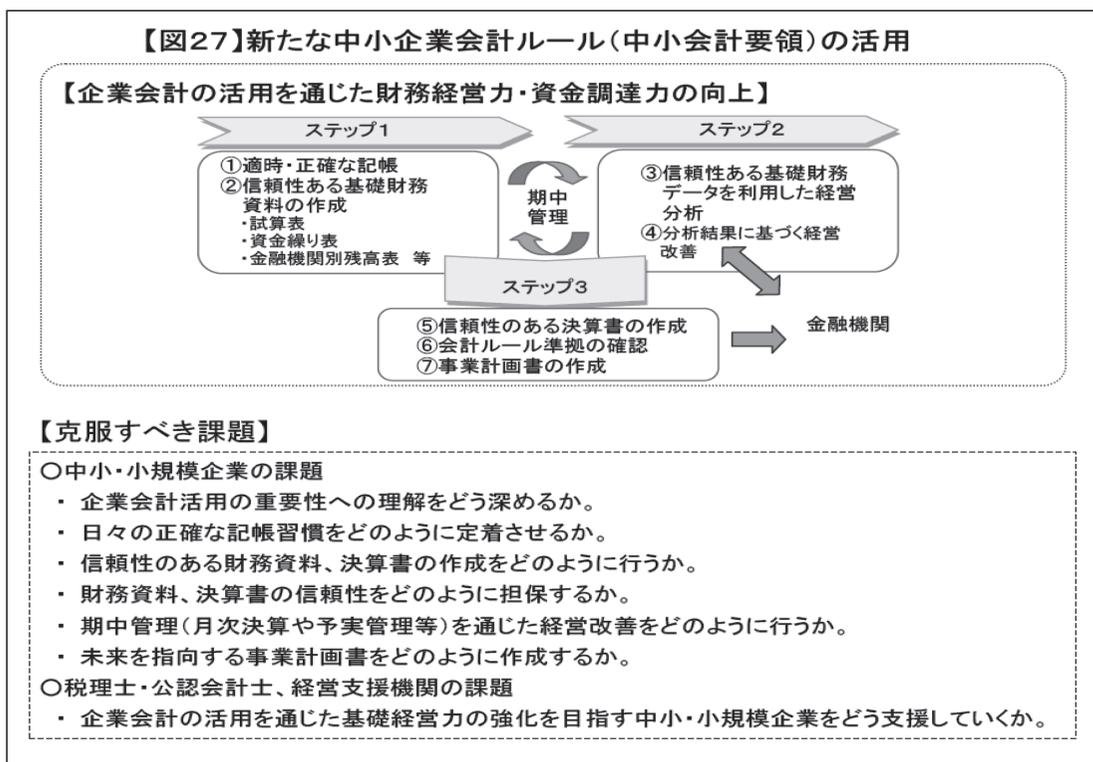
互いの信頼関係を把握したうえで、良質な金融サービスを提供することが求められることになった。

平成24年6月に公表された“ちいさな企業”未来会議の取りまとめにおいては、中小会計要領の活用方法として、期中管理（月次決算や予実管理等）を通じて、金融機関に中小企業が適時・正確な記帳による信頼性ある基礎財務資料を作成（ステップ1）し、信頼性ある基礎財務データを活用した経営分析や、その分析結果に基づく経営改善を促し（ステップ2）、信頼性ある決算書の作成、会計ルールの準拠の確認、事業計画書を作成（ステップ3）することにより、企業会計の活用を通じた財務経営力、資金調達力の向上が示されている。

月次決算書は正式な決算書ではないが、中小

企業経営者がタイムリーに自社の業績を把握するという経営管理の観点から、実務上重要視しているものである。この点は金融機関も視点は同じであり、「融資申し込みを受け、取引先企業に最新の月次決算書の提出を求めても即座に提出できる企業は少なく、毎月の試算表すら作成していない企業も多い。」との実態がある一方で、「中小企業にとっては安定的な資金調達のため信頼性の高い決算書が必要であるとともに、会社を経営していく上で、現状を正しくつかみ業績を把握するためにも月次決算書を作成する必要がある。」とされ、「業績のよい会社の経営者は月次予算を対比する月次決算に強い関心を持ち、1日も早く出来上がるのを待っている。経営者の行動は管理職や従業員に刺激を与え、会社全体が業績に対し意欲的に取り組むよ

図1 期中管理による中小企業会計ルールの活用



出所：“ちいさな企業”未来会議 [2012]，28頁。

うになる。反対にひどいところは税務申告書の提出に間に合うよう年1回まとめて会計処理を行うところもあるが、これでは業績の向上が図れるわけがない。」との金融機関の実務担当者の見解（河崎・万代 [2012] 249 頁）は、中小企業の会計を活用し、金融機関と中小企業経営者の信頼を醸成するために、期中管理の活用を考えていく上で、極めて重要な視点であろう。

このように、金融機関の経験則として、正確でタイムリーな月次決算と業績向上には関連性が見られるとの見解があり、たとえば、日本公認会計士協会東京会による実態調査（日本公認会計士協会東京会 [2014]）では、調査対象としているのは中小企業ではない（連結子会社を有する上場企業 322 社）ものの、調査結果によれば、過去3年以内の営業利益が増加傾向にあると回答した企業 156 社のうち、営業日ベースで6日以内に月次決算を完成させる企業が 35 社、6～10日以内に完成させる企業 85 社と合わせると約 77%の企業が10日以内に月次決算を完成させており、「月次決算の完成時期の早

さと企業の業績には一定の相関関係が見られるのであり、これは、月次決算を早期に完成させる企業は速やかに経営的意思決定をすることが可能となり、また、迅速に環境変化に対応することができ、そのことが好業績に結びついているのではないかと推認される。」と結論付けている（日本公認会計士協会東京会 [2014], 8 頁）。

金融機関は、決算書の信頼性を重視する一方で、利息及び元金の回収のため、融資先の将来キャッシュ・フロー情報の入手を必要とされている⁽⁷⁾。つまり、将来的に黒字経営を継続できる企業かどうか、その実態的判断の拠り所として、タイムリーで正確な月次決算に着目する。「月次決算がタイムリーに作成・入手できる企業の業績が良い。」との実態に着目していることは、上記実態調査の結果とも整合することになる。

そして、この月次決算を中心とした「マネジメントサイクルの実行を後押しする法律」（古川 [2013], 34 頁）として、平成 24 年 8 月 30 日に施行されたのが、「中小企業の海外における

表3 上場企業における「過去3年間の営業利益の推移の傾向」

		過去3年間の営業利益の推移の傾向				
		増加	横ばい	減少	無回答	計
月次決算の完成時期	6日以内	35社 (58.3%)	14社 (23.3%)	10社 (16.8%)	1社 (1.6%)	60社 (100%)
	6～10日	85社 (53.8%)	38社 (24%)	35社 (22.2%)	—	158社 (100%)
	11日～15日	27社 (38%)	19社 (26.8%)	25社 (35.2%)	—	71社 (100%)
	16日～	9社 (34.7%)	3社 (11.5%)	14社 (53.8%)	—	26社 (100%)
	無回答	3社 (37.5%)	1社 (12.5%)	1社 (12.5%)	3社 (37.5%)	8社 (100%)
	計	159社 (49.2%)	75社 (23.2%)	85社 (26.3%)	4社 (1.3%)	323社 (100%)

出所：日本公認会計士協会東京会 [2014]，8 頁。

商品の需要の開拓の促進のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、中小企業経営力強化支援法)であり、経営革新等認定支援機関として認定された税理士や地域金融機関が中心になって中小会計要領の活用を推進していくことを、中小企業に対する経営支援行政や金融行政の基盤に据えたものとされている。

このように、期中管理による中小企業会計ルールへの活用は、我が国の中小企業支援施策の中心的な存在として現在活用がなされているところである。

中小企業経営者と金融機関との信頼関係の醸成という観点からみた場合には、決算書自体の信頼性を確保し、これに期中管理(月次決算や予実管理)という視点を加え、金融機関に対する、正確かつタイムリーな月次情報の提供による信頼関係を構築し、業績を向上させ、将来キャッシュ・フローの増大を通じて金融機関に対する返済能力を高め、真の意味でのリレーションシップバンキングの関係を構築することが、「借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していく」という、金融庁が指向する事業性評価に基づく融資(金融庁[2014] 2頁)の考え方に即し、中小企業経営者と金融機関との間の信頼性をより向上させるものになるといえる。

III 結論

我が国の中小企業の会計ルールは「中小企業経営者の経営管理のため」「金融機関との信頼関係を醸成するため」という制度設計の点において戦後一貫しており、これは中小企業版IFRSなど国際的な中小企業の会計ルールとも整合するものである。また、正しい会計ルールに準拠した財務諸表は、金融機関が企業格付

のために作成する「実態財務諸表」の作成の基礎資料として重要な役割を果たし、正しい会計ルールに準拠した財務諸表を金融機関に提出することは、実態財務諸表の作成という過程を通じて財務諸表の内容が検証され、その内容の良否に基づき評価されることにより、金融機関と中小企業の信頼が醸成されるという点で、大きな意味を持っている。我が国では中小指針や会計要領という中小企業会計基準が世界に先駆けていち早く制定されており、今後は、中小企業と金融機関との信頼性向上という観点では、決算書の信頼性向上のための保証業務のあり方(外部専門家による保証、特にコンピレーション等の活用)が大きな課題となってくると思われる。また、これに加え、金融機関が重視する「将来キャッシュ・フロー」情報については、タイムリーな月次決算や予実管理といった管理会計を活用した「期中管理」の活用も必要であり、両者が有効に機能することで、金融機関の中小企業に対する適正な評価(事業性評価)の仕組みが構築できるかどうかという点に、軸足が移行していくものと思われる。

(注)

- (1) 中小指針においては金融機関が想定される利用者との記載は見当たらないが、中小企業の会計に関する研究会報告書(中小企業の会計に関する研究会[2002])においては、金融機関を主な外部利用者として想定している記載(16,28,65,75頁等)があるため、中小指針においても同様の趣旨が内在するものと考えられる。
- (2) 代表的な物的担保は土地・建物であり、人的担保は経営者等の個人保証である。
- (3) 具体的には、以下の記述を参照されたい。「2004年の11月から「りそな銀行」が経営者の個人保証を求めない中小企業融資の取り扱いを始めた。個人保証がなくなれば、経営者は個人破産を恐れて見込みのない事業の整理を先延ばしする事例も減少する。傷も浅いうちに見切りをつけられ

ば採算の合う部分を生かした再出発もしやすい。そして社会に活気が戻り、経済は今よりもっと好転するだろう。このように大手銀行による中小企業向けの無担保・第三者保証不要ローン（無担保融資）が急増しているのも事実である。なお、「TKC 戦略経営者ローン」は、会計士や税理士と顧問契約を結び同ソフトを使っている中小企業が対象に、担保や第三者保証人は不要とする融資制度である。」（鶴田 [2005] ,199 頁）

- (4) 日本税理士会連合会のホームページによれば、中小指針による融資商品は平成 25 年 6 月 11 日現在で 113 機関、中小企業庁のホームページによれば、会計要領による融資商品は 20 機関となっている。
- (5) 税理士が行う書面添付制度等の業務と保証業務との関係は以下の記述を参照されたい。「書面添付制度や、中小会計指針または中小会計要領の適用に関するチェックリスト作成業務は、税理士という会計専門家が関与することで会計処理と報告の信頼性を確保しようとするのをねらいとしていることから、差し当たり「向上策」として分類してある。しかしながら、その内容の理解によっては、保証業務としての要件を充足している場合もあるので注意が必要である。」（河崎 [2015] ,282 頁）
- (6) 中小企業の財務諸表に対する信頼性保証のあり方については、拙稿（松崎 [2015]）を参照されたい。
- (7) 中小企業の会計においてキャッシュ・フロー計算書は作成が望ましいとされているものの、国内の会計専門職・金融機関・商工会議所等への実態調査では、中小企業には浸透しておらず（岡部 [2015] ,93 頁）、金融機関では中小企業におけるキャッシュ・フロー情報は既存の財務情報から得ている実態が伺える。

【参考文献】

- AICPA [2013a] Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, developed by AICPA FRF for SMEs Task Force (2012-2013) and AICPA Staff.
- AICPA [2013b] Evolution of a New Non-GAAP Reporting Option.
- IASB [2009] 「総論の根拠 中小企業向け国際財務報告基準」。
- Shoup Mission [1949] Shoup Mission, Report on Japanese Taxation (『シャープ使節団 日本税制報告書』), Vol. IV, Tokyo: General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, 1949.
- 浦崎直浩 [2013] 「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計 -AICPA の FRF for SMEs を中心として-」『会計』第 184 巻第 3 号, 44-56 頁。
- 大武健一郎編著 [2012] 『中小企業金融と税理士の新たな役割』中央経済社。
- 岡部勝成 [2015] 「中小企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書の研究—日米の比較を中心として—」『会計』第 187 巻第 3 号, 86-96 頁。
- 河崎照行・万代勝信編著 [2012] 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 河崎照行編著 [2015] 『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社。
- 金融庁 [2014] 「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会 [1949] 「中小企業簿記要領」。
- 坂本孝司 [2012] 『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』中央経済社。
- 私的整理に関するガイドライン研究会 [2001] 「私的整理に関するガイドライン」。
- 高橋勝一・松井静郎・坂田武雄 [1953] 『中小企業庁 中小会社経営簿記要領と解説』中央経済社。
- 高橋志朗 [2011] 『我が国税務会計の発達とシャープ勧告』同文館出版。
- 中小企業庁 [1957] 『中小会社経営簿記要領』税務経理協会。
- 中小企業の会計に関する研究会 [2002] 『中小企業の会計に関する研究会報告書』経済産業省中小企業庁。
- “ちいさな企業” 未来会議 [2012] “ちいさな企業” 未来会議（“日本の企業” 応援会議～小さな企業が日本を変える～）取りまとめ。
- 鶴田彦夫 [2005] 『中小企業の税務と融資』税務研究会出版局。

蜷川虎三 [1950] 『中小企業と日本経済』 弘文堂。
日本公認会計士協会東京会 [2014] 『公認会計士業務資料集 Ⅲ 経営委員会研究報告書 「業績評価指標と管理会計に関して」』。
古川忠彦 [2013] 「「中小企業の会計に関する基本要領」の検討過程と課題」『明治大学専門職大学院研究論集』 第5号, 19-37 頁。

松崎堅太郎 [2015] 「我が国中小企業の財務諸表に対する保証業務のあり方に関する一考察～特別目的の財務諸表に対する準拠性監査の導入を契機として～」『現代監査』 第25号, 171-181 頁。
山越輝雄 [2005] 『決算書の実態修正方法』 平安堂パブリケーション。

確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築

堺 貴 晴 (熊本学園大学助教)

論文要旨 近年、大企業・中小企業、公開会社・非公開会社といった企業の多層化のなかで、会計基準が複線化している。よって、中小企業にとって、何が公正処理基準であるか不明確な状況となってしまう。そこで、中小企業にとって必要な会計基準について検討する意義は大きい。

中小企業は、投資家に対する情報提供機能を重視した会計ではなく債権者や課税庁といった企業の利害関係者に対する利害調整機能を重視した会計を目指すべきであり、そこで、確定決算主義を前提とし、極力、会計基準と税法基準とを乖離させないことを目指した中小企業会計制度の構築について検討した。

多くの中小企業には、投資家向けの投資情報としての会計ではなく、以前の商法が要請していたような利害関係者のための配当可能利益の計算を中心とした会計が引き続き求められている。これまでの会計は、取得原価をベースとした会計によって果たされてきたと考えられる。このような観点からみれば、中小会計要領は、取得原価会計のあり方を集約した企業会計原則・一般原則の考え方を承継しており、この意味では、中小企業版の企業会計原則といえることができ、「一般に公正妥当と認められる会計基準」に妥当するものであると考えられる。ところが、法人税法では最も基本的で重要な公正処理基準として、①資本と利益の区分、②実現主義、③費用収益対応の原則が挙げられており、中小会計要領にこの考え方が取り込まれている状態になっていることを考慮すれば、中小企業の経営力が強化されるためにも、まず一般的に計算書類が税法基準で作成されていることを鑑みて、中小会計要領を法人税法に盛り込んだ規定を作成することが重要であると考えられる。

キーワード 中小会計指針、中小会計要領、確定決算主義、損金経理、企業経営の強化

I はじめに

近年、大企業・中小企業、公開会社・非公開会社といった企業の多層化のなかで、会計基準は複線化の道を歩んでおり、中小企業にとっては、公正処理基準が何であるか不明確な状況となってしまう。そこで、中小企業にとって必要な会計基準について検討する意義は大きい。

これまで、わが国における会計制度は、金融商品取引法、会社法、法人税法の3つの法律によって規制されてきた。この3つは、かつては

トライアングル体制のもとに密接な結合関係が保たれてきたが、経済のグローバル化等を背景に、それぞれの独自性が強調され、トライアングル体制は崩壊への道をたどりつつある。3つの会計が乖離するなかで、中小企業は投資家に対する情報提供機能を重視した会計ではなく債権者や課税庁といった企業の利害関係者に対する利害調整機能を重視した会計を目指すべきであり、そこで、確定決算主義を前提とし、極力、会計基準と税法基準とを乖離させないことを目指した中小企業会計制度の構築について検討する。

Ⅱ 中小企業会計をめぐる会計制度

会計基準の国際化は、内容的には企業財務の透明化を図るために資産・負債の時価評価が重視されている。そのため、法人税法との調整が考慮されることなく、世界的に会計基準の国際的な統一化が進展している。また、平成13年にはアメリカの制度に倣って⁽¹⁾、民間が会計基準を設定すべきであるとし、平成13年8月に財団法人財務会計基準機構が設立され、その下に、企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）が設置された。したがって、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」⁽²⁾は、ASBJによって設定される形となっている。しかも、ASBJは国際会計基準とのコンバージェンスを目的とするものであり、ASBJによって設定される会計基準は国際会計基準と相似の基準であり、それが金融商品取引法会計のみならず会社法会計にも適用される。すなわち、会社法においては中小企業といえども上場企業などの大企業と同じ会計基準が基本的に適用されることになる。したがって、中小企業が国際的な投資家のための国際会計基準の影響をストレートに受ける関係がわが国の会計制度のなかに生まれたといえることができる。

このようななか、中小企業への影響を懸念して、「その他の企業会計の慣行」（会社計算規則3条）を受けて設けられたものが「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小会計指針」という）である（武田隆二 [2006], 15-17頁）。

中小会計指針は、「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである」（指針3）とし、「一定の水準を保ったものとする」（指針3）としている。このことから、中小会計指針は、単なる中小企業の会計としてではな

く、会計の専門家たる会計参与のための会計処理としての役割が期待されている。また、その作成方針については、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。」（指針6）ことを明確にしている。この基本方針は、日本公認会計士協会の研究報告⁽³⁾と同様、シングル・スタンダードの考え方を採用したものと考えられ、最大の特徴といえる（武田隆二 [2006], 52-54頁）。

中小会計指針は、金融商品取引法上の会計基準を要約・簡素化する形（トップダウン・アプローチ）で作成されたものであり、会計基準が国際財務報告基準（以下、「IFRS」という）とのコンバージェンスを図っているわけであるから、中小会計指針自体も、最終的にはIFRSを目指すことになろう。すなわち、IFRSにおいて新たな会計基準の設定や既存の会計基準の改訂が行われれば、わが国の会計基準も設定または改訂が行われ、それによって中小会計指針も変更されるという連鎖反応の関係が生じることになる。したがって、中小会計指針を理解するためには金融商品取引法上の会計基準やIFRSについての理解が必要になる。

中小会計指針は、中小企業が遵守すべき会計ルールとして機能すると期待されたが、①「会計は1つ」という理念のもと、大企業の会計基準の簡略版と位置づけられたため、IFRS等の改訂に影響され、毎年のように改訂が加えられ、大企業が適用する基準に近づいていること、②会計参与設置会社以外は、その強制力がなく、実質的には任意適用になっていることなどから、中小企業には使い勝手の悪く、普及率は決して芳しいものではなかった（品川 [2012], 18-19頁）⁽⁴⁾。

このような状況を踏まえ、中小企業庁は平成22年2月に、「中小企業会計に関する研究会」を設置する一方、ASBJは同年3月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置する

ことになった。それぞれにおいて中小企業（非上場会社）の会計に関する検討が行われ、平成22年8月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」が、同年9月に「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」が公表された。この報告書を受け、中小企業庁と金融庁の共同で、平成23年2月に「中小企業会計に関する検討会」が設置され、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」という）が公表された。

中小会計要領は、中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に照らし、さらには、中小企業者の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つ最低限必要な会計処理を示したものであるとして作成されている（中小企業庁 [2012]）。また、中小会計要領はIFRSの影響を受けないものとして明確に一線を画く姿勢を示している。この理由を、「安定的に継続利用可能とする」（総論6）と説明しており、独自の方針を貫いているところは特徴のひとつである。中小会計要領は、中小企業の属性に見合った会計基準を積み上げる形（ボトムアップ・アプローチ）で作成されたものであるから、大部分の中小企業が中小会計要領に従うことになると思われる。

中小会計指針では示されていないが、中小会計要領では、「本要領の利用上の留意事項」（総論9）において、企業会計原則の一般原則および注記の原則である「真实性の原則」、「資本取引と損益取引の区分の原則」、「明瞭性の原則」、「保守主義の原則」、「単一性の原則」、「重要性の原則」を明示している。また、企業会計原則の一般原則である「継続性の原則」について総論4で取り扱われ、「正規の簿記の原則」は総論8で記帳の重要性の観点から示されている。

この点について、「『正規の簿記の原則』と『真实性の原則』の位置づけにも注目する必要がある。企業会計原則は『真实性の原則』が第1原則であり、『正規の簿記の原則』は第2原則であるが、『中小会計要領』では、その位置づけが逆転している。このような考え方の淵源は、『中小企業簿記要領』（経済安定本部企業会計制度対策調査会編、昭和24年）に求めることができる。」（河崎 [2012], 31頁（注7））とあり、総論8において、「適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に」記帳することを求め、「経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である」と規定し、記帳の重要性を上位概念に位置づけている。

会計の目的が、適正な財政状態と経営成績の表示であると考えた場合に、会計は日々の取引を正しく記録する記帳の積み重ねであるならば、記帳の重要性を上位概念に位置づけている中小会計要領を中小企業は採用することが適切であろう。

さらに、中小会計要領では、各論の冒頭に認識基準として収益には実現を、費用には発生を原則とすることを費用収益対応の原則とともに明記している（各論1）。これは中小会計指針が同様の規定を資産・負債・純資産の規定の後に置いたことと対照的であり、期間損益計算をより重視することの表れであろう。資産評価については取得価額による計上が原則とされ（各論2（1））、以降の各論での個別の会計処理では、原則これに反する規定はなく、資産の時価評価は売買目的有価証券について例外的位置づけとして規定しているのみである（各論5（2））。資産の時価評価との関連では、その他有価証券についても、原価評価が原則とされ、純資産も株主資本のみを示し（各論13）、評価・換算差額等や新株予約権についてはその存在を排除してはいないが積極的に示してはいない。さらに債務についても債務額による計上を原則として

いる（各論2(2)）。このように中小会計要領は、原価、実現、発生で特徴づけられる取得原価主義によることを明記している。

しかし、取得原価主義の欠点は、時価評価の情報が得られないことである。会計ビッグバン以降、金融中心の資本主義へと移行し、大企業や銀行の金融商品保有が高まるなかで、金融投資の場合は取得原価ではなく公正価値が求められるようになった。ところが、公正価値はあくまで投資情報としての意義をもつものである。公正価値会計は、基本的に上場企業に求められるもので、多彩な情報を含んだ会計として情報提供機能を果たすことになるが、公正価値を見積もるには金融機関やコンサルタント等の専門能力がなければならず、それを得るためには多大な作成コストが必要となる。

こうした公正価値会計は、中小企業には必ずしも必要とされない。多くの中小企業には、投資家向けの投資情報としての会計ではなく、以前の商法が要請していたような利害関係者のための配当可能利益の計算を中心とした会計が引き続き求められている⁽⁵⁾。これまでの会計は、取得原価をベースとした会計によって果たされてきたと考えられる。中小企業には国内経済の特質を生かす会計が必要であり、IFRSが求める会計は極力避けるべきであるといわなければならない。このような観点からも、中小会計要領は、中小企業の実態に即した会計であるといえることができる。

しかし、中小会計要領を適用するにあたり、中小企業の計算書類の信頼性をいかに担保するかが問題となる。計算書類の信頼性の前提は、正確な会計帳簿にある。中小会計指針は、会計参与制度によりその信頼性を担保している。一方、中小会計要領では、総論8において、「適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に」記帳することを求めているが、計算書類の信頼性を担保する制度が明記されていない。中小会計

要領においては、単に「会計と税制の調和を図った上で」としか記述されていないが、従来から中小企業が主として法人税の申告のために計算書類を作成しているという実態を鑑み、その作成過程においても税制との親和性が強調されている。したがって、個々の会計処理において、中小会計要領の明文規定やその趣旨に反しない限り、法人税法における所得計算の考え方が、中小会計要領に取り込まれている状態になっていると考えられ、確定決算主義のもとで申告書の基礎となる計算書類、さらには会計帳簿の信頼性を担保することが期待される。

Ⅲ 確定決算主義の意義

わが国において初めて企業の所得に対して課税規定がおかれたのは明治32年の改正所得税法によってである。その課税標準は、各事業年度の総益金から総損金及び前年度の繰越金を控除したものとされていた。その後、明治35年に施行された所得税法施行規則第3条で、「納税義務アル法人ハ毎事業年度通常総会後七日以内ニ損益計算書ヲ所轄税務署長ニ提出スヘシ」と明記している。当時は賦課課税方式であったため、企業の通常総会において確定した損益計算書に基づき税務署により所得の金額の決定が行われていた（武田昌輔 [1999], 100頁）。

そして、大正2年の改正所得税法施行規則第3条において、「第一種ノ所得ニ付納税義務アル法人ハ毎事業年度決算確定ノ日ヨリ七日以内ニ所轄税務署長ニ所得税法第七条ノ申告ヲ為スヘシ」と明記され、初めて明文において「確定した決算」に基づき企業の課税所得が算定される規定が導入されている。

その後、昭和15年に賦課課税方式による単独の税として法人税法が創設された。さらに昭和22年の法人税法改正（昭和22年法律第28号）において申告納税方式が採用された。これと同

時に、「納税義務のある法人は、……各事業年度終了の日から二箇月以内にその確定した決算に基づき、当該事業年度の普通所得金額……を記載した申告書を政府に提出しなければならない」(法人税法 18 条 1 項)という規定が創設され、形式的意義における確定決算主義が明文化されることとなった。

昭和 40 年に法人税法(昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号)の全文改正が行われ、法人税の所得計算については、総益金と総損金の表現を「益金の額」と「損金の額」に改め、益金の額については、「純資産の増加」(旧法基通 51)という概念から「当該事業年度に係る収益の額」(法人税法 22 条 2 項)と改められ、損金の額については、「純資産の減少」(旧法基通 52)という概念から「当該事業年度の収益に係る売上原価及び費用並びに損失の額」(法人税法 22 条 3 項)と改められた。

昭和 42 年改正において、現行の法人税法第 22 条第 4 項が創設され、益金および損金を構成する収益および費用の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」ものであることが明らかにされた。当該規定の創設理由として、課税所得と企業利益とは一致し、税法独自の計算原理や規制が少ない方が企業にも税務当局にも簡便であり、また本来、税制は、税制以前に存在する企業や企業利益を前提として構成されるのであるから、この規定が設けられたのは、税制の当然の論理を承認することが目的である(塩崎 [1967], 5 頁)と説明されている。

確定決算主義について、「今日確定決算主義と理解されるものが、法人税法 74 条 1 項、損金経理要件、公正処理基準のすべてが揃っているものであると理解すれば、わが国において確定決算主義が完成するのは、1967(昭和 42)年の税制改正以後ということになり、1967(昭和 42)年の税制改正前は確定決算主義は導入

されていなかったとの理解もできる。また、例えば確定決算主義のコアの部分は損金経理であるとすれば、確定決算主義の導入は 1965(昭和 40)年の法人税法の全文改正以後ということになり、やはりそれ以前は確定決算主義は導入されていなかったとも解釈できる。」(成宮 [2011], 37 頁)という見解があるが、確定決算主義について株主総会等の承認を受けた決算に基づいて課税所得計算および税額計算を行うという形式的な意義が明文化されたのは、「確定した決算に基づいて」という文言が導入された昭和 22 年からであり、確定決算主義が明文化される昭和 22 年以前であっても、賦課課税方式による税額計算においては、株主総会等の承認を受けた決算書類を税務署長等に提出する必要がある、この決算書類に基づいて課税当局が税額計算を行っていたことからすると、明治 32 年に法人課税が開始されてからこれまで、形式的意義における確定決算主義が一貫して適用されてきたということができる。

形式的意義における確定決算主義を適用してきたことについて、「税法がこの確定した決算によることとした理由としては、株主総会の意思決定と企業主脳部との意思決定が異なっている場合に、税法としてはこれを逐一企業内部に立ち入って認定するよりも、企業の 1 箇の意思決定によることが便利である、と考えたことによるものと思われる。すなわち、確定決算における意思決定を採用するのが法的安定性からみて妥当である。」(沼田・明里・武田 [2012], 1405-1406 頁)と述べられている。さらに、「会計(具体的には、配当可能利益額や内部留保額の決定等)に関して株主の会計関与権が会社法等で存在する国家では、基本的には、会計は利害調整会計を行っており、公平負担の下、財産権を保護しなければならない課税所得を算出する税務会計では、確定決算主義を採用することが可能となり、会計と利害が一致するのであ

る。」(末永 [2014], 26 頁) と述べられている。

確定決算主義は、目的が異なる企業会計と課税所得を結びつけるものとして機能としていると考えられる。作成する財務諸表が一つで足りるということは、会社法上要請されている計算書類を作成して、それに基づいて法人税法の申告書別表 4, 5 を中心に申告調整することができる、法人の会計実務の簡便性からみて非常に重要なことである。つまり、「商法上の利益計算と税務上の所得計算との間で共通している事項については、できる限り会計処理を統一する方が望ましいことになる。そうすれば、商事財務諸表と税務財務諸表の有機的結合が一層強化され、両財務諸表の実質的な統一化ないし単一化が図られることになる。」(品川 [2003], 10 頁) と指摘されており、企業会計は法人税法会計に期間税としての課税所得に正しい期間計算を提供する機能を有し、法人税法会計は税法基準の採用により企業会計の恣意性の抑制を図るとともに、企業会計の不備を税実務や判例等で補完するという大きな機能を有しており、利益計算と所得計算の共通部分に有機的な繋がりを求めることによって両者の真実の計算を担保することができるのである。

この点は、特に中小企業においては、金融商品取引法が適用されないばかりか、会社法上の罰則等の強制規定の実効性がないのに対し、法人税法は、すべての法人に対して法人税の申告義務を課し、申告義務および申告内容の是非について税務調査とそれに続く更正決定等が規定されているわけであるから、法人税法上の計算規定に従った会計処理が一層優先されることになり (品川 [2013], 97-98 頁)、確定決算主義の重要性が高いことがわかる。

IV 損金経理要件に係る問題点

法人税の課税所得計算上、一定の費用または損失については、法人がその「確定した決算」において費用または損失として経理することを要件として損金の額に算入されることが規定されている (法人税法 2 条 25 号) (以下、「損金経理」という)。損金経理が要求される事項に関して「確定した決算」において経理した金額については、申告調整により増加または減少させることは許されない。すなわち、売上や仕入のような客観的な事実に基づいた対外的取引については、確定した決算において計上された金額にかかわらず、その事実に基づいて所得金額の計算が行われるが、減価償却資産や繰延資産の償却費の計算、資産の評価損の計上等のような内部取引および法人税法上選択可能な例外的費用または損失の認識基準の採用等については、法人の意思を最終的に確認する手段として損金経理を課し、法人税法上の計上選択権については、確定決算上選択された計上額が法人税法上の課税所得の計算において基準とされる。

損金経理という用語は、昭和 40 年の法人税法改正において創設された用語であるが、改正前においても同様の取り扱い⁽⁶⁾が行われていた。用語の創設理由については、「旧法の確定決算基準に関する規定は必ずしも充分でない点があるので制度を存置する以上は確定決算基準を明確化して置く必要があると考えられます。そのため新法においては、確定決算基準が要求されている事項については、『損金経理』という用語を用いることによりこの点を明らかにされています。」(大蔵財務協会 [2008]) と説明されている。

ところが、これまでの確定決算主義に対する批判⁽⁷⁾の多くは損金経理に関するものであり、損金経理要件は、企業会計に税法の逆基準性を

もたらすというものである。近年の会計基準の国際化に伴うものも同様であるとして、会計基準の国際化に伴い損金経理要件の廃止を含めた弾力的な見直しをすべきであるとの見解がある（中田 [1994], 54-61 頁, 中里 [2000], 88-99 頁, 平松 [2001], 27-31 頁, 齋藤 [2010], 66-73 頁）。逆基準性が批判されるとすれば、税法基準が企業利益計算とは無関係な政策税制による計算を企業会計に要求する場合である。つまり、「申告書で調整されるべきことを報告利益の計算で行わせるという意味で、企業会計への税法の不当な介入が生じ」（大日方 [1991], 42 頁）のからである⁽⁸⁾。

損金経理の存続論⁽⁹⁾として、①課税の安定性、②便宜性の観点、③会計の利害調整、④申告の正当性の観点から述べられている。一方、廃止論⁽¹⁰⁾としては、①課税の安定性、②申告の正当性の観点から述べられている。

確定決算主義には、財務諸表を単一化するという便宜性、減価償却など法人内部の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の安定性および企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の正当性の確保といった機能がある。確定決算主義の存続論は、企業において適正な会計実務が実施されれば、企業会計に対する税法の介入は存在しないということを主張していることになる。

確定決算主義の廃止論は、主として企業会計に対する税法の介入、つまり、節税目的で企業利益が調整される可能性を焦点としていることがわかる⁽¹¹⁾。損金経理については必要性が乏しく申告調整で十分であるとする考え方である。

しかしながら、確定決算主義を廃止した場合には、企業会計とは別の利益を算定する必要がある、結果として帳簿の作成や決算・申告実務の煩雑化を招くことになりかねない。このようなことは、納税者に対して過度な事務負担を求

めることになる。また、減価償却費の計上や引当金の繰入等の企業の内部取引について申告調整を認めると、決算書において多額の利益を計上しつつも、申告所得は少額となるような事態も発生することが予想され、このような処理が認められると、企業会計の健全さが損なわれる危険性も考えられる。

V 中小企業における損金経理要件の意義

法人税法上の課税所得は、会社法上の利益を基礎としながら、「別段の定め」による調整を加えて誘導的に算出されるが、法人税法では、確定した決算の段階で損金経理をしていなければ損金算入が認められない項目があり、その対象は法人内部で計算されるものを中心である。損金経理は、法人が自らの意思で内部取引に係る費用を確定決算に計上している場合において、法人税法が適正・公平な課税の観点から、確定した決算において、費用計上した金額につき損金算入額の制限を加えたものである。

例えば、法人税法が損金経理を課している典型的な費用科目である減価償却費は、「毎決算期において相当の償却をしなければならない」（旧商法施行規則 29）とされ、企業会計原則上も、「一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。」（貸借対照表原則五）とされ、会社計算規則第 5 条においても、「償却すべき資産は、事業年度の末日において、相当の償却をしなければならない」と規定されているように、本来、減価償却資産を事業の用に供した場合には、その事業年度において相当の償却を行うことが、健全な会計処理であると思われる。

また、中小会計指針では、每期継続して規則的な償却を行うこととするとともに、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とす

ることを認めており（各論34）、中小会計要領では、「企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理」（総論5）を選択して適用できることにより、実務上、法人税法の規定を1つの会計基準として容認していることは明らかである。

その理由としては、①中小企業における経理に関する事務処理上の要請、②法人税の確定申告書の提出の2つが考えられる。

まず①については、中小企業は大企業と異なり利害関係者が極めて限定されるということである。具体的には、計算書類等を作成するうえでの利害関係者は、一般的に金融機関等の債権者であると考えられる。よって、利害関係者の少ない中小企業にとって法人税法に準拠した会計情報だけでも、利害関係者には十分役立っているといえる。なぜなら、法人税法に準拠した会計でも、限られた利害関係者に重大な影響を及ぼすことがなかったからこそ、中小企業では、これまで長い間、法人税法に強く影響を受けた会計を行ってきたといえるだろう。

次に②については、収益事業を営む全ての企業は企業の規模を問わず、法人税確定申告書を提出しなければならない。大企業の場合、財務諸表等の作成は、不特定多数の一般投資家向けの情報提供機能を優先させるため、経理処理に関する高度な専門知識を有する経理部門と公認会計士や税理士のいわゆる職業会計人の関与に基づき作成されることとなる。一方、中小企業の場合、企業規模が小さくなるほど、大企業のように経理に精通した社員の不存在という人材不足の問題、さらには、資金的に公認会計士や税理士の職業会計人の関与を受けることすら難しいという経済的な諸問題を抱えている。その結果、計算書類等を満足に作成できず、法人税確定申告書についても申告期限内に提出できないという最悪の状況に至る場合も考えられる。

したがって、中小企業が、企業利益から課税所得を算出する際には確定決算主義が包含する逆基準性の存在は不可欠であり、逆基準性を可能にする規定こそ中小企業に必要な公正処理基準であると考えられる。

Ⅵ おわりに

多くの中小企業には、投資家向けの投資情報としての会計ではなく、以前の商法が要請していたような利害関係者のための配当可能利益の計算を中心とした会計が引き続き求められている。これまでの会計は、取得原価をベースとした会計によって果たされてきたと考えられる。中小企業には国内経済の特質を生かす会計が必要であり、IFRSが求める会計は極力避けるべきであるといわなければならない。このような観点からみれば、中小会計要領は、取得原価会計のあり方を集約した企業会計原則・一般原則の考え方を承継しており、この意味では、中小企業版の企業会計原則ということができ、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に妥当するものであると考えられる。ところで、法人税法では最も基本的で重要な公正処理基準として、①資本と利益の区分、②実現主義、③費用収益対応の原則が挙げられており（金子[2013]、295-320頁）、中小会計要領にこの考え方が取り込まれている状態になっていることを考慮すれば、中小企業の経営力が強化されるためにも、まず一般的に計算書類が税法基準で作成されていることを鑑みて、中小会計要領を法人税法に盛り込んだ規定を作成することが重要であると考ええる。

（注）

(1) アメリカでは政府組織であるSEC（アメリカ証券取引委員会）は証券市場を監督するが、会計基準の設定は民間組織であるFASB（財務会

- 計基準審議会)に委ね、作成された基準に承認を与える形で会計規制を行っている(大石[2000],序章および第3章参照)。
- (2) 旧証券取引法は法律の条文上では会計について規定せず、その詳細を大蔵省令である「財務諸表等規則」に委ねたが、その第1条で「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という表現で「企業会計原則」を中心とした会計ルールを指し示す形をとった。現在、会社法第431条で、会計については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」と規定し、会社計算規則第3条で「一般に公正妥当と認められる企業会計基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」と規定している。この「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は、旧証券取引法の下にある財務諸表等規則第1条の文言と同じであることから、この規定は証券取引法が意味する会計を指すものである(千葉[2012],478頁)。
- (3) 大企業向けの「会計基準」は公認会計士にとって馴染み深いものであり、日本公認会計士協会から公表された「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成15年6月)は、シングル・スタンダードの立場をとっている(長岡[2004],10-11頁)。
- (4) また、河崎教授は、「約7割超(70.8% = 36.4% + 34.4%)の中小企業者が『中小指針』に対して不満を示している。その最大の理由は、現行の『中小指針』が『企業会計原則』等を要約・簡素化した『高度かつ複雑な』会計基準であることに起因している」(河崎[2011],42頁)と述べている。
- (5) 平成17年以前の商法は、明治期にドイツ商法をモデルに制定され、戦後の改正を経て、わが国における会社会計を長年にわたって規制してきた。その特徴は、法の目的を「債権者保護」におき、「配当可能利益の計算」に関する会計ルールを定めていたことである。配当可能利益の計算は、当期純利益の算定をしたうえで、株主のための持分と債権者のための持分とを明確に区分するものであった。
- (6) 昭和22年改正法人税法第18条第1項において、「…その確定した決算に基づき当該事業年度の普通所得金額…を記載した申告書を政府に提出しなければならない。」と規定されていた。そして、ここにいう「確定した決算」については、昭和25年9月25日付法人税基本通達直法1-100「314」において、「その事業年度の決算につき株主総会の承認又は総社員の同意その他これに準ずるものの承認があったことをいう」とされていた。
- そして、「315」において、「法第18条又は第21条の『その確定した決算に基づく申告』とは、株主総会の承認又は総社員の同意を得た計算書類を基礎として申告するのであるから、申告に当たっては次のようなことに注意しなければならない。(一)資産の評価損益及び減価償却の金額は、原則として株主総会の承認又は総社員の同意を得た金額に限るのであるから申告書においてその資産の評価損益及び減価償却の金額を増減することはできない。(二)税務計算上繰延資産として整理することを認められているものについて、株主総会の承認又は総社員の同意を得た計算書類に資産として計上したときは、申告書において損金として所得金額から除算することができない。」とされていた。
- (7) この点について醍醐教授は、「これまでの多くの論者が逆基準性としてきたことを筆者なりに整理すると、次の2点に大別できるように思われる。ひとつは、法人税法が減価償却や各種引当金への繰入など、いわゆる内部計算に属する費用項目について、画一的な損金算入限度額を設けているがために、企業会計においてもこの税務上の限度額が事実上費用計上基準となってしまう、その結果、必要とみなされる額以上または以下の費用が計上される傾向が生じるという指摘である。……もうひとつの点は、法人税法が企業会計上適正とは認め難い会計処理を損金算入の前提条件として企業会計に要求するのは不当であるという指摘である。」(醍醐[1993],5-6頁)と整理されている。
- (8) このような見解に対し、「税法の立場からは、法人税法が損金算入限度額一杯の償却を奨励しているわけではなく、また、各企業が実態に見

合った償却をすることを税法が妨げているわけでもないの、基本的には法人の判断の自主性の問題である」(坂本 [2010], 127 頁。)との考え方が示されている。

また、損金算入限度額の設定は適正な費用計上を妨げているかということについて、「税務上の損金算入限度額を超えて企業会計上で費用計上する実務が、『有税』償却、『有税』引当ての名の下に実在していることからいけば、法人税法が各種の償却費や引当金繰入について損金算入限度額を設けているために、企業会計上でそれを超える要償却額なり要引当て額を計上することが妨げられているというのは誇張であろう。にもかかわらず、企業会計が税法基準に縛られているかのように言われるのは、『有税』償却の意味が曲解されているためではないかと思われる。というのも、『有税』償却に言及した文献をみると、しばしば、企業は重い税金を負担してまで有税償却をしようとはしないとか、あえて税務上の限度額を超える償却をするとすると、有税の負担を覚悟しなければならない、とかいった記述が目にとまる。しかし、ここでの『あえて重い税負担を覚悟してでも』という説明が、有税償却は無税償却と比べ追加的な税負担を伴うということを含意するものであれば全くの誤解である。なぜなら、税法限度額ちょうど償却をした場合と、税法限度額を超える償却をした場合とで当期の税負担に差が生じるわけではないし、企業会計上で『有税』償却を実施したからといって、その部分を税法上で損金に算入する機会を永久に失うわけでもない。」(醍醐 [1994], 42 頁)と述べられている。

- (9) 損金経理の存続論として、①課税の安定性については、品川 [1982], 163 頁参照。②便宜性の観点については、品川 [1982], 153 頁、武田隆二 [2005], 43-44 頁、中里 [1999], 192 頁参照。③会計の利害調整については、大日方 [1991], 41 頁参照。④申告の正当性については、清永 [1966], 25 頁参照。
- (10) 損金経理の廃止論として、①課税の安定性については、渡辺 [1994], 596 頁、宮島 [1993], 89 頁、石川 [1993], 65 頁参照。②申告の正当

性については、吉牟田 [1993], 16 頁、武田昌輔 [1993], 353 頁参照。

- (11) しかし、「法人税制のなかで経済政策目的を体现しているのは主に租税特別措置法の領域であり、法人税法の領域にそうした政策的要素がとりたてて入り込んでいるわけではない。しかも、租税特別措置法に盛られた税務上の特典を利用するための会計的要件は損金経理に限られているわけではなく、利益処分局面での決算調整や申告調整方式もあり得る」(醍醐 [1994], 43 頁。)ので、確定決算主義のもとでも、常に税法上の政策的要素が企業会計上の利益計算を逆規制しているとはいえない。

特別償却、各種準備金の繰入等の租税特別措置については、これらを利益処分により設定した場合においては、これは申告調整を認めることとされている。「この方式については、すでに『税法と企業会計との調整に関する意見書』(昭和 41 年、大蔵省企業会計審議会中間報告)において採り上げられているところである。(同意見書総論一 4)。すなわち、『……税法としては、これらの項目について確定決算を要求するとしても、損金経理の方式に代えて、利益処分においてこれらの準備金等を設定している場合には、納税申告書において準備金等の繰入額を減額して課税所得を算定することが望ましい』と述べた。このように、税法が利益処分によった場合にはじめて申告調整を認めたのは、特別措置のもつ目的が内部留保の増加に資するものであることを考慮すれば、社外流出(たとえば、配当、役員賞与)とはならないことを担保されているという点に置くべきであるとするのである。いわば、利益処分をすることを条件とするという点においては確定決算基準であり、これを申告書において調整することを認めるという点では、申告調整を許容しているのである。この意味において二重構造を有しているといえる。したがって、これらを利益処分とすることは、特別措置に限定されるのであって、通常の減価償却費、引当金の繰入額を利益処分で行い、これを申告調整することは認められていない点に注目すべきである。」(武田昌輔 [1999], 102-103

頁)と述べられている。

【参考文献】

- 石川晋一 [1993]「海外とのかかわりからみた確定決算主義」『租税研究』第523号, 61-64頁。
- 大石桂一 [2000]『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 大蔵財務協会 [2008]「改正税法のすべて 昭和40年度版」大蔵財務協合作『改正税法のすべて 法人税関係 CD-ROM版 平成20年更新版』大蔵財務協会。
- 大蔵省企業会計審議会中間報告 [1966]『税法と企業会計との調整に関する意見書』。
- 大日方隆 [1991]「確定決算主義の再検討」『JICPAジャーナル』第3巻第7号, 41-42頁。
- 金子 宏 [2013]『租税法〔第18版〕』弘文堂。
- 河崎照行 [2011]『『中小企業の会計』の新展開－『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要－』『税経通信』第66巻第1号, 39-46頁。
- 河崎照行 [2012]『『中小会計要領』の全体像と課題』『企業会計』第64巻第10号, 25-31頁。
- 川田 剛 [2010]『会計と税務のズレ』千倉書房。
- 清永敬次 [1966]「株主総会の承認を得てない決算書に基づく確定申告の適否」『シュトイエル』第52号, 23-25頁。
- 国税庁 [1951]『法人税取扱通達集』。
- 齋藤真哉 [2010]「IFRS導入の確定決算主義への影響」『税経通信』第65巻第1号, 66-73頁。
- 坂本雅士 [2010]「IFRS導入と税務法制－確定決算主義の視点から」『税務弘報』第58巻第13号, 121-128頁。
- 塩崎 潤 [1967]「税制簡素化の実施にあたって」『税経通信』第22巻第5号 2-9頁。
- 品川芳宣 [1982]『課税所得と企業利益』税務研究会出版局。
- 品川芳宣 [2003]「確定決算基準の危機と今後の方向性」『税務弘報』第51巻第7号, 6-12頁。
- 品川芳宣 [2009]「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義の行方」『税経通信』第64巻第6号, 17-24頁。
- 品川芳宣 [2012]『『中小会計要領』の制定と中小企業会計の今後の方向』『税経通信』第67巻第5号, 17-23頁。
- 品川芳宣 [2013]『中小企業の会計と税務～中小会計要領の制定の背景と運用の方向～』大蔵財務協会。
- 末永英男 [2013]『法人税法会計論〔第7版〕』中央経済社。
- 末永英男 [2014]「総論－会計基準の複線化に対する税務会計の対応－」『税務会計研究』第25号, 21-33頁。
- 税制調査会 [1963]「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」。
- 醍醐 聡 [1993]「日本の企業会計と確定決算原則」『阪南論集 社会科学編』第28巻第3号, 1-19頁。
- 醍醐 聡 [1994]「確定決算主義と逆基準性」『JICPAジャーナル』第6巻第5号, 41-45頁。
- 武田昌輔 [1990]『新講税務会計通論』森山書店。
- 武田昌輔 [1993]『会計・商法と課税所得』森山書店。
- 武田昌輔 [1999]「確定決算基準主義」『企業会計』第51巻第1号, 100-107頁。
- 武田隆二 [2005]『法人税法精説 平成17年度版』森山書店。
- 武田隆二編 [2006]『中小会社の会計指針』中央経済社。
- 田中二郎 [1968]『租税法』有斐閣。
- 千葉準一 [2012]「日本の会計基準と企業会計体制」千葉準一・中野常男(責任編集)『体系現代会計学第8巻 会計と会計学の歴史』中央経済社。
- 中小企業庁 [2012]「中小企業の会計に関する基本要領」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>。
- 長岡勝美 [2004]『『中小企業の会計』と税務』税務研究会出版局。
- 中里 実 [1999]『キャッシュフロー・リスク・課税』有斐閣。
- 中里 実 [2000]「租税会計の向かうべき方向」『税研』第15巻第5号, 88-99頁。
- 中田信正 [1994]「会計基準の国際的調和と税法上の諸問題」『企業会計』第46巻第1号, 54-61頁。
- 永田守男 [2008]『会計利益と課税所得』森山書店。
- 成宮哲也 [2011]「確定決算主義における損金経理要件の検討」『会計専門職紀要』第2号, 33-45頁。
- 沼田嘉穂・明里長太郎・武田昌輔編 [2012]『会社

-
- 税務釈義 1 卷』第一法規。
- 平松一夫 [2001] 「国際会計基準の導入と税法への影響」『税研』第 16 卷第 5 号, 27-31 頁。
- 宮島 洋 [1993] 「税務論から見た確定決算主義と申告調整主義」『租税研究』第 528 号, 41-50 頁。
- 柳 裕治 [2004] 『税法会計制度の研究』森山書店。
- 柳 裕治 [2011] 「税務会計研究における確定決算主義」安藤英義・古賀智敏・田中建二 (責任編集) 『体系現代会計学第 5 卷 企業会計と法制度』中央経済社。
- 吉牟田勲 [1993] 「国際会計基準の発展と法人税法の課税所得計算への影響—確定決算主義」『租税研究』第 519 号, 124-130 頁。
- 渡辺徹也 [1994] 「確定決算主義の再考」『蓮井良憲先生・今井宏先生古希記念 企業監査とリスク管理の法構造』法律文化社。

我が国の中小会社会計の構造と そのあり方に関する一考察

堂野崎 融 (広島文化学園大学非常勤講師)

論文要旨 本研究では、中小会社会計に関する議論の変遷を検証することにより、現状の中小会社会計の構造を明らかにするとともに、大会社会計との位置関係を検討することで中小会社会計のあり方を明示することを目的とした。

検証の結果、我が国の中小会社会計は、萌芽期、導入期、充実期と分けることができ、それぞれの期で構造が変化していた。

萌芽期では、簿記、監査及び法令においては大小会社を区分する必要性が認識されていた。

導入期では、大会社と中小会社は、それぞれの会社の特性によって区分する必要性が会計においても認識された。また区分する方法としてシングル・スタンダード及びダブル・スタンダードの考え方が議論され、その結果として中小会計指針が設定された。

充実期では、トップダウン及びボトムアップの二つのアプローチ方法によって中小会社会計が二相化された。またシングル・スタンダードとダブル・スタンダードの考え方の両方が用いられるハイブリッド型と呼べる構造となった。

しかし、このハイブリッド型と呼べる構造においては、中小会社自体を明瞭に区分することが出来ない。そこで、複数の中小会社会計ではなく、中小会社会計を1つのルールにすることが望ましい。

中小会社会計において、萌芽期より一貫して「記帳の重要性」が主張されている。この「記帳の重要性」という理想を実現させるためには、演繹的アプローチを用い、中小会社の特性より導き出された概念によってフレームワークを構築し、それによって中小会社のための会計基準を構成するというあり方が、中小会社会計にとって必要なことである。

キーワード 中小会社会計に関する議論の変遷、中小会社会計の構造、中小会社会計と大会社会計の位置関係、中小会社会計のあり方

I はじめに

今日、我が国では、平成17年に「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小会計指針という）及び平成22年に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領という）の二つの中小会社の会計ルールが導入されたことにより、中小会社会計制度に一定の方向性が

示された。

これまで中小会社会計に関連する議論は、昭和24年以降、簿記、監査及び法令においてなされているが、平成14年以降の中小会社会計の議論は、「中小会社の特性」によって「会計を大会社と中小会社に区分する」ことに主眼が置かれていた。また平成22年以降の議論は国際化の影響の排除を目的としたものであった。

しかし、現状の制度は必ずしも「中小会社の

特性」に則しているとは言い切れないのではないか。また、現状の中小会社会計の構造においても、適したものとなっているのであろうか。

そこで本研究では、中小会社会計に関する議論の変遷を検証することにより、現状の中小会社会計の構造を明らかにするとともに、大会社会計との位置関係を検討することで中小会社会計のあり方を提示することを目的としている。

Ⅱ 中小会社会計の萌芽期

昭和24年に経済安定本部企業会計制度対策調査会から「中小企業簿記要領」が、昭和28年に中小企業庁から「中小会社経営簿記要領」が公表された⁽¹⁾。これら簿記要領を公表すること自体、中小会社と大会社を区別すべきであるとの考え方があったといえる⁽²⁾。特にこれら要領の中で中小会社には特性があることが取り上げられ⁽³⁾主張されていることは、重要であろう⁽⁴⁾。

昭和49年に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下、商法特例法という）が制定されたことにより、大会社、小会社で区別され、特例として小会社は会計監査人監査の強制がなくなった⁽⁵⁾。しかし、昭和56年商法改正案において商法特例法の小会社特例により、その公開した計算書類の信頼性を担保することができないことから、会計専門家による簡易的な監査を実施してはどうかという議論が起こった。このことから、監査及び法令においても、中小会社と大会社を区別する必要性が認識されていたといえる。

つまり、簿記、監査及び法令といった領域において、中小会社と大会社を区別する議論は昭和24年から始まっており、これらの議論が現在の中小会社会計の素地となっていると考えられる。このことから、中小企業庁により「中小企業の会計に関する研究会報告書」が公表され

るまでの期間は「中小会社会計の萌芽期」といえよう。

この中小会社会計の萌芽期においては、会社規模に関係なく会計は一つであるという考え方が一般的であった。事実、企業会計原則及び企業会計基準において簡便法の記載はあってもそれが中小企業向けのものであるという考え方はなく、平成16年に公表された「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」において、会計の当事者として取り上げられているのは、投資者と経営者と会計監査人であり、会計の役割としては意思決定有用性が前提となったものである。中小会社にとってメインと考えるべき利害関係者との利害調整については副次的効果とされていることから、中小会社向けのものであると考えることは難しいことからわかる。

Ⅲ 中小会社会計の導入期

中小会社会計の萌芽期においては、「会計は一つである」と考えてきた。しかし、平成14年6月に中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」により公表された「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、中小企業庁報告書という）において、萌芽期における考え方とは異なる考え方が示された。それは中小会社には大会社とは異なる特性が存在し、その特性によって大会社とは異なる会計基準が必要であるというものであった。この考え方は、ダブル・スタンダードと呼ばれる。

また同年12月、日本税理士会連合会から「中小会社会計基準の設定について」（以下、日税連報告書という）が、公表された。この日税連報告書の名前から見ても分かるように、ダブル・スタンダードの考え方によっているものであった。

しかし、萌芽期における考え方がなくなったわけではない。

当時、企業会計基準は、国際会計基準への調和化・収斂化が図られる中、会計が高度化され始めていた。他方、第156回衆議院及び参議院の附帯決議において、中小会社への過重な負担は避けるべきであると決議された。

このように中小会社への過重な負担（会計基準の過重負担）を考慮した、会計は一つであるが、中小企業の特長や会計基準の過重負担を考慮し、会計基準の簡便化が必要であるという考え方が登場した。これを示したのが平成15年6月に日本公認会計士協会から公表された「『中小企業の会計のあり方に関する研究報告』について」（会計制度委員会研究報告第8号）である。この考え方は、シングル・スタンダードと呼ばれる。

このことにより中小会社会計は「中小会社の特性」によって会計基準を簡便化するか、別個の基準を作るかというあり方に関する議論に移行し始める。

これら二つの考え方の構造は図1のようになると考えられる。

図1において、シングル・スタンダードの考え方は、中小会社会計は大会社会計を簡便化することでコスト・ベネフィットを斟酌することで対応するものであることから、大会社会計基準を前提とした構造を表している。またダブル・

スタンダードの考え方は、大会社会計と中小会社会計がそれぞれ別個に並び立つ構造を表している。

これら二つの考え方が中小会社会計の導入期における象徴的な考え方であり、どちらの考え方によるべきなのかが議論された。

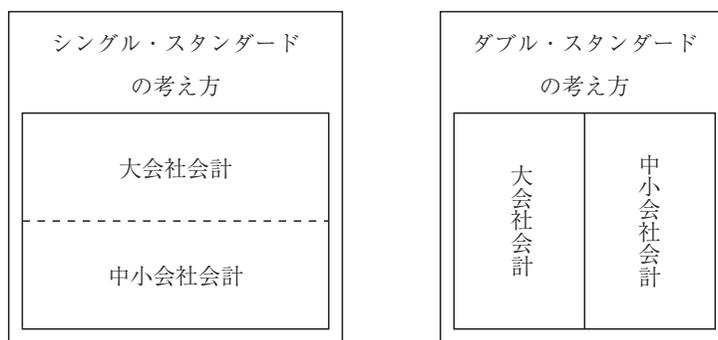
しかし、複数の報告書が併存することは、利用者が混乱するのではないかと危惧され⁽⁶⁾、平成17年8月に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会により「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」⁽⁷⁾が設置され中小会計指針が公表された。

この中小会計指針は、シングル・スタンダードの考え方をとっており、企業会計原則及び企業会計諸基準を簡便化したものであった。これにより我が国で初めて中小会社会計制度が導入された。これらの時期を「中小会社会計の導入期」と呼べよう。

この導入期における議論を要約すれば、会社の規模によってその特性には差異があることが認識され、それを区別する方法が議論された。その方法論として、シングル・スタンダードの考え方とダブル・スタンダードの考え方が挙げられていた。

さらに、それらの議論と併せて複数の報告書

図1 中小会社会計の導入期における考え方



出所：筆者作成

(中小会社の会計の基準)が併存することは利用者の混乱を招く可能性が危惧されたことにより、中小会計指針が制定されたのである。

萌芽期と導入期の違いは、中小会社会計の必要性が認識され、それが基準化されたことにある。

IV 中小会社会計の充実期

平成21年に国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board : IASB)より中小企業向け国際会計基準(International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities : IFRS for SMEs)が公表された^⑧。あわせて、国際会計基準への対応についての議論が高まってきた。とりわけ、シングル・スタンダードの考え方を採用している中小会計指針は、国際化の影響を排除しえず、中小会社には難しすぎるという指摘もあった^⑨。

そこで、平成22年に中小企業庁は、「中小企

業の会計に関する研究会」を再開した。さらに、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会により「非上場企業の会計基準に関する懇談会」が設置された。これらにより公表された研究会の中間報告書および懇談会の報告書は、表現は異なるが同じような結論にたどり着いている。それは、中小会計指針とは別の新たな区分(ボリュームゾーン)を設け、そこに新たな会計ルールを策定することで国際化の影響を排除するというものであった。これを図示したものが図2である。

これらの議論の特徴は二つあると思われる。一つは、国際化の影響の排除を目的とし、中小会社会計の中で分化させるものであり、もう一つは、目的の変化により、中小会社会計の構造も変化したことである。具体的に述べれば、導入期において中小会社の特性により会計基準を簡便化するか区分するかといったシングル・スタンダード及びダブル・スタンダードの考え方から、会計の国際化の影響を中小会社会計から

図2 会社の分類と適用される会計基準

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,900社	国際会計基準の任意適用	日本基準
① 金商法開示会社(上場会社以外)	約1,000社	日本基準 [連結先行で コンバージェンス]	日本基準 (例)簡便法
② 会社法大会社(上場会社及び①以外)(資本金5億円以上、又は、負債総額200億円以上)	約10,000社から上場会社、①に含まれるものの数を除く	作成義務なし	
③ 上記以外の株式会社(上場会社、①及び②以外)	約260万社から上場会社、①、②に含まれるものの数を除く		中小会社指針 新たな区分の指針(仮称)

出所：平成22年3月26日の企業会計審議会総会の資料5及び懇談会報告書(20頁)表2を元に作成。

排除するという目的により中小会社会計を二層化ないし二相化するといった中小会社会計における構造の変化へと至ったことである。

当然、この中小会社会計における考え方の変化は、「新たなボリュームゾーンにおける会計ルール」にも影響を与えている。

平成23年に「中小企業の会計に関する検討会」から「中小企業の会計に関する基本要領」が公表された。これは国際化の影響の排除を目的とした議論の成果であった。

こうした議論の結果、我が国の中小会社会計は、中小会計要領が導入され、かつ中小会計指針を残したことにより、シングル・スタンダードの考え方を残しつつ、中小会社会計の中でダブル・スタンダードの考え方を採るというハイブリット型⁽¹⁰⁾とも呼べる構造を形成したのである。

このことから、中小会社会計は更なる充実をなした。これは「中小会社会計の充実期」と呼べるであろう。

萌芽期から充実期に至るまでの構造を図示すると次の図3のようになる。このハイブリット型における議論の中心は、二つのアプローチ方法の違いである。

一つは、トップダウンアプローチであり、大会社会計を簡便化することにより中小会社会計

へも対応していくというものである。もう一つは、ボトムアップアプローチであり、中小会社会計に必要なものを積み上げていくことによって形成していくというものである。

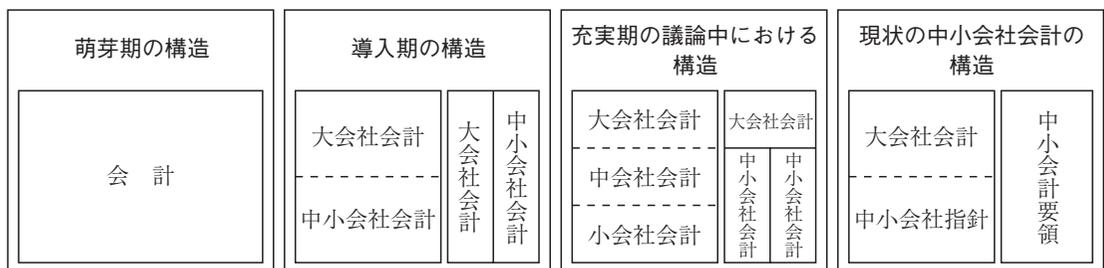
これらのアプローチの違いにより中小会社会計は二相化したと考えられる。

ただし、中小会計要領の根底には企業会計原則が存在すると考えられる。それは中小会計要領に企業会計原則の一般原則および注解1の重要性の原則が用いられているからである。具体的には中小会計要領の総論4(2)において継続性の原則が、8においては正規の簿記の原則が、9において真实性の原則、資本取引と損益取引の区分の原則、明瞭性の原則、保守主義の原則、単一性の原則、重要性の原則が取り上げられている。

このように中小会計要領は、企業会計原則の一般原則および注解1の重要性の原則から積み上げて(ボトムアップ)いったと考えられる⁽¹¹⁾。

中小会社会計の導入期と充実期の違いは、トップダウンおよびボトムアップのアプローチ方法がシングル・スタンダードおよびダブル・スタンダードの考え方に内包されることによって中小会社会計の構造が大きく変化したことにある⁽¹²⁾。

図3 中小会社会計の構造の変化



出所：筆者作成

V 中小会社会計の構造とそのあり方

中小会社会計の構造は、萌芽期、導入期、充実期においてそれぞれ変化していた。

萌芽期から導入期に転換する際の議論は、中小会社会計と大会社会計を区分することであり、その根拠は中小会社の特性にある。それによって中小会社会計と大会社会計を区分する必要性が認識されたといえる。

導入期から充実期に転換する際の議論は、中小会社会計の中で分化することであり、その根拠は中小会社会計がシングル・スタンダードの考え方を採ることにより会計の国際化の影響を排除できないことと中小会計指針が中小会社にとって難しすぎるという指摘があったからであった。それによって中小会社会計は二相化された。

このハイブリッド型ともいえる構造は、どのような中小会社を対象としているのかを明確に区分する必要がある。しかし、中小会計指針及び中小会計要領は、どのような中小会社を対象としているのが明瞭でない。

中小会計指針においては、金融商品取引法の規制の適用外で、かつ、会社法上の会計監査人による監査を受けていない会社とその対象となっている。中小会計要領においては、中小会計指針の適用が必ずしも適当でない金融商品取引法の規制の適用外で、かつ、会社法上の会計監査人による監査を受けていない会社とその対象となっている。

これを解釈すれば、中小会計指針と中小会計要領の適用対象は、多少ズレはあるが、同一の対象を主としているとみられる⁽¹³⁾。

このことから中小会計指針及び中小会計要領を明確に区別できず、どちらの会計ルールを選択するのは、使用者の恣意的な判断に任され

ることになる。その判断において、国際化の影響があるなしでの判断が行われるとは考えられない⁽¹⁴⁾。

このような問題の原因は大会社と中小会社を区分する際に、質的規準のみを前提としていたためであり、量的規準は採用されていないことが考えられる。

英国における小規模事業体向け会計基準（Financial Reporting Standard for Smaller Entities : FRSSE）においては、量的規準が採用されており、明確に大会社と中小会社が区分されている。また、我が国においても中小企業基本法において中小企業の量的規準が採用されているが、この量的規準は用いられていない⁽¹⁵⁾。

質的に同一なものを質的に区分することには無理がある。言い換えれば、大会社と中小会社の区分が必要とされたのは、中小会社と大会社では、その特性が異なるからこそである。であるならば、中小会社を区分するには当然、中小会社の中に異なる特性が存在する必要があるのではないだろうか。しかし、そのことについて、中小会計指針及び中小会計要領では触れられておらず、また適用対象会社についても明確な差異は表されていない⁽¹⁶⁾。

さらに、中小会計指針および中小会計要領は、その対象を中小の「会社」としているが、その名称を中小「企業」としているのはわかりやすさを優先したからである⁽¹⁷⁾。しかし、中小会計指針および中小会計要領は、個人企業を対象としておらず、また中小企業基本法の制約を受けているわけではない。つまり、正確には中小会社といえる。

このように基礎となる名称が曖昧な状態で構築されている中小会社会計は、さらに積み上げていくには不安定ではないだろうか。

中小会社とは、どのようなものなのかを会計理論的に検証すべきであり、そのうえで中小会

社会計を構築していく必要がある⁽¹⁸⁾。

また、複雑な会計ルールを構築することは、中小会社にとって負担となる。それと同時に中小会計指針設定時の指摘にもあったように複数の基準があり、さらに現状の中小会社会計の構造をみるにハイブリッド型という考え方が混在している状態にあることは、利用者の混乱を招く恐れがあると考えられる。そこで中小会社の会計ルールは、中小会計指針と中小会計要領とにわけず、1つにすることが望ましい。つまり、中小会社において複雑化を促す構造ではなく、シンプルな構造がふさわしいといえる。

言い換えれば、大会社との特性の違いから出発している中小会社の会計は、その特性により中小会社会計の独自性をより強めるべきではないだろうか。しかしそのためには、中小会社会計の土台となるべき中小会社会計理論の構築が必要であると考えられる。

ところで、萌芽期より一貫して存在する意見がある。中小会社においては記帳を最も重視する考え方である⁽¹⁹⁾。これについて平成14年に公表された中小企業庁報告書において「記帳の重要性」と表現された。「記帳の重要性」とは、記帳を、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行うことで会計帳簿の信頼性を確保することを目的としており、すべての中小会社がこのような

記帳を行うという理想がある。これを実現するために中小会社会計が必要とされていると考える。

このように考えていくと、まず理想像があり、そこに向かって進んでいくという行き方は、演繹的アプローチであろう。この「記帳の重要性」を達成すべく中小会社会計においても、中小会社の特性から導き出された概念によってフレームワークを構築し、それによって中小会社のための会計基準を構築するというあり方が望ましい⁽²⁰⁾といえる。

これを大会社会計との位置関係および構造としてまとめると次の図4のようになる。

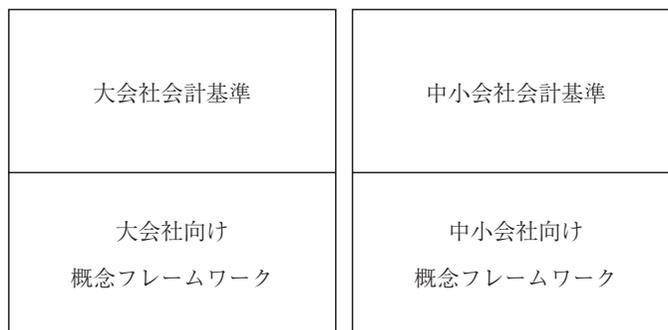
Ⅵ おわりに

本研究では、これらの議論の変遷を検証することにより、現状の中小会社会計の構造を明らかにするとともに、大会社会計との位置関係を検討することを目的とした。

検証の結果、我が国の中小会社会計は、萌芽期、導入期、充実期と分けることができ、それぞれに構造が変化していることがわかった。

萌芽期においては、会計は一つであると認識されていたが、簿記、監査及び法令においては大小会社を区分する必要性が認識されていた。

図4 将来の中小会社会計の構造とそのあり方



出所：筆者作成

導入期においては、大会社と中小会社は、それぞれの会社の特性によって区分する必要性が認識され、シングル・スタンダード及びダブル・スタンダードの考え方が議論され、その結果として中小会計指針が設定された。

充実期においては、トップダウンアプローチ及びボトムアップアプローチの二つのアプローチ方法によって中小会社会計が二相化され、シングル・スタンダードの考え方とダブル・スタンダードの考え方の両方が用いられるハイブリッド型とも呼べる構造となった。

しかし、このハイブリッド型とも呼べる構造においては、中小会社自体を明瞭に区分することが出来ない。そこで、複数の中小会社会計ではなく、中小会社会計を1つのルールにすることが望ましいと考える。

中小会社会計において、萌芽期より一貫して存在する意見がある。それは「記帳の重要性」である。この「記帳の重要性」という理想を実現させるためには、演繹的アプローチを用い、中小会社の特性より導き出された概念によってフレームワークを構築し、それによって中小会社のための会計基準を構成するというあり方が、中小会社会計にとって必要なことである。

これまで中小会社会計の構造の変遷を見てきたが、そこには担当の方々の相当な苦難があったことは想像にたやすい。本稿において、現状の中小会社会計の構造について批判的な意見を述べたが、より良い中小会社会計が構築されることを祈ってのことであるとご理解いただければ幸いである。

(注)

(1) 「中小企業簿記要領」においては、税務当局から個人企業が所得計算の必要最低限の要件を満たしたものと認められていたが、法人企業はこれを用いることはできなかった。しかし、「中小会社経営簿記要領」は「中小企業のうち、会

社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資するために作成されたものである」と目的に示しており、法人企業を対象としたものであることがわかる。

(2) また「今日簿記法として最も発達しているのは、複式簿記であり、簿記といえれば複式簿記を意味するほどであるけれども、記帳能力に乏しい中小企業の場合に、複式簿記は必ずしも適当した簿記法とはいえない。企業の規模の大小によつて単式簿記が適当している場合もある」(財団法人大蔵財務協会 [1950], 1頁)と企業の規模の大小によって区分する必要性が指摘されている。

(3) 中小企業簿記要領においては、企業会計原則と異なり「中小企業簿記が従わなければならない一般原則」として、真実性の原則(第二原則)よりも前に正規の簿記の原則(第一原則)を取り上げたり、事業取引を家計と区分して整理しなければならないという原則(第四原則)が加えられたり、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易にし、記帳の能率化、記帳負担の軽減を図らなければならない(第七原則)といった原則が存在する。

また中小会社経営簿記要領の「中小会社経営簿記要領の特徴」において、「中小会社は一般に個人的色彩が濃く、会社の一二の役員が事実上その会社を支配しているという傾向が強く、また会社の構成員も少いので経理担当者も少人数に限られ、且つ専門的な経理知識が不足しているのが普通である」とされており、大会社とは異なることが示されている。

(4) また、今回検討には含めてはいないが、昭和33年に社団法人中小企業診断協会から「中小企業原価計算要領」が公表されている。

(5) この大小会社区分立法の問題自体について、遡れば昭和13年に制定された有限会社法の議論に行き着くが、本研究では取り上げないこととする。

(6) 平成17年に中小指針が公表された際のプレスリリースにおいて記述されている。

(7) 平成18年4月の中小指針改定の折にプレスリリースにて「中小企業の会計指針作成検討委員

- 会」と名称が変更されている。
- (8) 平成15年にIASCがIASBに改組される際に、中小企業向け国際会計基準について委託され公的委員会との会議を始め、平成16年にディスカッションペーパーを公表しており、その時から議論を重ねていた。
- (9) なぜならば企業会計基準の簡便化を行うことで中小会社の会計基準の過重負担を軽減させることが前提となっているが、簡便化の対象がより複雑化するに従い、自ずと国際化の影響で年次改定をしている中小会社指針も複雑化していくからである。
- (10) 中小会社会計のあり方に関する考え方において、シングル・スタンダードとダブル・スタンダードの考え方があるが、現状の中小会社向けの会計ルールが並存している状況では異なった考え方が混在しているといえる。またそれぞれの考え方において、異なる考え方を配慮した変更や修正をそれぞれに行っているわけでない。そこでこのような状態を「ハイブリッド型」と呼んでいる。
- (11) 安藤英義教授は、中小会計指針設定時のインタビューにおいて、「従来、中小企業には「企業会計原則」は適用できないという声はなかったと思います。この「企業会計原則」のレベルで止まっていれば中小企業あるいは中小会社もついて来られたのですが、平成10年前後から、国際化をにらんだ一連の新しい会計基準が設定されて、非常に複雑で高度なものができてしまった。これはもう、明らかに中小会社あるいは中小企業はついていけない」と述べられており、国際化の影響への懸念と企業会計原則のレベルで止めることが望ましいことを中小会計指針設定時にすでに指摘されていた（安藤 [2005], 98頁）。
- (12) これについて山下壽文教授は、シングル・スタンダードおよびダブル・スタンダードの考え方については作成モデル、トップダウンおよびボトムアップのアプローチ方法については策定方法とされている（山下 [2012]）。
- (13) 安藤教授は、「正規の会計基準を1級とすれば、内容的に、『指針』は2級、『要領』は準2級といえよう」（安藤 [2012]）と述べられている。
- (14) 万代勝信教授は、「もし、会計基準の選択を中小企業に任せると、より簡便な要領（著者注 中小会計要領）に利用が集中し、これまで指針（著者注 中小会計指針）を利用してきた企業でさえも要領に移行することが懸念される」と指摘されている（万代 [2012], 38頁）。
- (15) 中小会社会計の中での区分に関する議論は、懇談会報告書においては「会社の属性（同族会社、法定監査対象外の会社、会計参与の設置を当面予定していない会社、資金調達の種類、財務諸表の開示先等。将来上場を目指す企業は対象外とする。）、会社の行っている取引の内容の複雑性（外貨建の取引、デリバティブ等）、会社規模（売上高、総資産、資本金、従業員数等）」（筆者下線）といったものが取り上げられており、量的区分もその検討内容に含まれている。これに対し中小企業庁の中間報告書においては、「閾値等をもって画一的な線引きを行うことは、必ずしも適当ではない」としており、量的区分については否定的である。
- (16) 中小要領では、中小指針「と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象」と中小指針と中小要領を区分する表現は存在するが、その具体的な区別については記述されていない。中小企業庁の中間報告書の意見を取り入れた形となっている（注15参照のこと）。
- (17) 日本税理士会連合会監修・近畿税理士会調査研究会編著 [2008], 13頁の要約。
- (18) これについては拙稿において、中小会社の特性として、「所有と経営の非分離」、「経理担当者の人数的・知識的不足」及び「株式非公開会社」の三点を前提に会計諸理論（特に会計公準、会計目的と会計職能、会計主体）の検討を行っている。
- この検討の結果は次のようなものであった。
1. 会計公準は、会社の規模を問わず、普遍的なもの。
 2. 会計目的と会計職能は、大会社の採る意思決定有用性説よりも、会計責任説によることが望ましい。

3. 中小会社の特性である「所有と経営の非分離」から資本主理論による構築が望ましい。

以上の結果を踏まえ、会計公準以外大会社とは異なる中小会社の会計理論の独自性があることからダブル・スタンダードの考え方を採用することが望ましいと結論付けた。

また、会計公準を起点とした会計原則（基準）構築は、国際化の影響や社会的変化の激しい現代社会において対応させることが難しい。そこで中小会社の会計理論の独自性から概念フレームワークを構築し中小会社会計基準を考える必要性について述べている（堂野崎 [2011]）。

(19) 記帳の重要性については中西寅雄教授が財団法人大蔵財務協会編『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿の付け方』の「推薦のこぼし」において、「従来中小企業の簿記は、いちじるしく不完全であつたが、この度シャウブ勧告にもとづく青色申告制度が始められ、税の立場から簿記の改善が急速に要望せらるるにいたつた」（財団法人大蔵財務協会編 [1950], 1頁）とされ、さらに「経済安定本部の企業会計制度対策調査会は、中小企業者の記帳の実情に対する深い考慮の下にさきに中小企業のための簿記要領を発表した」（財団法人大蔵財務協会編 [1950], 2頁）と指摘されていることから中小会社においては最も記帳を重要視するのは萌芽期より始まったと考えられる。

(20) 中小会社会計の概念フレームワークのコアとなる概念を中小会社の特性を視座として検討すると次のようなものとなった（堂野崎 [2013]）。

まず上位概念として「信頼性ある記帳」があり、これを支える要件として「網羅性」、「整然性」、「明瞭性」、「正確性」及び「適時性」の5つをあげている。そして下位概念としての「目的適合性」をあげている。

これらの上位・下位概念が無制限に適用されないように制約的概念として「実行可能性」、「経営者への理解可能性」および「継続性」をあげている。

【参考文献】

- ASB [1997] Financial Reporting Standard for Smaller Entities.
- IASB [2009] BASIS FOR CONCLUSIONS IFRS for Small and Medium-sized Entities.
- Kawasaki, T. and Sakamoto, T. [2014] *General accounting standard for small- and medium-sized entities in Japan*, Wiley Publishing Japan.
- Sharp, I and Lennon, M [1997] Financial Statements for Smaller Companies: A Guide to Practice and the Frsse.
- 安藤英義 [2005] 「『中小企業の会計に関する指針』をめぐって」『企業会計』第57巻第11号, 97-103頁。
- 安藤英義 [2012] 「巻頭言：『中小企業の会計に関する基本要領』の公表」『産業経理』第72巻第1号, 3頁。
- 神森智 [2013] 「中小企業会計と中小企業会計監査」『松山大学創立90周年記念論文集』, 463-488頁。
- 河崎照行・万代勝信編著 [2012] 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会, 企業会計研究会編 [1950] 『中小企業簿記要領：経済安定本部企業会計制度対策調査会報告』財団法人大蔵財務協会。
- 財団法人大蔵財務協会編 [1950] 『中小企業簿記要領による中小企業の帳簿の付け方』財団法人大蔵財務協会。
- 武田隆二編著 [2003] 『中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社。
- 武田隆二編著 [2006] 『中小会社の会計指針』中央経済社。
- 堂野崎融 [2011] 「中小企業会計の概念フレームワークの必要性」『企業経営研究』第14号, 25-37頁。
- 堂野崎融 [2013] 「中小会社会計の基準形成における概念に関する一考察」『企業経営研究』第16号, 61-72頁。
- 中小企業庁 [1953] 『中小会社経営簿記要領と解説』中央経済社。
- 中小企業の会計に関する研究会 [2002] 『中小企業の会計に関する研究会報告書』。

- 中小企業の会計に関する研究会 [2010]『中小企業の会計に関する研究会中間報告書』。
- 日本公認会計士協会会計制度委員会 [2003]「委員会研究第8号『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』[抜粋]」『JICPA ジャーナル』第581号。
- 日本税理士会連合会編集 [2003]『中小会社会計基準要覧』六法出版社。
- 日本税理士会連合会監修・近畿税理士会調査研究会編著 [2008]『「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社。
- 非上場会社の会計基準に関する懇談会 [2010]「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」。
- 万代勝信 [2012]「『中小会計要領』と『中小会計指針』の棲み分けの必要性」『企業会計』第64巻第10号, 32-39頁。
- 山下壽文 [2012]「わが国の中小企業会計基準の展開:「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって」『佐賀大学経済論集』第45巻第4号, 49-72頁。

Journal of Accounting Research for Small- and Medium-sized Entities(SMEs)

No.1

2015

Summary and Keywords

REFERRED ARTICLES

A Proposal for the Conceptual Framework for Small- and Medium-Sized Entities Accounting in Japan

Isamu Iwasaki (*Kyushu University Professor*)

Summary

For small- and medium-sized entities, a different set of accounting standards from large-sized entities are needed, because the financial statements which show the real situation of small- and medium-sized entities more properly could contribute social creditability. In this situation, there are need for a set of conceptual framework to set a consistent set of accounting standards. In the United States of America, The American Institute of Certified Public Accountant issued “Financial Reporting Framework for Small- and Medium- Sized Entities” in 2013, which is a set of conceptual framework to set a consistent set of accounting standards for small- and medium-sized entities. Just like as the AICPA’s conceptual framework, the purpose of this paper is to propose the best conceptual framework for Japanese small- and medium-sized entities accounting.

Keywords

Accounting for Small- and Medium-Sized Entities, Conceptual Framework

REFERRED ARTICLES

Usability and future applicability of The Basic Guidance of Accounting for SMEs in Japan

Sachiko Kushibe (*The International University of Kagoshima Lecturer*)

Summary

There are two accounting standards for SMEs in Japan. One is “The Guidelines of Accounting for SMEs” and the other is “The Basic Guidance of Accounting for SMEs”. The aims for establishing these two standards were the one related to business management that manager figure out the financial conditions of their own company, and the one related to funding that managers make use of the standards for the fund-raising from the financial institution (banks, etc.).

In this study, hearing surveys with tax accountants, financial institutions, and Credit Guarantee Corporation were conducted. From the results of the surveys, the usability of submitting financial statements, which the accounting standards for SMEs were applied, in the fund-raising of SMEs was studied. The present situations that “The Guidelines of Accounting for SMEs” was hardly used and the only “The Basic Guidance of Accounting for SMEs” was applied, and that the SMEs tend to apply the accounting standards for SMEs only to receive the discount of the guarantee charge from Credit Guarantee Corporation were illustrated. Further, the scoring in financial institutions and the contents of the “Financial Inspection Manual (supplement)” by Financial Service Agency were explained. The usability of “The Basic Guidance of Accounting for SMEs” in the scoring and the Financial Inspection Manual (supplement) and the benefits of “The Basic Guidance of Accounting for SMEs” in the judgement of guarantee by the Credit Guarantee Corporation were illustrated.

Keywords

Characteristics of SMEs, qualitative factor, quantitative factor, scoring, Financial Inspection Manual (supplement)

REFERRED ARTICLES

Study on Assurance Services for SMEs

Kaiwen Zhu (*Kinki University Graduate School of Commerce Research Fellow*)

Summary

The Japanese accounting system is divided by large entities and SMEs. Large entities are required to prepare financial statements in accordance with Japanese Generally Accepted Accounting Standards (J-GAAP), IFRS, U.S.GAAP or Japan's Modified International Standards (JMIS) . The General Standards for SMEs and the Accounting Guidelines for SMEs will be applied for SMEs. The Review Group on SME Accounting established by the Small and Medium Enterprise Agency and the Financial Services Agency has issued the General Standard for SMEs in February 2012. This standard, along with the Accounting Guidelines for SMEs, can be applied in any of the SMEs by management's decision. In order to ensure the reliability of financial statements that are prepared in accordance with these accounting standards, large entities can use an accounting auditor system. On the other hand, there are two kinds of systems have been developed for assurance services of financial statement for SMEs: the Accounting Counselor System and the Document Attachment System. But both of the two systems were not widely adopted. In light of this situation, and considering that the accounting standards for SMEs have been developed, it is necessary to establish an assurance system for SMEs. From these considerations, this study purposes to clarify the necessity of the assurance services in SMEs, and tries to establish an assurance model for SMEs in Japan. In conclusion, this study argues that we should take into account the needs of both SMEs and users of their financial statements, and it has a need to set assurance services other than audit to be appropriate for SMEs. Therefore, this study suggests that audit should be applied to large entities, review engagements should be applied to medium sized entities, and compilation engagements should be applied to small sized entities.

Keywords

Accounting for SMEs, Assurance Services, Audit, Review, Compilation

Direction of improving the reliability of the financial institutions that take advantage of the SMEs accounting in Japan

—About the relationship between small business owners and financial institutions—

Kentaro Matsuzaki (*Meiji University Graduate School of Global Business Part-time Lecturer, CPA/CPTA*)

Summary

Accounting for SMEs in Japan that have been built and operated as a growth development model for SMEs is the greatest feature. Accounting of Japan's SMEs to enhance the reliability of the financial statements, and to improve the reliability between the financial institutions and SMEs, and that want to raise funds when needed, to meet the needs for small business owners.

In this study, focusing on the effect of reliability improvement by utilizing the relationship monthly management and actual financial statements by financial institutions to create is on the SMEs, funding than originally accounting of Japan's SMEs that it has been built with an emphasis on that, and SMEs for financial statements is to clarify what has been how to use in the examination for financial institutions, centered on the relationship between small business owners and financial institutions, we were examined something to do with improving the reliability of the direction of the financial institutions that take advantage of the SMEs accounting should be.

As a result, the financial statements that conform to the correct accounting rules, financial institutions have played an important role as the creation of basic data for actual financial statements to be created for the corporate rating, financial institutions to focus for future cash flow information, monthly management such as timely monthly closing and budget management, it has been emphasized from the viewpoint of improving the reliability of SMEs and financial institutions.

Improving the reliability of financial statements itself (take advantage for such compilation) and construction of accurate and timely performance management system with a focus monthly management and, on whether the mechanism can be constructed for appropriate rating for SMEs for financial institutions.

Keywords

Accounting of SMEs, Financial of SMEs, Assurance of financial statements, Actual financial statements, Monthly management

Construction of Accounting for Small and Medium-sized Entities based on the Definite Settlement of an Accounts Principle

Takaharu Sakai (*Kumamoto Gakuen University Assistant Professor*)

Summary

Recently, in which enterprises such as large, small and medium-sized entities, and publicly and closely-held companies is multi-layered, the bases of accounting are double-tracking. This situation, for small and medium-sized entities (SMEs), what has become unclear whether the generally accepted accounting principles. Therefore, there is significance to study accounting standards required for SMEs.

Preparing accounting books are required for which the management power of SMEs is built up. Since the concept of corporate accounting principles is included in the new document presenting guidelines for SMEs, it should be widespread. However, since the tax law standards are used in the new document presenting guidelines for SMEs, it is included a most basic standards of accounting disposition generally recognized as just and proper.

Then, since financial statements are generally prepared based on the general tax law standards, it is considered that provisions combining the new document presenting guidelines for SMEs with the corporate tax laws are firstly established.

Keywords

Guidelines of SMEs accounting, New document presenting guidelines for SMEs accounting, Definite settlement of accounts principle, Reckoning the amount into expense for accounting purpose, Strengthening of corporate management

A study on the structure and the way of Small and Medium-sized Entities accounting in Japan

Toru Donosaki (*Hiroshima Bunka Gakuen University Part-time Lecturer*)

Summary

In this paper, by examining the transition of the discussions on Small and Medium-sized Entities accounting, clarify the structure of the current small and medium-sized entities accounting, was intended to examine the positional relationship between the large company accounting.

The verification result, discussion of small and medium-sized entities accounting in Japan, three phases (the embryonic phase, the induction phase and the influx phase) can be divided into, the structure has changed in each phase.

In the embryonic phase, bookkeeping, audit and law in the need to distinguish large and small companies have been recognized.

In the introductory phase, large entities and small and medium-sized entities, the need to distinguish the characteristics of the entities has been recognized in accounting. The idea of a single standard and double standard has been discussed as a way to partition.

In the influx phase, small and medium-sized entities accounting is two-phased by approach in top-down and bottom-up is used, it became a structure that called a hybrid type in which both are used in single standard and double standard ideas.

However, in the structure called a hybrid type, it is not possible to distinguish clearly the small and medium-sized entities itself. Therefore, it is desirable to unify the small and medium-sized entities accounting.

In the discussion of small and medium-sized entities accounting, "Importance of Book Entrys" are claimed consistently from embryonic phase. To achieve this claim, with a deductive approach to build a framework through the concept derived by the "characteristics of small and medium-sized entities", it is required way to configure the accounting standards for small and medium-sized entities.

Keywords

The structure of SMEs, The positional relationship between of SMEs and the large company, The way of SMEs, The transition of discussion in SMEs

『中小企業会研究』創刊（第1）号を無事に発刊することができました。学会誌編集委員会を代表いたしまして、関係の皆様にご挨拶申し上げます。特に、日程的にも厳しい中査読の労をとっていただきました査読者の先生方をはじめ、裏方でご支援いただきました先生方には、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

創刊号には、本学会の河崎照行会長より「巻頭言」をお寄せいただきました。また、掲載させていただきました論稿は6篇となりましたことを報告させていただきます。このうち、査読済み論文は3篇、査読無し論文が3篇という結

果となっております。いずれも前回の中小企業会計学会第2回研究大会（於：近畿大学）にてご報告いただきました先生方よりご投稿いただいた論稿であり、様々な観点から、中小企業会計をとり上げていただいているものです。

産まれたばかりの『中小企業会計研究』誌であります。創刊号の編集等におきましては、編集委員会としても運営上の不備もあったかと存じますが、『中小企業会計研究』誌が、会員の先生方のご協力のもと、大きく育っていくことを願っております。今後も関係の皆様のご支援・ご協力をお願いしたいと存じます。

中小企業会計学会・学会誌編集委員会
委員長 上野清貴
副委員長 梶田龍三

中小企業会計研究 No.1（創刊号）

2015年8月発行

編集・発行 中小企業会計学会
（事務局）

〒658-8501 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1

甲南大学 河崎照行研究室内

E-mail: office@jaasme.org

製作協力 株式会社 中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

Tel 03-3293-3371(代) Fax 03-3291-5127

ISSN 2189-650X